

自家消費計上の適正化

—農業を中心として—

相田 威志

論文要旨

所得税法 39 条、消費税法 4 条 5 項 1 号及び消費税法 28 条 3 項 1 号は、個人事業主が棚卸資産を自家消費した場合に、「その消費の時における資産の価額」を、総収入金額に算入あるいは、課税標準に加えることを要求している。

農業においては、生産、販売される棚卸資産が農産物であることから、自家消費が行われていることは確実であるが、その計上は法が要求するものとは乖離している可能性がある。仮に、法と実際の計上に乖離が認められ、それを課税庁が看過しているとすれば、課税要件明確主義、合法性の原則、これらを基礎に置く租税法律主義、及び租税公平主義等、租税法の諸原則に反し、問題となる。

筆者はこのような問題意識から、農業における自家消費の計上について、理論と実務の乖離を明らかにし、その乖離を解消するための提起を行うことを本稿の目的とした。

乖離を明らかにするためには、まず理論上、自家消費がどう扱われるのか（どうあるべきか）、を明らかにしなければならない。自家消費とは何か、その本質はどのようなもので、なぜ課税が行われるのか、適用範囲はどこまでなのか、計上金額はどのように算定するのか。実務上の自家消費と対比されるべき、理論上の自家消費が明確になって初めて、その乖離が明らかになるためである。本稿では理論上の自家消費を明確にすることに、多くの紙幅を要している。

その上で、文献調査とアンケート調査により、農業における自家消費の取扱いの実態を確認し、理論と実務の乖離の存在を明らかにした。多くの農家は理論上とはかけ離れた方法により、自家消費の金額を計上していたのである。そして筆者は、その乖離が生まれる主たる原因が、多くの農家は価格決定権を有さない、という農業特有の事由にあることを突き止めた。これは多くの農家が、自家消費の計上をする上で最も重要な、「消費の時における資産の価額」が分からないことを意味する。

それは同時に、理論と実務に乖離が生じている原因が、農家も他の事業者と同様、当然に価格決定権を持つという、法が置く前提の誤りであることも意味する。したがって、乖離の解消には法の解釈論では限界があり、立法論によることもやむを得ないとの結論に至った。

農家は、価格決定権を有する少数の農家と、価格決定権を有しない大多数の農家に分けられる。筆者はこの価格決定権の有無に応じて、適用できる計上方法に差異を設けるべきだと考え、簡便法（みなし自家消費率法）と、市価法という、農業における自家消費の計上方法を 2 つ提起した。簡便法とは、価格決定権を有する農家が、自家消費の金額を原則の方法により 5 年間計上した場合には、その 5 年間以後の各年において、みなし自家消費率を用いた算式により算出し

た金額を、その年の自家消費金額として計上することを認めるものである。市価法とは価格決定権のない農家について、消費の時における農産物の市場価格を用いた算式により算出した金額を、その年の自家消費金額として計上することを認めるものである。そして、これらの計上方法によれば、法が要求する「消費の時における資産の価額」に近似する金額を計上できると結論づけた。

本稿は、農業における自家消費を、所得税法と消費税法という2つの視点から検証することを意識した。所得税法39条は、昭和25年にその前身である条文が創設された。戦後の食糧不足の最中、農家は自給自足が可能で、それだけ高い担税力を持つことになるから、自家消費の課税を承認する要因になったとも言われる通り、農業と自家消費には深い結び付きがあり、自家消費は農業を抜きにしては語れない。その後、消費税法4条5項1号の前身となる条文が、平成元年に創設されている。両法の自家消費は、条文の構成こそ似ているものの、創設時期には時間的な隔たりがあり、社会環境も異なることから、法の意図する所を整合させることには困難も多かった。しかし、両法における自家消費を論点ごとに比較説明することに腐心した結果、その異同が浮き彫りとなり、筆者の結論を打ち出す足がかりとなったことは、大きな成果である。

目次

はじめに	1
第1章 自家消費の定義・適用要件	5
第1節 自家消費の概要	5
第2節 各用語の意義（自家消費と関連用語）	6
第3節 自家消費と家事費・家事関連費の異同	12
第4節 自家消費の本質（控除否認説と売上説）	13
第1項 控除否認説	13
第2項 売上説	16
第3項 本稿の立場	18
第5節 自家消費計上の必要性	19
第1項 所得税法の立法趣旨と包括的所得概念	19
第2項 消費税法の立法趣旨と課税の対象	22
第3項 実務に見る自家消費計上の必要性	26
第6節 小括	29
第2章 自家消費の所得区分・適用範囲	30
第1節 所得税法の所得区分	30
第1項 課税される所得となるか	30
第2項 事業所得か雑所得か	32
第3項 所得区分と損益通算	33
第2節 対象となる人的範囲	35
第1項 「家事のために消費」と「家計」	35
第2項 自家消費の主体と多段階説・単段階説	40
第3項 同一生計親族による自家消費と事業性	43
第3節 対象となる金額の範囲	43
第4節 対象となる期間の範囲	45
第5節 対象となる行為の範囲	46
第1項 範囲を限定することに対する疑問	46
第2項 所得税法と消費税法の違い	47
第3項 自己に対するサービスが適用範囲から除かれる理由	49

第4項	自己に対するサービスへの課税の可能性	54
第6節	小括	71
第3章	自家消費金額の算出	72
第1節	自家消費の金額計上に用いるべき金額	72
第1項	原則と特例	72
第2項	割合の根拠・妥当性	73
第3項	割合の差	74
第2節	自家消費の金額計上に用いるべき数量	76
第3節	帳簿等の記帳等と特例の関係	76
第4節	農業についての特殊な取扱い	77
第1項	特殊な取扱いを認める背景	77
第2項	個別通達	78
第5節	実務における経理の実態調査	80
第6節	理論と実務の乖離	87
第1項	乖離の原因	87
第2項	解釈論の限界	89
第3項	新たな自家消費金額の計上方法の模索（推計課税を例に）	90
第7節	新たな自家消費金額の計上方法の提起	94
第1項	計上方法の前提条件	94
第2項	簡便法（みなし自家消費率法）の提起	107
第3項	市価法の提起	109
第4項	自家消費の計上方法まとめ	111
第8節	適正な自家消費の計上による効果	112
第1項	農家に価格に対する意識を持たせることを通じた効果	113
第2項	農業の法人化・国際会計基準との関連	113
第9節	想定される批判への反論	114
第10節	小括	120
おわりに		121
参考文献		124
【図表リスト】		130

はじめに

(本稿の結論)

農業における自家消費は、理論上と実務上で取扱いに乖離が生じている。乖離を存置することは、租税法の諸原則に抵触する恐れがあるが、その解消は現行税法の解釈では限界がある。

したがって、乖離を解消するためには新たな立法によることもやむを得ない。本稿は、その立法の一案として、個別通達に変わる新たな自家消費の計上方法(簡便法・市価法)を提起する論文である。

(問題の所在)

田舎暮らしを望む人が増えている。平成 29 年度国土交通白書では、三大都市圏に住む各世代のうち特に 20 代の約 4 人に 1 人が、地方移住に関心があることが示されている¹。その理由として、田舎には豊かな自然があることや、新しい土地での生活を始めたい、といったものとともに、自給自足ができる環境があることが挙げられている。そこからは移住先の地で農漁業を営み、自らが作った、あるいは捕ったものを食し、自給自足の生活をするに憧れを抱く若者の姿が窺える。

筆者はかつて農家から野菜を仕入れる仕事に携わっており、実際に農家を訪ね、畑から収穫したばかりの野菜を食べたことがあるが、こんなに旨いものがこの世にあるのか、と衝撃を受けたことを今でも鮮明に覚えている。自らが育てた野菜を採りたての状態で食べることができるのは農家の特権とも言え、筆者自身も田舎暮らしに少なからず憧れを抱いたものである。

この自らが育てた野菜つまり農産物を、自ら食べるという行為は、税務上「自家消費」あるいは「家事消費」などと呼ばれ、行為自体は至極単純でありながら、複雑な問題を内包している。すなわち、所得税法、消費税法²においては、

¹ 国土交通省「三大都市圏の若者は地方移住に強い関心～平成 29 年度国土交通白書を公表～」国土交通省総合政策局政策課

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08_hh_000135.html (最終閲覧日：令和 4 年 2 月 14 日)。同様の調査結果は、総務省『『田園回帰』に関する調査研究報告書』自治行政局過疎対策室 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei10_02000053.html 42 頁 (最終閲覧日：令和 4 年 2 月 14 日)。

² 消費税には、分類に応じて様々な呼称があるが、本稿で単に「消費税」という場合、法令番号昭和 63 年法律第 108 号の消費税法により課税される、一般的に税率 10% で認知される間接消費税の消費税を指す。

- ・自らが育てた農産物を 100% 自家用として消費するのか。
- ・自らが育てた農産物を専ら自家用として消費し、余剰分は農協や卸売市場³へ出荷するのか。
- ・自らが育てた農産物を専ら事業用として出荷し、自家用でも消費するのか。
- ・消費するのは個人事業主自身なのか、配偶者なのか、知人なのか。
- ・有償なのか無償なのか。

…つまり何の目的で農産物を育成し、誰が消費するのか、金銭等の授受はあるのかにより取扱いが全く異なるのである。では現実にその取扱いの別ごとに、正しい経理がされているのかというと、農業と税務のいずれにも携わった筆者の経験上、そうとは言い難い。

税法上、自家消費の計上については一定の基準が設けられているにもかかわらず、実務上は杜撰な経理がなされ、本来それを正すべき立場にある課税庁も、その杜撰な経理を黙認している状態となっているようである。

このような理論上の自家消費と、実務上の自家消費との乖離が生ずる背景には、農業が元々有する特殊性に加え、法令そのものの曖昧さや、適用範囲の不明確さ、関係法令間の不整合が深く関係していると考えられ、これを放置すれば予測可能性、法的安定性が担保できず、課税要件明確主義に反することにも繋がる。

さらに言えば、自家消費の問題を金額の重要性から些末な問題として取り合わず、法に規定したものと異なる取扱いを課税庁が認めてしまえば、租税法律主義を構成する合法性の原則に抵触するのみならず、法が有名無実化してしまい、法に則り適正な経理を行っている他の事業者との課税の公平も図れないことになる。

自家消費について考えることは、課税物件について検討を加えることであり、所得とは何か、という所得税法の根源的な問題や、帰属所得（インピューテッドインカム）に対してどこまで課税するかという、より広範な問題に検討を加えるということでもある。金子宏は帰属所得について、「法律学の世界では人口に膾炙していない」⁴と述べており、筆者も同感である。研究が進んでいないということ

³ 本稿では「卸売市場」と「市場」という文言を使用する。「卸売市場」とは、売手と買手が特定の商品を一時的に取引する場所で、具体的市場を指す。「市場」とは、一定の場所・時間に関係なく相互に競合する無数の需要・供給間に存在する交換関係で、抽象的市場を指す。広辞苑デジタル版（第7版）。「市場」は「卸売市場」より広い概念である。本稿において「市場価格」は、具体的市場、抽象的市場どちらの価格にも用いるが、特に農業に関連して「市場価格」を用いる場合には、「卸売市場」の相場を意味する。

⁴ 金子宏「租税法における所得概念の構成（3・完）」法学協会雑誌 92 卷 9 号 1112 頁（1975）。続けて、脚注に帰属所得を扱った文献を幾つか挙げていることから、帰属所得に関する研究が多くないことを例えたものと推測する。金子宏の言は 1975 年当時のもの

は、実務を行う上で拠るべき法の解釈が確立されていないということになる。

また、自家消費金額の多寡は特に消費税法においては、免税点制度や簡易課税制度の判定基礎となる課税売上高や、課税売上割合にも影響を及ぼすため、看過できない問題であると考えられる。

本稿は所得税法、消費税法における自家消費が抱える種々の問題点を、農業⁵を中心として明らかにし、その上で、問題を解決するための案を提起することを目的とする。

具体的方策として、まず自家消費の定義とその適用範囲を明らかにすることで、納税者の予測可能性及び法的安定性を確保し、課税要件明確主義の要請に応える。同時に、簡便かつ明瞭な自家消費の計上方法を提起することにより、課税庁の恣意的課税が入り込む余地を除き、合法性の原則を堅持し、租税法律主義、租税公平主義これら租税法の諸原則の実現に資することとする。

（研究の方法）

研究の核となるような、自家消費が主たる争点となった判例は数少ない。自家消費は、主たる事業活動の中で付随的に行われることが多く、訴訟の対象となる金額が相対的に少なくなることから、自家消費の存否のみを争っても、納税者、課税庁ともに訴訟コストの方が高つくためと考えられる。

したがって、本稿は判例研究を中心とせず、自家消費に関する規定である、所得税法 39 条と消費税法 4 条 5 項 1 号のほか、その関係法令の解釈を学説から抽出し、そこへ筆者の解釈を加え、自家消費が問題となる場面ごとに検証することを研究方法として選択した。

その際、自家消費を所得税法、消費税法という 2 つの視点から検証し、税法間の整合を図ることに努めている。自家消費の先行研究は、所得税法における所得概念の一例としての自家消費、消費税法における課税の対象の一例としての自家消費、といったように、それぞれが別個独立した研究対象とされ、横串を刺すような横断的、網羅的な研究がされてこなかったためである。

なお自家消費を考えると、その対象は棚卸資産(準棚卸資産を含む)と棚卸資産以外の事業用資産とがあるが、後者には農業固有の論点がないため、本稿では特に断りのない限り、棚卸資産の自家消費に焦点を絞って論を進めることとした。

であるが、本稿の執筆時点(2022年)においても、状況に著しい変化はないように感じる。

⁵ 本稿における「農業」とは、所得税法施行令 88 条に規定する農産物を栽培、収穫する農業を想定している。対象は植物であり、養蚕、養蜂、畜産など動物を対象とする農業は、本稿では取り扱わない。

(本稿の論理展開)

本稿の結論に至る、具体的な論理展開は以下の通りである。

第1章では自家消費とは何か、どの税法に規定があり、どのような定義付けをされているかを確認し、本稿が取り扱う自家消費の位置付けを確定する。その上で、自家消費の本質を理解し、なぜ自家消費を計上しなければならないのか、その必要性を立法趣旨と、実務上の必要性、特に農業における必要性の面から検証する。

第2章では所得税法における自家消費の所得区分を確認する。そして所得税法、消費税法の自家消費の適用対象の範囲（具体的には、課税対象となる人・対価・期間・行為の範囲）を確認する。また条文と通達、判例や裁決例、学説をもとに考察を加え、どこまでが自家消費の適用範囲となるのか、確定させる。

第3章では第1章、第2章を踏まえ、自家消費の金額の計上方法を確認し、実務上の自家消費と対比されるべき、理論上の自家消費を明確にする。その後、実務上での自家消費の取扱いを文献調査、アンケート調査によって明らかにする。そこから、理論（理想）と実務（現実）との乖離を明らかにした上で、現行税法下での農業における理想の実現性に疑問を呈す。その後、この乖離を埋めるための合理的な解決案をいくつか提起する。具体的には関係法令間の相違の解消を第一の目的とする、自家消費金額の新たな計上方法の提起である。そして、この提起が農業の発展に寄与することを示すとともに、想定されるいくつかの批判についても反証を行う。

おわりにでは、第1章から第3章までの議論から、筆者の提起する自家消費の計上方法の採用が必要であると結論づける。

植物工場や施設栽培、機械化により農業の工業化が進み、現地販売や産地直送により商流も多様化するなど、近年の農業を取り巻く環境の変化は著しい。ところが税法は、所得税法110条の特別農業所得者の予定納税や、所得税法41条の収穫基準に代表されるように、専業農家による稲作中心の農業、出荷先は農協や卸売市場といった旧態依然の農業を前提としており、この著しい変化に対応できていない。それが実務においても歪みをもたらしており、適正な課税を阻害していると考えられる。自家消費の問題点の抽出と、それに対する改善案を提起する本稿が、今後の農業と税法のマッチングに向けた議論の足掛かりとなることを切望する。

第1章 自家消費の定義・適用要件

本章では、まず、自家消費とは何か、その概要と定義について確認を行う。なぜなら自家消費は所得税法及び消費税法にその概念が見られるが、同時に家事消費、家事消費等、自家消費等、家事費、家事関連費、家事関連費等、事業消費、自社使用等など、自家消費と似た概念が多く存在し、かつ、これらが両法の中で入り乱れている。自家消費とこれらの用語との区別、及び関連性を明確にできなければ、本稿における自家消費の位置付けが不明確になってしまうからである。

本章ではこれらの用語の定義について、規定の文言に基づき確認を行う。規定が曖昧な場合には、別途注釈を加えるが、その場合にも文理解釈を離れないよう注力する。

用語の定義を理解したところで、次に自家消費に課税する必要性を、立法趣旨と実務上の必要性の2つの視点から検証する。自家消費は金額が少額であることが殆どで、その計上は重要性に乏しいと言われるが、それでもなお計上すべきとされ、所得税法、消費税法ともに、わざわざ本法において明文化されているには相応の理由があると考えられるためである。

以上、自家消費の定義と課税の必要性の2点を理解して初めて自家消費の問題点、今後の有り様を検討することができるのである。

第1節 自家消費の概要

自家消費とは、端的に言えば自らが購入した商品、あるいは自らが製造した物品を自らが消費、あるいは使用することである。したがって、DIYや家庭菜園のほか、自家消費を広く捉えれば家庭で作る料理など、通常生活を営む上で当たり前の行為が全て自家消費に含まれることとなる。とは言っても、これらの行為に対して課税されるなど思いもよらないことであるし、実際、このような行為に対して課税は行われていない。自家消費の一般的観念としては、わずかに支出の削減あるいは節約として考えられるにすぎず⁶、積極的に所得として認識させることが難しいためである。

しかし、自家消費を行う主体が個人事業主⁷の場合に限っては、同一人に事業者としての個人と、消費者としての個人という異なる立場が併存するため、別段の取扱いが必要となる。

⁶ 菊池衛「人的役務所得をめぐる若干の考察」税大論叢4号276頁(1971)。

⁷ 本稿において「個人事業主」とは、事業を行う居住者、事業を行う個人を指す。消費税法2条1項3号においては「個人事業者」と定義されるが、本稿では同義として扱う。

自家消費について、直接的な取扱いを定めた規定は、所得税法 39 条及び消費税法 4 条 5 項 1 号である。

以下に原文を示す。

所得税法 39 条

居住者がたな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）を家事のために消費した場合・・・には、その消費した時におけるこれらの資産の価額に相当する金額は、その者のその消費した日の属する年分の事業所得の金額、・・・又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

消費税法 4 条 5 項 1 号

次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

- 一 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用

なお、法人税法に自家消費に関する規定はない。法人は法によって人格を与えられ、権利義務の主体となり得るが、自家消費は自然人を介在して行われることが通常である。したがって、消費による心理的満足が自家消費を含む帰属所得の本質であると解する⁸限り、法人の自家消費は観念できないためである⁹。

そして、自家消費に関する規定が存在しないことを利用した法人役員の私的消費の防止には、法人税法では別段の定めである（役員給与の損金不算入、寄附金の損金不算入、交際費等の損金不算入）、消費税法では（法人の役員に対するみなし譲渡、低額譲渡）がその役割を果たすことになる。

第 2 節 各用語の意義（自家消費と関連用語）

自家消費に関連のある用語として、「自家消費」、「家事消費」、「家事消費等」、「自家消費等」、「家事費」、「家事関連費」、「家事関連費等」、「事業消費」、「自社使用等」がある。

それぞれについて、以下に出典を示し、同時に定義を確認し、表にした。なお、定義は専ら所得税法、消費税法内にある文言に拠り、筆者の解釈、他書・他稿からの引用は極力排している。

⁸ 谷口勢津夫『税法基本講義』207 頁（弘文堂,第 6 版,2018）。

⁹ 自社に設置した太陽光パネルで発電をし、その電力を自社で使う、という場合などは例外的に法人による自家消費と言えよう。

<p>【用語】 自家消費</p>	<p>【出典】 所得税法 39 条 所得税法施行令 86 条 所得税基本通達 39-1</p>
<p>【定義】 自己の家事のために消費することをいう。</p>	

<p>【用語】 家事消費</p>	<p>【出典】 所得税法施行規則 47 条の 3-1 所得税基本通達 39-1 所得税基本通達 39-3 所得税基本通達 39-4 消費税法 4 条 5 項 1 号 消費税法基本通達 11-1-1 他</p>
<p>【定義】 家事消費は自家消費と同義である。所得税基本通達は「(…自家消費の場合の総収入金額算入) 関係」のカテゴリに、所得税基本通達 39-1「家事消費又は贈与等をした棚卸資産の価額」、所得税基本通達 39-3「準棚卸資産を家事消費した場合の所得区分」、所得税基本通達 39-4「山林を家事消費した場合の所得区分」を設けているが、この使い分けに特段意味はないと思われる。</p>	

<p>【用語】 家事消費等</p>	<p>【出典】 所得税基本通達 39-2 消費税法基本通達 5-3-1 消費税法基本通達 5-3-2</p>
<p>【定義】 (所得税法) 自己の家事のための消費 (= 自家消費) と、所得税法 40 条の贈与若しくは遺贈をいう。 (消費税法) 家事消費 (= 自家消費) と、家事使用のことをいう。 なお、家事消費とは個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを個人事業者又は当該個人事業者と生計を一にする親族の用に消費することをいう。 家事使用とは個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを個人事業者又は当該個人事業者と生計を一にする親族の用に使用することとされる。</p>	

通達は消費税法4条5項1号を「個人事業者の家事消費等」としていることから、この「等」には家事消費と、家事使用を含んでいると解される。
 以上の通り、所得税法と消費税法の「家事消費等」の定義が異なることに注意を要する。

【用語】 自家消費等	【出典】 消費税法基本通達 10-1-18
【定義】 消費税法の家事消費等と、消費税法4条5項2号の役員に対するみなし譲渡をいう。	

【用語】 家事費	【出典】 所得税法 45条1項1号
【定義】 家事上の経費をいう。	

【用語】 家事関連費	【出典】 所得税法 45条1項1号 所得税法施行令 96条 所得税基本通達 45-1
【定義】 家事上の経費に関連する経費で、経費の主たる部分が事業所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要でないもの。又は、その業務の遂行上必要であるが、必要である部分を明らかに区分することができない場合の、明らかにできない部分に相当する経費をいう。 青色申告者の場合は、家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、事業所得を生ずべき業務の遂行上直接必要であったことが明らかにできない部分に相当する経費をいう。	

【用語】 家事関連費等	【出典】 所得税法 45条1項1号 他
【定義】 家事費と家事関連費をいう。	

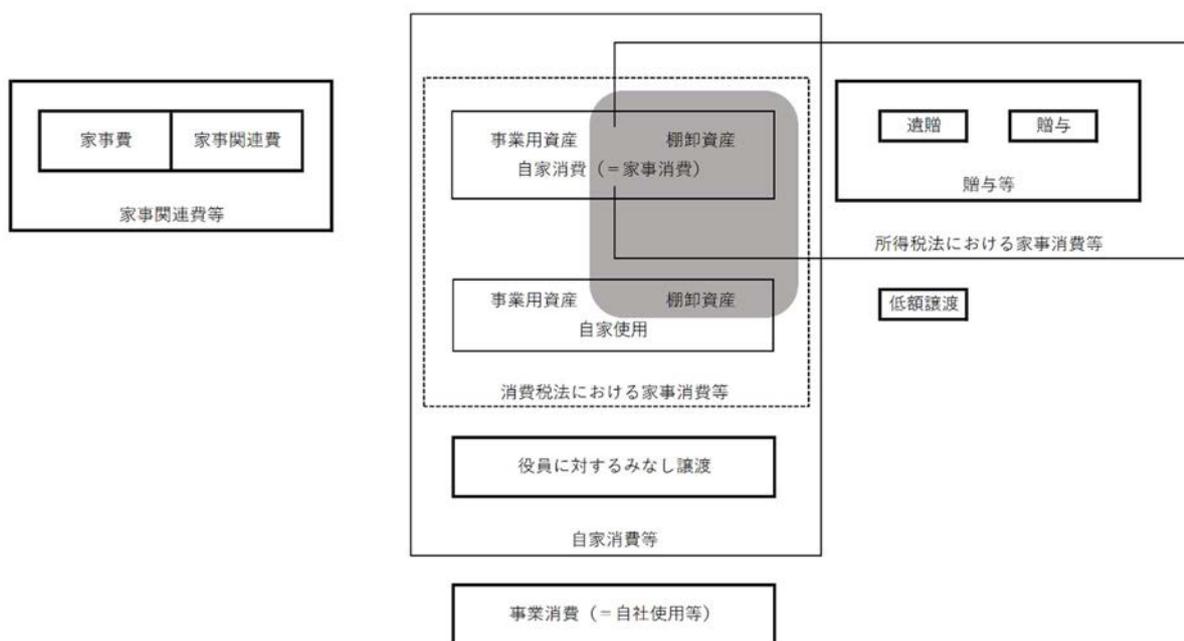
【用語】 事業（用）消費	【出典】 国税庁「令和2年分 収支内訳書 （農業所得用）の書き方」4頁
【定義】 事業（雇人費の現物支給など）のために消費することをいう。 なお、国税庁「帳簿の記帳のしかた（農業所得者用）」12頁では、事業用消費となっている。	

【用語】 自社使用等	【出典】 消費税法基本通達 5-2-12
【定義】 事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品、原材料等の資産を消費し、又は使用した場合の当該消費又は使用をいう。文言に違いこそあれ、意味内容においては、事業（用）消費と同義である。	

これらの定義の関係を図で示すと、下記図-1の通りになる。

図-1 グレーの網掛けの部分、本稿で取り扱う自家消費（棚卸資産の自家消費）の領域であり、以下、単に「自家消費」という場合には、この棚卸資産の自家消費を指す。

図-1 自家消費と関連用語の関係図



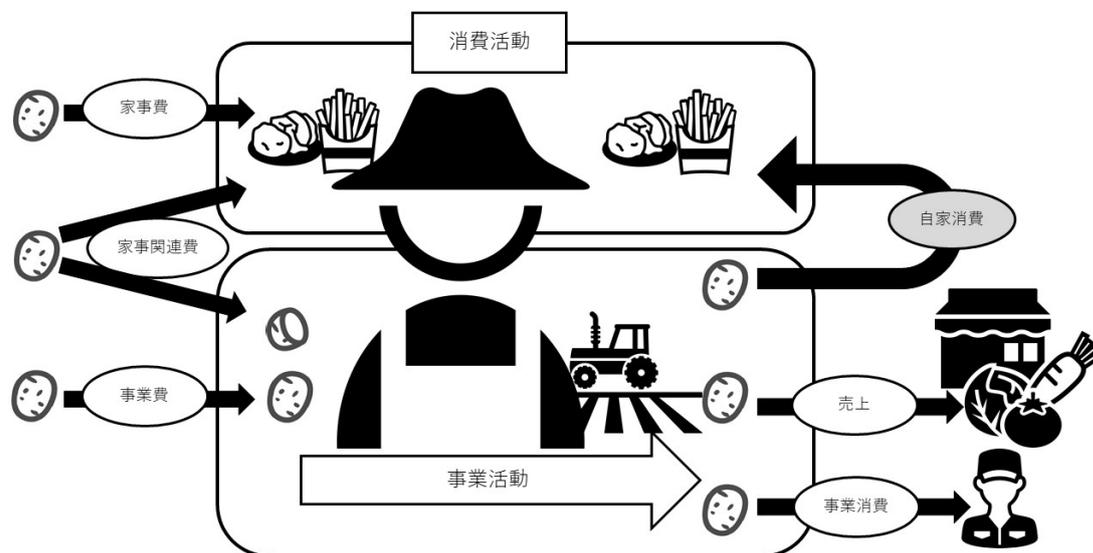
なお、所得税法には、漢字のみを使用した「棚卸資産」（例えば所得税法 47 条）と平仮名を併用した「たな卸資産」（例えば所得税法 39 条）との表記があるが、酒井克彦¹⁰の指摘通り、これらの表記に別に意味があるとみるのは、あまりにも文字解釈が過ぎるというべきで、従来使用していた「たな卸資産」という表記を「棚卸資産」という表記に変更している過渡期にあるとみる方が素直である。本稿でも引用部分を除き「棚卸資産」で統一する。

次にこれらの用語の関連性を、本稿の研究対象である農業に当てはめると、どのようにイメージ付けられるのか、馬铃薯¹¹（じゃがいも）を販売する農家¹²を例に、図を用いて確認する。

なお、農業において馬铃薯を栽培する場合、栽培用として特別に生育した種芋を植え付けるのが一般的であるが、自家消費と関連用語との関連性の理解を容易にするため、本稿では八百屋などの店頭で販売されている食用の馬铃薯を種芋として栽培を行うことを前提とする。

図-2 は八百屋で購入した 3 個の馬铃薯のうち、1 個と半分を個人事業主が食べ、残りの 1 個と半分を種芋として植え付け、3 個の馬铃薯を収穫した、という例である。

図-2 農業における自家消費と関連用語のイメージ図



¹⁰ 酒井克彦「租税法上の概念の不統一とその解釈」月刊税務事例 49 巻 6 号（2017）。

¹¹ 「じゃがいも」の呼称の方が一般的であると思われるが、所得税法施行令 88 条に「馬鈴しょ」の使用があることから、本稿は「馬铃薯」を使用する。

¹² 本稿において、「農家」とは特に断りのない限り、「農業を営む個人で、その生計を農業による収入によって維持しているもの」とする。

まず、3個購入した馬鈴薯のうち、1個を個人事業主が食べたとすると、その購入のために要した支出金額は家事費となる。

1個を半分に割り、半分を食べて、半分を種芋として植え付けると、その購入のために要した支出金額は家事関連費となり、家事と事業の比で按分、すなわち半分が家事費、半分が種苗費として事業費となる。

残りの1個を種芋として植え付けると、その購入のために要した支出額は種苗費として事業費となる。

種芋として植え付けられた馬鈴薯は事業活動の中に取り込まれ、新たな価値、販売用となる馬鈴薯を産み出す。

図-2では事業活動に取り込まれた馬鈴薯1個と半分が、合計3個の馬鈴薯を作り出し、これを収穫したとする。

収穫した馬鈴薯3個のうち、1個を農協や卸売市場などの外部へ販売すれば、対価の額が売上となる。

1個を個人事業主が食べた場合、販売価額（時価相当額）が自家消費となる。

残り1個を従業員に給付した場合には、それが労働の対価としての性格を持つものであれば、販売価額（時価相当額）が事業消費となる。なお、この場合の給付は、本来金銭で支給すべき給与債務を馬鈴薯という現物をもって代えたものであり、実質は代物弁済である¹³。

また、自家消費、事業消費という用語は「消費」という語が付くため、支出科目、借方科目と誤解しがちだが、図-2を見て分かる通り、収入科目、貸方科目である。この誤解を避けるためには「自家消費売上」、「事業消費売上」とすべきであろうが、法令等の用例に従い、以下本稿においても自家消費、事業消費とする。

より具体的なイメージを持つために、図-2の各取引に金額を付し、仕訳として表現すると次のようになる（馬鈴薯1個の購入価格100円、売価 [= 販売価額] 150円、決済は事業用の現金とし、収穫基準は適用しない）。

① 馬鈴薯1個を購入し、個人事業主が食べた。

事業主貸 100/現金 100

② 馬鈴薯1個を購入し、半分ずつに割り、半分を個人事業主が食べ、もう半分を種芋として植えた。

事業主貸 50/現金 100
種苗費 50

¹³ 消費税法基本通達 5-1-4。

- ③ 馬鈴薯 1 個を購入し、種芋として植えた。

種苗費 100/現金 100

- ④ 収穫した馬鈴薯 1 個を、個人事業主が食べた。

事業主貸 150/自家消費 150

- ⑤ 収穫した馬鈴薯 1 個を、外部に販売した。

現金 150/売上 150

- ⑥ 収穫した馬鈴薯 1 個を、給与の代わりに従業員に渡した。

給与 150/事業消費 150

第 3 節 自家消費と家事費・家事関連費の異同

語感から特に混同しやすい自家消費と家事費・家事関連費であるが、その異同は次のように整理することができよう。

- ① 個人事業主が最終消費者となる私的消費である点は同じだが、消費の認識時点が支出時なのか、収入時なのかという点で異なる。認識時点が支出時であるのが家事費・家事関連費で、収入時であるのが自家消費である。入口と出口の違いであるとも換言できる。
- ② 「消費者」としての個人の立場から見た場合、支出の相手が異なる。支出の相手が他者であるのが家事費・家事関連費で、「事業者」としての個人であるのが自家消費である（これは観念的なものであり、実際には自家消費は無償取引であるから、消費者としての個人の支出はない）。
- ③ 実際の支出金額の裏付けがあるが、その全部又は一部が事業の必要経費として認められないのが家事費・家事関連費で、実際の収入金額の裏付けがないが、その全部又は一部が収入として認められるのが自家消費である。なお、自らの計算によることを前提とする自家消費の方が立証性に乏しい。
- ④ 金銭が事業活動に投下されていないのが、家事費・家事関連費で、投下されているのが自家消費である。
- ⑤ 直接的に課税所得を構成しないのが家事費・家事関連費で、直接的に課税所得を構成するのが自家消費である。

第4節 自家消費の本質（控除否認説と売上説）

本章第3節で見た家事費・家事関連費との関連性から、自家消費の本質をどのように理解すべきか、2つの説（便宜上「控除否認説」、「売上説」と名付ける）に区分して検証する。控除否認説は自家消費と家事費・家事関連費を表裏一体、不可分の取引関係とみる説であり、売上説は自家消費と家事費・家事関連費は別個独立した取引関係とみる説である。後者が自家消費に所得課税、消費課税を行うのに対して、前者は行わないことを意味するから、両者は理論的には全く異なる¹⁴。そして、いずれの説を支持するかによって、本節以降の論点の結論も異なり得るから、ここで筆者の立場を明らかにすることは重要である。以下、2つの説についてそれぞれ論拠を示し、その後、筆者が支持するところを明らかにする。

なお、棚卸資産には、明らかに価値の増加を認識できるもの（例えば農産物）と、認識できないもの（例えば仕入商品）とがあり、これらを等しく「棚卸資産の自家消費」として一括りにすることを問題視する立場もある¹⁵。この立場からは、自家消費の本質を単純に2つの説に二分することはできないことになるが、本稿ではその議論には立ち入らない。

第1項 控除否認説

1 概要

控除否認説とは、自家消費の本質を次のように考える説である。自家消費と家事費・家事関連費は表裏一体、不可分の関係であり、自家消費の計上は、既に必要経費にしてしまったもの、税額控除してしまっただけの取消し、否認であり、簿記で言うところの逆仕訳である、と考える。特に消費税法の研究者に、この説を肯定するものが多い¹⁶。消費税法は欧州の付加価値税を参考にしており、付加価値税では自家消費を資産の原価によって課税するものが少なくないといわれる¹⁷ので、そうした歴史的背景も控除否認説を肯定する論拠となっている可能性がある。

沼田博幸¹⁸は、消費税法4条5項1号〔引用元は消費税法4条4項：筆者〕を、

¹⁴ 酒井克彦「家事消費とインビューテッド・インカム課税—収入・必要経費を巡る諸問題—」月刊税務事例 39巻4号 57頁（2007）。

¹⁵ 菊池・前掲注6・264-265頁。

¹⁶ 例えば、消費税実務研究会「実務から読み解く！消費税法基本通達のポイント」税理 62巻2号 192頁（2019）。北浦絢也「個人事業廃業時における消費税実務の留意点—税率引上げと会計検査院報告で問題に—」税務弘報 68巻2号 125頁（2020）。所得税法につき吉良実「74 自家消費」税経通信臨時増刊 33巻14号 160-161頁（1978）の言及がある。

¹⁷ 水野忠恒『租税法』750頁（有斐閣、第5版、2011）。

¹⁸ 沼田博幸「消費課税における事業目的についての一考察—事業者の消費に対する課税を中

形式的にはみなし売上の規定であるが、実質的には、既に税額控除の権利を行使した資産についての、税額控除の取戻しを図る事後的な調整規定とみることが可能だとする。その上で、この事後的調整が行われるのであれば、消費税法4条5項1号のみなし規定は、基本的に不要¹⁹としている。つまり、事後的調整方法の形式としては税額控除を事後的に否認（調整）する方法と、新たな課税売上があったとする方法が考えられるが、消費税法は後者の方法を選択した、という。

控除否認説は自家消費の計上金額が取得価額、課税仕入れの金額を下回らないこととする所得税基本通達39-2、消費税法基本通達10-1-18の特例の計上基準に合致する。自家消費の本質を必要経費・税額控除の事後否認であるとするならば、否認される金額は当然に当初計上額（取得価額・課税仕入れの金額）となるはずだからである。

また第2章第5節で後述する、自己に対するサービスが自家消費の適用範囲から除かれる理由の説明も容易となる。サービスは購入と同時に即時消費されるため、家事のために使ったサービスに係る支出は、支出時に家事費とすれば完結し、事後的な否認を必要としないためである。

さらに適用範囲も明確で一貫性のあるものになる。自家消費と家事費・家事関連費は表裏一体の関係であると考えられるため、家事費・家事関連費を規定した所得税法45条の適用範囲を、そのまま自家消費にも当てはめれば良いためである。

2 批判と反論

しかし、控除否認説は自家消費があった場合に、販売価額で金額計上をするという重要な原則を説明できない。自家消費の実質的機能は必要経費・税額控除の事後否認であると考えるのであれば、必要経費・税額控除の調整規定を別途設ければ良いのであって、敢えて販売価額で計上するという回りくどい計算方法を採用する必要がない。例えば消費税法には、棚卸資産に係る税額控除の事後的否認規定として、消費税法36条（納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）がある²⁰。同様の規定を自家消費についても設ければ済むはずである。

こうした批判に対しては、必要経費の算入時期、税額控除の適用時期と自家消費時で帰属年度をまたぐ可能性があることや、原価計算を行っている場合（特に総合原価計算を行っている場合）では原価が確定するまでに時間を要し煩雑になるため、より算定が容易な販売価額を自家消費時に計上するのである、と説明す

心として－」明治大会計論叢7巻35頁（2012）。

¹⁹ 沼田・前掲注18・40頁。

²⁰ 調整対象固定資産には棚卸資産を含まないので、消費税法33条、34条、35条は本稿では取り扱わない。

することもできる。しかし、自家消費の本質を必要経費・税額控除の事後否認と捉えながらも、計上金額算定については簡便的に販売価額を使っている、とするのは些かご都合主義的な解釈に思える。

特に消費税法では、納税義務者の免税点制度、簡易課税制度の適用判定、課税売上割合は、課税売上を基礎とするから、自家消費を税額控除の調整とする場合と、課税売上として計上する場合とでは結果が大きく異なることになる。さらに、その課税売上を基礎とした、課税売上割合は仕入税額控除にも関連することを鑑みれば、その影響は広範に及ぶ。このような波及する影響の大きさに目を瞑ってまで、金額算定の容易さを優先する必要性があるとは到底思えない。

沼田博幸²¹は、控除否認説を基本としつつも、事業者が製造した商品のよう、付加価値が加わる場合などには課税売上に含めるという方法が適切として、売上計上した方が妥当な場合があることを認めている。しかし、付加価値という目に見えないものを、付加価値が加わる場合と加わらない場合とで、どう区分するのか、1つの取引に付加価値が加わる取引と加わらない取引とが、混在する場合はどうするのか、この問いに対する回答は明確ではない。

また、免税事業者であった課税期間中に仕入れた資産を、課税事業者である課税期間中に家事用に消費した場合、その資産が棚卸資産であれば、課税事業者になった際に消費税法 36 条 1 項を通じて仕入税額控除を受けることになる。したがって、その後に行われた自家消費を事後否認と考えても、一応、合理性はあると言える。しかし、その資産が棚卸資産以外の事業用資産であれば、免税事業者から課税事業者への移行時に消費税法 36 条 1 項の適用はなく、仕入税額控除は受けられないため、控除否認説は合理性を欠くこととなる。

同様に、非課税売上に対応する課税仕入れや、家事用から事業用に転用した資産、あるいは無償で譲り受けた資産は、そもそも仕入時に仕入税額控除を行っていない。消費税における自家消費は、仕入税額控除の事後否認という考えを徹底させると、仕入時に仕入税額控除を行っていない取引は、事後否認すべき仕入税額控除がないことになり、結果的に、仕入税額控除を行っていない資産の自家消費に対しては課税すべきでない、という矛盾に陥りはしまいか。

さらに、簡易課税制度の適用がある場合には、控除仕入税額はみなし仕入率によって算出されるので、税額控除の否認という発想自体が出てこない。したがって、簡易課税制度の適用時には消費税法 4 条 5 項 1 号の適用がないよう、但し書きを設けるべきところ、そのような措置はとられていない。

控除否認説は考え方としては単純明快だが、それゆえに、説明のつかないことも多い。

²¹ 沼田・前掲注 18・38 頁。

第2項 売上説

1 概要

売上説とは、自家消費の本質を次のように考える説である。自家消費は家事費・家事関連費と別個独立の取引、つまり売上と考える。その根拠は所得税法と消費税法における自家消費の計上の原則に求められる。所得税法39条は原則として、自家消費金額には消費時の資産の価額を計上すべきとしており、消費税法4条5項1号も自家消費を、対価を得て行われる資産の譲渡とみなし、消費税法28条3項1号で、消費時の資産の価額を計上すべき、としている。そしてこの「価額」とは、通常他に販売する価額とされる²²。両法とも自家消費は原則、消費時の販売価額で計上することを明文で要求しているのである。この事実は、所得税法、消費税法ともに自家消費を売上として予定していることの証左である。

また、消費税法4条5項1号は、反証を認めない「みなす」という強い表現を使っている。ここから必要経費や税額控除の事後否認という思考は読み取れず、別の取引であることは明白である。

税制調査会²³は、「もともと販売商品として保有していたものであるから、その商品を販売してこれと同種商品を購入して消費したという立場で考えるのが妥当」とし、自家消費を所得として課税する根拠として、自家消費が販売であるからこそ、販売利益に相当する部分の所得があることを挙げている。この考えを用いた判例として、【大阪地判昭和50年4月22日税資81号277頁】がある。判決文では、自家消費の計上金額を原則として販売価額としていることについて、「たな卸資産は通常販売価額で譲渡されるものであつて、自家消費の場合にも、経済的には、当該商品を顧客に販売したうえ、右売上金で同一商品を他の販売業者から購入した場合とその効果を一にするからであると解される（右の場合に、販売価額による売上収入があつたものとされることは明らかであろう）」としている。【大阪地判昭和63年11月30日税資166号538頁】のように、販売を顧客にではなく、自己に売却したものとみる考え方もある^{24 25}。

棚卸資産の自家消費として計上すべき金額について、所得税基本通達39-2が

²² 所得税基本通達39-1。濱田正義編『消費税法基本通達逐条解説』614頁（大蔵財務協会，平成30年版，2020）。

²³ 税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」6頁（1963年12月）。

²⁴ 同旨、伊藤元夫「自家消費」金子宏編『税務百科大辞典』320頁（ぎょうせい，第2版，1980）、菊池・前掲注6・265頁。消費税法4条5項1号につき同旨、水野・前掲注17・749頁。

²⁵ 同判決が、所得税法39条にいう、「価額」とは「販売価額」ではなく「仕入価額」を指すと解すべき旨の納税者の主張を斥けていることから、自家消費は必要経費の事後否認ではないと解することができる。

取得価額以上、消費税法基本通達 10-1-18 が課税仕入れの金額以上の計上を要求していることは、控除否認説では、重要な論拠となっていた。しかし、売上説においては、一種の制約条件²⁶として考えることになろう。すなわち、取得価額未満、課税仕入れの金額未満の金額を計上することは恣意的な所得の減額、課税売上への減額につながるため、そのような行為を防止するための手段として、取得価額以上、課税仕入れの金額以上を求めているに過ぎない、と考えるのである。

酒井克彦²⁷は控除否認説の根拠の根底には、所得税法 45 条 1 項 1 号の家事費の必要経費不算入があるとしている。そして、所得税法 39 条が、所得税法 45 条 1 項 1 号の考えに基づくのであれば、「原価相当額を自己否認すればよいはずである」と控除否認説を批判²⁸する。その上で、所得税法 39 条が自家消費の金額を総収入金額に算入することを要請しているのは、「帰属所得に対する課税として説明するのが妥当」と結論づける²⁹。なお、谷口勢津夫³⁰は【大阪地判昭和 50 年 4 月 22 日税資 81 号 277 頁】、【大阪地判昭和 63 年 11 月 30 日税資 166 号 538 頁】を念頭に置き、市場取引とのアナロジーで考えるならば、帰属所得といっても、疑似帰属所得とみるべきと述べる。

2 批判と反論

棚卸資産の自家消費が、帰属所得に対する課税であるとする説に反対する意見もある。杉本不二男³¹は、棚卸資産は、元々、必要経費とすることを予定していたものを自己使用したものであり、客観的な担税力のある価値の発現の把握が可能であるから、自家消費は帰属所得ではないと異を唱える。しかし、杉本不二男の述べる通りであれば、所得を経済価値の外からの流入とする、所得税法 36 条の別段の定めとして、所得税法 39 条を置く必要がない。この場合、自家消費の直接の課税根拠は所得税法 36 条に求められることとなり、所得税法 39 条の位置づけは、単なる確認規定に留まるということになる。

しかし、自家消費は明らかな「内部」取引であり、所得税法 36 条を課税根拠とするのは無理に思える。やはり自家消費は帰属所得に対する課税であって、収入

²⁶ 植松守雄「所得税法の諸問題(4)―所得の概念―」税経セミナー14巻5号23頁(1969)。

²⁷ 酒井克彦『裁判例からみる所得税法』325-326頁(大蔵財務協会,2016)。

²⁸ 酒井克彦・前掲注14・60頁。控除否認説を採ることは、「趣旨を無視して、法の根拠なく非課税の取扱いを行うに等しい」とも批判する。

²⁹ 同旨、金子宏『租税法』241頁(弘文堂,第23版,2019)。植松守雄「所得税法の諸問題(3)―所得の概念―」税経セミナー14巻4号13頁(1969)。

³⁰ 谷口・前掲注8・318頁。

³¹ 杉本不二男「帰属所得の課税上の問題点」東京・城南のよろず相談所 税理士・行政書士 杉本不二男総合事務所 <http://www.sugimotofujiosougoujimusyo.jp/article/16064136.html> (最終閲覧日:令和4年2月14日)。

概念を用いたがために課税の範囲から外れたもの（帰属所得）を、今一度課税の範囲に取り込むための手段としての定めが、創設的規定³²、例外規定たる所得税法 39 条であると解するのが自然である。

売上説は帰属所得に対する課税を明確に説明でき、現行では課税されていない、自己に対するサービスについての課税根拠ともなり得る。しかし、それは同時に自己に対するサービスに対してなぜ課税が行われていないのか、という控除否認説では容易に説明できることが、売上説では説明できないことを意味する。

また、売上説は自家消費と家事費・家事関連費とは別個の取引と考えるので、自家消費の適用範囲もまた、家事費・家事関連費とは別の基準が必要となることも付け加えておかねばならない。

第 3 項 本稿の立場

結局の所、控除否認説を採るか、売上説を採るかの違いは、①自家消費を売上として計上するという点を重視するかしないか、②自家消費の適用範囲を所得税法 45 条の適用範囲と同様に考えるか否か、という 2 点に集約される。そして売上として計上する点を重視するかしないかの違いは、必要経費・税額控除の事後否認という消極的な課税である控除否認説と、帰属所得、消費に対する積極的な課税である売上説という、課税に対する態度の違いとなって表れ、自家消費の適用範囲を所得税法 45 条の範囲と同様に考えるか否かの違いは、所得税法 45 条に束縛されることなく、自家消費の適用範囲を独自に設定できるかどうか、という議論に発展していく。この 2 点については第 2 章で後述する。

では税法がどちらの説に拠っているかと言えば、所得税法において総収入金額に算入するとしていること、消費税法において、多くの規定に影響を及ぼし、計算が煩雑となることを容認してまで課税売上として計上することを敢えて選択している³³ことから、控除否認説における、必要経費・税額控除の事後否認としての機能は認めつつも、売上説を採用していると考えるのが妥当であろう。なお、課税庁もタックスアンサー³⁴に、「商品の販売があったものとして取り扱…」う、としているから、売上説の立場をとっていると考えられる。本稿では以降、売上説を採る立場によって論を進めていくこととする。

³² 菊池・前掲注 6・273 頁。

³³ 課税売上高や課税売上割合に影響を与えない方法として、消費税法 39 条 3 項に規定する貸倒れ債権の回収があった場合の、控除過大税額の調整のように、課税標準から切り離して、直接税額を加算する方法があるところ、その方法も採用していない。

³⁴ 国税庁「No.2200 収入金額とその計算」タックスアンサー
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2200.htm>（最終閲覧日：令和 4 年 2 月 14 日）。

第5節 自家消費計上の必要性

なぜ自家消費を計上しなければならないのか、という点を立法趣旨と実務上の必要性の面から考察する。自家消費は売上の全体金額に比べれば僅少であることが殆どであると言われるが、所得税法、消費税法が敢えて本法に規定しているのはなぜなのか。それを解明し、理解することが、自家消費の本来あるべき姿と現状との乖離を浮き彫りにすることに繋がり、問題解決の糸口となるのである。

第1項 所得税法の立法趣旨と包括的所得概念

1 包括的所得概念

所得税は取得税であり、個人の所得を課税物件とする。そして、この所得の範囲について、所得区分に①制限的所得概念のもとでは除かれることになる譲渡所得を加えていること。②偶発的利得である一時所得や、バスケットカテゴリーとして雑所得を設けていることから、所得税法は包括的所得概念を採用していると考えられており、判例や裁決もこれを支持している³⁵。包括的所得概念のもとでは、源泉のいかん、形式のいかん、合法性の有無にかかわらず、人の担税力を増加させる利得はすべて所得を構成すると解されている³⁶。

2 自家消費と包括的所得概念

このような考えのもと、覚せい剤の密売による不法な利益を雑所得とした事案として、【国税不服審判所裁決平成2年4月19日裁決事例集39集41頁】があるが、仮に密売用の覚せい剤を自分で使っていたとしたら、自家消費として課税されることとなるであろう。事実、麻薬及び向精神薬等の販売業をしていた納税者が受けた推計課税の合理性を争った事例として、【さいたま地判平成24年4月25日税資262号順号11936】があり、課税庁は納税者が仕入れた麻薬及び向精神薬等のうち、自家消費した部分を収入金額に計上する必要がある旨の主張をしている。

このような所得を包括的に捉えようとする考え方からは、自己の財産の利用及び自家労働から得られる経済的利益（いわゆる帰属所得）や、未実現利益も所得

³⁵ 所得税法が包括的所得概念を採用していると明言した判決として、東京地判平成24年12月25日税資262号12122順号（マカオ2泊3日事件）、名古屋地判平成21年9月30日判時2100号28頁、山口地判平成31年2月13日税資269号13241順号、他多数。裁決として、国税不服審判所裁決平成29年2月6日裁決事例集106集1頁、国税不服審判所裁決平成23年12月2日裁決事例集85集28頁、他多数。

³⁶ 金子・前掲注29・196頁。

を構成することとなる（これを「広義の包括的所得概念」と定義する）。そして自家消費は帰属所得の一種として捉えられる³⁷ ³⁸。

帰属所得や未実現利益は捕捉が困難であり、金額の測定も容易ではないため、通常は課税の対象から除かれる（これら帰属所得や未実現利益を除いた包括的所得概念を「狭義の包括的所得概念」と定義する）が、これは帰属所得や未実現利益が本質的に所得ではないのではなく、本質的には所得であるものが、捕捉、測定の困難性から課税範囲の埒外になっているものである³⁹。したがって、帰属所得や未実現利益であっても、捕捉、測定が可能であるものについては広義の包括的所得概念を積極的に用いるべきであり、それを法として具体化したものの一例が自家消費と言える。

わが国は戦前の所得税法において、制限的所得概念を採用していたが、戦後、シャープ勧告に基づく昭和 25 年の所得税法改正を経て、包括的所得概念に移行したというのが一般的な理解である。自家消費を規定した所得税法 39 条（昭和 25 年度改正時は旧所得税法 10 条の補足的規定として旧所得税法施行規則 9 条の 3）もこの昭和 25 年改正の一環として盛り込まれることとなった。当時の社会的背景として、食料事情がかなり逼迫しており、これに対して農家は自給自足が可能で、それだけ高い担税力を持つことになるから、自家消費の課税を承認する要因になったとも言われる⁴⁰。

なお、包括的所得概念における自家消費の基本的な捉え方は、所得の獲得段階（入口）からの把握であるが、消費や貯蓄などの所得の使途段階（出口）からの把握においても自家消費は所得として観念される。すなわち、包括的所得概念は「所得＝消費額＋純資産増加額」の算式で表されるから、自家消費が消費である限り、「消費＝所得」の等式が成立するためである。この消費を所得に取り込む性質⁴¹は、消費税における自家消費の計上の必要性にも通じるところがある。

3 非課税所得

帰属所得と同様、所得税の課税範囲から除かれるものに所得税法 9 条に列挙される非課税所得があるが、ここで帰属所得との対比として、非課税所得の位置付

³⁷ 元々は他者との関係の中で所得を得る目的であったものが、自ら消費することにより、自己に「帰属」することになるためである。

³⁸ 金子・前掲注 4・1112 頁。帰属所得には、帰属家賃、帰属賃金、帰属収益、帰属使用料が挙げられ、所得税法 39 条に規定する棚卸資産の自家消費は、帰属収益に該当する。

³⁹ 税制調査会「わが国税制の現状と課題－21 世紀に向けた国民の参加と選択－」86 頁（2000 年 7 月）。

⁴⁰ 菊池・前掲注 6・264 頁。

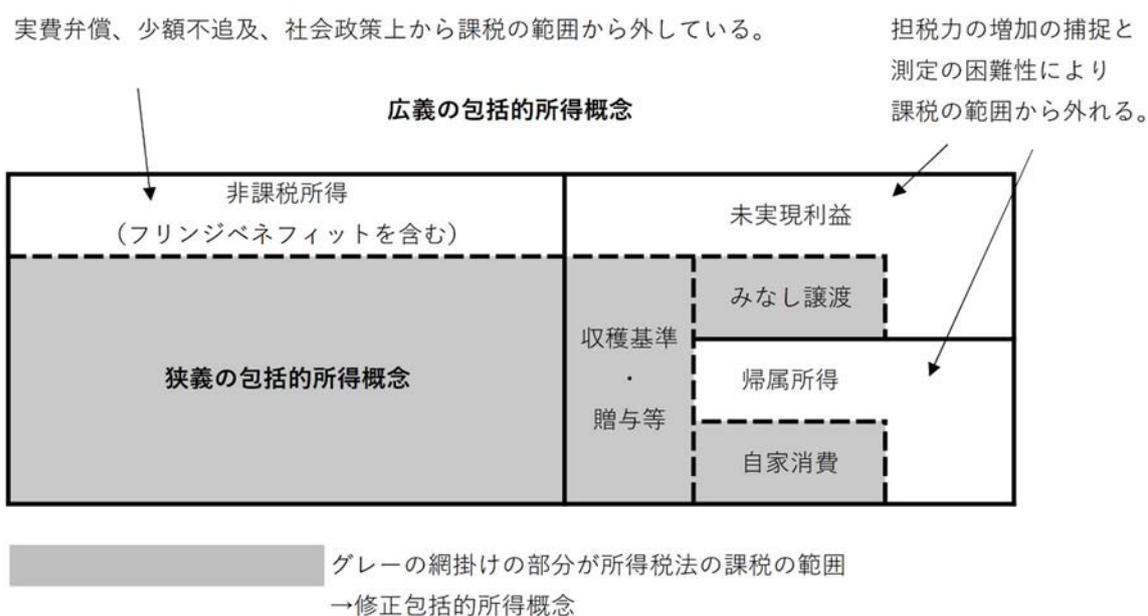
⁴¹ 岡村忠生＝渡辺徹也＝高橋祐介『ベーシック税法』62 頁（有斐閣,第 7 版,2013）。

けも確認しておきたい。非課税所得の代表的なものはフリンジベネフィット（現物給与）であるが、非課税所得が課税されない根拠は捕捉や測定の困難性ではなく、実費弁償の性格や、少額不追及、二重課税の排除、福利厚生性格、租税政策上などの理由である。このように、帰属所得と非課税所得は課税されない根拠を異にするため、本稿では以後、非課税所得には触れないこととする。

4 修正包括的所得概念

以上のことをまとめると、下記の図-3の通りとなる。筆者は図-3でグレーの網掛けをした部分（狭義の包括的所得概念に帰属所得と未実現利益のうち、所得として捕捉、測定が可能なもの〔所得税法39条、所得税法40条⁴²、所得税法41条⁴³、所得税法59条〕を加え、非課税所得を差引いたもの）を、「修正包括的所得概念」と定義する。そして、この修正包括的所得概念が、筆者の考える現行所得税法の課税範囲である⁴⁴。

図-3 修正包括的所得概念のイメージ図



⁴² 所得税法40条は帰属所得への課税か、未実現利益への課税か見解が分かれる。帰属所得とみる谷口・前掲注8・318-319頁、未実現利益に対する課税とみる金子・前掲注29・241頁、佐藤秀明『スタンダード所得税法』16頁（弘文堂、第2版補正2版、2020）、大阪高判昭和56年7月16日行集32巻7号1054頁（株式会社藤松事件）。

⁴³ 所得税法41条に規定する、いわゆる「収穫基準」も帰属所得への課税か、未実現利益への課税か見解が分かれる。帰属所得とみる酒井・前掲注14・59頁、谷口・前掲注8・208頁、岩崎政明「未実現利得・帰属所得に対する所得課税」税務事例研究110号29頁（2009）。未実現利益の性質とみる金子・前掲注4・1099頁、佐藤・前掲注42・16頁。

⁴⁴ この他、納税を免除される免税所得があるが、本稿では触れない。

なお、所得税が包括的所得概念を採用する限り、有する棚卸資産の私的消費のみならず、自己に対するサービスも、担税力を増加させる利得に該当し、課税すべき所得を構成するはずである。しかし、現状の課税の範囲は、棚卸資産の私的消費に限られている。なぜ自己に対するサービスが、所得税の課税の範囲から外れるのか、この点については第2章第5節において後述する。

以上の通り、所得税法の立法趣旨から、自家消費が課税されるべき必要性、及びその理由が明らかになった。続いて消費税法における立法趣旨と自家消費が課税されるべき必要性、及びその理由について検証する。

第2項 消費税法の立法趣旨と課税の対象

1 間接消費税と自家消費

消費課税は消費に担税力を認めるものであり⁴⁵、消費税法は消費に広く薄く負担を求めることとしている（税制改革法10条）。その趣旨から、自家消費が消費活動である以上、課税がなされるのが当然と考えられる⁴⁶。しかし、消費税法は実際には最終消費を課税の対象とはしておらず、その前段階である資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供、あるいは保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象としている⁴⁷⁴⁸。それは直接的な捕捉・把握が困難な、消費者による財・サービスの消費を包括的に課税の対象とするため、消費税法が、間接消費税の徴税方式を採っているがゆえである。その反作用として自家消費については別段の定めを置かざるを得なくなっている。仮に消費税が消費に対する直接消費税であり、納税義務者が消費者であったならば、消費者は消費の事実に基づいて納税を行うこととなり、例外規定としての消費税法4条5項1号は不要であっただろう。

つまり、間接消費税の徴税方式を採る消費税法において、自家消費が課税される直接的な根拠は、自家消費が消費行為そのものであるからではなく、自家消費が、次段階における消費者の消費を推認できる状態（課税の対象となる要件を満たす）からこそ課税が必要、という思考手順を経ることになる。この考えに従って国内取引、輸入取引の別に自家消費が課税の対象となるかどうかを見ていこう。

2 国内取引

国内取引において消費税の課税の対象となるものは、①国内において②事業者が事業として③対価を得て行われる④資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供と

⁴⁵ 金子・前掲注29・778頁。

⁴⁶ 水野・前掲注17・749頁。

⁴⁷ 関子善信『税法概論』195頁（大蔵財務協会,十訂版,2013）。

⁴⁸ 国内において行われる特定仕入れについて本稿では触れない。

いう、いわゆる4要件に該当するものである。自家消費がこの4要件を充足すれば、課税の対象として妥当であるということになる。

① 国内において…

自家消費について、国内であるかどうかの問題となる場面は想定しにくい。消費税法4条3項1号は資産の譲渡の場合の国内取引の判定を、譲渡が行われる時において、その資産が所在していた場所が国内であるかどうかによって行うとしている。棚卸資産のような有形の資産の場合、譲渡が行われる場所と資産が所在していた場所は通常一致するから、自家消費がされる場所が国内であれば国内取引となり、「国内において」の要件を充足する。

② 事業者が事業として…

「事業者」については消費税法2条1項4号において「個人事業者及び法人をいう」と定義されているが、「事業」そのものについて、消費税法は定義を置いていない。この点、消費税法基本通達5-1-1は、事業とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることとしている。そして、反復、継続、独立はその規模を問わないこととされる。なぜなら、消費税法が事業者を納税義務者に規定しているのは、その相手方である消費者の消費支出に着目したもので、これを提供する事業者の規模そのものは、消費税法が課税を意図する担税力と直ちに結びつかない⁴⁹ためである。つまり、消費者における消費支出の担税力と、事業者の事業規模は一切関係がない。

また、消費税法基本通達5-1-1は注書に、個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する場合の、その譲渡は「事業として」には該当しないとしているから、例えば個人事業主が趣味で家庭菜園を行って、収穫した農産物を家事のために消費したとしてもそれは「事業として」行うものとは言えない。ここからは、資産の譲渡が「事業として」に該当するためには、譲渡以前に、その資産を「事業として」取得している必要があることが読み取れる。この点、自家消費の対象となる資産である棚卸資産とは、一般的には販売の用に供するために取得するものを指すから、「事業として」取得した資産である。そして、売上説により自家消費は販売であると考えるのであるから、「事業として」資産を販売（譲渡）することになる。これらのことから、棚卸資産の自家消費は、まさしく「事業として」取得した資産を「事業として」譲渡するものであり、「事業として」の要件を充足する⁵⁰。

⁴⁹ 富山地判平成15年5月21日税資253号順号9349。

⁵⁰ 水野・前掲注17・749頁は、自家消費は「事業として」行われたものと解されず、これを消費税法4条5項1号によって擬制している（つまり、「事業として」と「対価を得て」の2つを「みなして」いる）との立場である。

③ 対価を得て行われる・・・

自家消費は通常無償で行われる。消費税法4条5項1号にある「みなす」という用語は、本来は異なるものを法律上は同じものとして取扱い、反証を許さない、という意味で使用されるから、消費税法は自家消費が無償で行われることを想定していると解される。しかし、消費税法が原則として対価を得て行われるものに対して課税する（有償取引課税の原則）⁵¹としているにもかかわらず、消費税法4条5項1号により個人事業主の自家消費は対価が無くても課税される⁵²。従業員に対する棚卸資産の無償譲渡の場合は課税の対象とならないことや、一般消費者が家事用資産を購入した場合の税負担とのバランスを考えると、消費税法4条5項1号は、個人事業主の立場を利用した租税回避の防止、あるいは消費税の実質負担者である最終消費者がいなくなることを避けるための、課税技術的な規定と解せる⁵³⁵⁴。つまり、自家消費には対価がないために、そのままでは「対価を得て」という要件を充たさず、課税できない。しかし、それでは個人事業主が最終的には私的消費に充てるものを、事業用として仕入れることで仕入税額控除を受け、税抜き金額で購入したと同様の経済効果を得ようという誘因が働き、租税回避が横行してしまう。これを防ぐために消費税法4条5項1号を置き、対価があるとみなすことで、「対価を得て」の要件の充足を図っているのである。

④ 資産の譲渡・資産の貸付け・役務の提供

本稿が取り扱う自家消費は、専ら個人事業主による棚卸資産の自家消費であるので、資産の譲渡に該当し、要件を充足する。

以上①～④から、自家消費は国内取引の課税の対象となる4要件を充足し、国内取引の課税の対象となることが確認できた。

3 輸入取引

消費税法4条2項は、保税地域から引き取られる外国貨物は課税の対象であるとし、消費税法基本通達5-6-1は保税地域内で消費される外国貨物は、保税地域から引き取ったとみなすこととしている（みなし引取り）。つまり、個人事業主が保税地域内で輸入した食品の試食などをして消費した場合、その食品は保税地域から引き取られたものとみなされ、消費税が課されるのである。この消費に対し

⁵¹ 山本守之「課税対象取引と課税対象外取引」日税研論集30号138頁（1995）。

⁵² 国税庁「No.6317 個人事業者の自家消費の取扱い」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6317.htm>（最終閲覧日：令和4年2月14日）。消費税法4条5項1号と2号を、対価を得ない取引の例外と位置づけている。

⁵³ 会計検査院「平成30年度決算報告」158頁（2020年3月）。

⁵⁴ 金子宏「総論—消費税制度の基本的問題点—」日税研論集30号11頁（1995）。

て消費税が課されなければ課税の機会が失われてしまうため、保税地域内における自家消費への課税は当然と言えよう。

輸入取引における納税義務者は、外国貨物を保税地域から引き取る者であり、事業者、消費者を問わない。個人事業主には同一人に事業者としての個人と、消費者としての個人という異なる立場が併存するため、保税地域内の自家消費は、事業者として行ったのか、消費者として行ったのか、が問題となる。この点、輸入を行う場合、ある程度のロットをまとめる必要があることが通常であるが、消費者がロット単位による大量輸入を行うことは想定しづらい。そのため保税地域内の自家消費は「事業者としての個人の立場で輸入」を行い、「消費者としての個人の立場で消費」した、と考えるのが妥当であろう。

なお、輸入取引は、国内取引のように対価の要件がなく、無償取引であっても、外国貨物の引取りという事実のみで課税の対象となる。したがって、農家が国外に有する畑から収穫された農産物を輸入し、保税地域から引き取ったような場合、そこに対価の支払いはないが、課税されることになる。

輸入取引における自家消費の特殊性は、みなし引取りの規定により、「引取り」と「消費」が同時に行われる点であり、引き取ったとみなされる外国貨物に対して課税されるのと同時に、自家消費に対しても課税されることにある。そして、この特殊性は、輸入取引における自家消費に対する課税の直接的な根拠が、先に見た国内取引と同様、4要件となることを意味する。やや複雑であるので課税関係を整理してみよう。

まず、保税地域内で自家消費を行った場合、①消費税法基本通達 5-6-1 のみなし引取りの規定により、外国貨物の引取りがあったものとみなされ、消費税の納税義務が発生する（消費税法 4 条 2 項）。それと同時に②自家消費が事業として対価を得て行われる資産の譲渡とみなされるため、国内取引における 4 要件を充足し、ここでも納税義務が発生する（消費税法 4 条 1 項及び消費税法 4 条 5 項 1 号）。一見すると、二重に納税義務が発生しているように思われるが、①の段階で税関に納めた消費税は、仕入税額控除ができるため、結果として二重性は排除されることになる。

4 消費税法の立法趣旨による必要性まとめ

以上の通り、消費税法の立法趣旨から、自家消費が課税されるべき必要性、及びその理由が明らかになった。自家消費は消費そのものであり、消費に担税力を認める消費税法の本来の趣旨から、当然課税されるべきである。しかし、現行消費税法は間接消費税の徴税方式を採っているがゆえに、消費そのものには課税できず、消費の前段階で課税の対象となる要件を充足した場合に課税することとしている。検証の結果、自家消費は国内取引においても、輸入取引においても、要

件を充足することが明らかになり、その必要性を確認することができた。

第3項 実務に見る自家消費計上の必要性

自家消費は立法趣旨のほか、実務上の要請からも計上が求められると考える。具体的には、税務執行上の必要性と、事業遂行上の必要性である。

1 税務執行上の必要性

本節1項、2項で見た通り、自家消費が所得であり、消費であり、課税の対象となる要件を充足する以上、自家消費を計上する必要性があることは当然であるが、それ以外にも、自家消費を計上しなければならない実務上の必要性があり、その1つが税務執行上の必要性である。

自家消費は内部取引であるので、外部から実態を把握することは困難であると同時に、消費により棚卸資産が消滅、あるいはその価値を著しく毀損する。したがって、消費の事実が生じた段階で課税を行わなければ、課税の機会は永久に失われてしまう。ここに所得税法59条によるキャピタルゲインへの課税との大きな違いを認めることができる。

所得税法59条は、資産の無償譲渡が永久に繰り返され、課税の機会を逸してしまうことを防ぐため、譲渡時において一旦時価による清算がされたものと仮定して、譲渡資産の含み益に課税する。所得税法59条による課税の場合、譲渡された対象物は、消滅することなく、譲渡後も存在し続けることから、まさに未実現利益に対する課税である。これに対し、自家消費の場合、消費された対象物は消滅してしまうので、実現した利益に対する課税であると言える。

したがって、所得税法59条による課税では、仮に誤った金額で計算されたとしても、将来実現した時点で、誤った金額部分の課税が取り戻される可能性があるが、自家消費が誤った金額で計上されてしまうと、二度と課税の機会はなく、誤った金額部分の課税は永久に取り戻されないことになる。後述する、筆者が自家消費の計上を可能な限り実額に近いものにすべきと訴える理由は、まさにこの点にある。

2 事業遂行上の必要性

自家消費の事業遂行上の必要性とは、実務上の必要性の1つで、事業を行っていく上で、自家消費が必要不可欠、かつ不可避であるがゆえに、その計上を求めるものである。

これに否定的な意見として、菊池衛⁵⁵は自家消費とは、棚卸資産を業務から分離

⁵⁵ 菊池・前掲注6・269頁。

することに他ならず、その消費が原則として新しい経済的価値の造出に結果しないものでなければならぬため、その外見的徴表として、業務を営む者が棚卸資産を業務上所有する目的に供しなくなったことを、明確かつ客観的に識別し得るほどに分離されることが必要とする。つまり、事業から完全に分離したことが明らかでない状態が自家消費であるという。しかし、自家消費といえども、幾許かの事業性を有しているのが通常であり、私的な消費か事業としての消費か、という二元論に終始すると、自家消費の有する事業性を見過ごすことになる。したがって、筆者は菊池衛の見解には賛同しかねる⁵⁶。

以下に示すものは、棚卸資産を取り扱う事業であれば、広くどのような事業に関しても言えることであるが、ここでは特に本稿の研究対象である農業に焦点を当てて、どのようなものが事業遂行上の必要性に該当するのか、例を挙げて見ていくこととする。

まず、自家消費は品質管理費、研究開発費の側面を有する。農業で例を挙げると、例えば野菜はカット野菜などの製造工程を通すものでない限り、ほぼ無検査で食卓まで届く。安全性を担保するためには、収穫から出荷までの工程で、生産者自らによる検査が必要となるだろう。そして自家消費はこの検査の1つとして機能することになる⁵⁷。安全性を測定する方法として、肥培管理や残留農薬量を測定する方法があるが、それらにより安全性が担保されるのは数値化できるもののみである。また、品質は見た目で見える部分もあるが、消費者にとって一番重要な、味や舌触り、歯ごたえ、香りなど…つまり「おいしさ」は技術上、食べること（検食＝味見）でしか確認できない⁵⁸。農家は検食を通じて、野菜の品種改良や、土壌改良、施肥管理を行っていくため、検食は研究開発の一部と捉えることもできる。

安全性をアピールするために検食を利用することもある。平成23年3月に福島第一原発事故が発生した直後、福島県産の野菜は放射能に汚染されているという風評が広まった。筆者が所属していた法人と取引のあった、福島の生産者が生

⁵⁶ もっとも、菊池衛は「原則として」と、考えの範疇から外れるものがあることに含みを持たせているので、事業からの完全なる分離を指していない可能性もあるが、どのような意図をもって「原則として」を用いたのか不明である。

⁵⁷ 筆者は、かつて農家から野菜を仕入れる仕事に携っていたが、ある野菜農家は、野菜作りで心がけていることとして「自分が食べて安全、安心、美味しいと言える（思える）ものを作る」と語っていた。

⁵⁸ デリカフーズホールディングス(株)【証券コード：3392】は、この「おいしさ」を構成する要素を「抗酸化力」、「免疫力」、「解毒力」の3つに分類し、非破壊で分析する装置を開発した。この研究が「おいしさ」を測定する手法として確立されれば、検食を目的とした自家消費は必要なくなるだろう。

産したほうれん草は、検査の結果、国の基準を下回る放射性物質の値であり、健康に被害をもたらすものではなかったにもかかわらず、市場から敬遠され買い手がつかなかった（いわゆる「風評被害」）。そのため、生産者は毎日ほうれん草を大量に自家消費し、自らを実験台にして安全性を訴えていた。当時を思い返せば、自ら食べられないようなものを出荷するのか、という市場からの無言の圧力もあったように感じる。ともあれ、このようにアピールの手段として自家消費を利用するのであれば、その自家消費は広告宣伝費の要素を持つと言える。

米・麦等を除くと、野菜や果物については、販売品としては難のあるものを自家消費している場合も多い⁵⁹（例えば曲がったキュウリや、傷のあるリンゴなど）。現在のわが国では、販売品とならないものを廃棄するにもコストがかかる。一方、廃棄することは環境にも負荷をかけるため、これを減らそうという動きもある⁶⁰。また、丹精込めて作ったものを、見た目が悪い等の理由で廃棄することへの心理的抵抗や、これを値引き販売するならば、正規品の方が売れなくなるというジレンマ。これらが相俟って、やむなく自家消費するという場合も多いのである。この場合の自家消費は処分費用としての要素を持つと言えよう。

以上のことから、農業において自家消費は事業を遂行する上で、どうしても必要、かつ省くことができないものであり、単に自分で作ったものの方が、買うより安いという、経済的合理性によってのみ語られるべきものでないことが分かる。同時に、この事業遂行上の必要性があるがゆえに、農業において自家消費が0円ということは考えにくいことになる^{61 62}。

なお、農業に限らず、事業遂行上の必要性は、品質管理費、研究開発費、広告宣伝費、処分費の性格を帯びるため、自家消費ではなく、事業消費として計上すべきであるとする考え方もあるだろう。仕訳で表すと「品質管理費 or 研究開発費 or 広告宣伝費 or 処分費／事業消費」となるのではないか、ということである（『事業消費』を他勘定振替勘定と考えると理解が容易となる）。しかし、ここで私的な消費か事業としての消費かという、答えの出ない二元論を再び持ち出すべきではない。それよりは、消費によって個人事業主が消費者として心理的満足を得ており、消費の事実が存在する以上は、一旦、帰属所得及び消費税の課税の対象たる

⁵⁹ 碓井光明「農業所得課税に関する研究（4）」エコノミア 91号（1986）66頁。

⁶⁰ 食品ロスの削減の推進に関する法律5条は（事業者の責務）として、「事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする」と定める。

⁶¹ 農業所得用の青色申告決算書に欄を設けていることは、農業には自家消費があるという前提の証左である。

⁶² (株)いろどり（徳島県上勝町）が展開する、葉っぱビジネスのように、飾りとして使われる葉（いわゆる「つまもの」）の採集をする農業の場合は、消費金額0円も想定し得る。

自家消費として計上し、事業としての性格を帯びる部分は、計上金額の調整要素とするのが妥当と考える。この点は、第3章第1節で後述する。

第6節 小括

本章では、自家消費とは何か、その概要と、なぜ自家消費に対して課税が行われるのかという点を、自家消費とその関連用語の整理を行いつつ、立法趣旨、実務上の必要性の2点から検証を行った。その結果、所得税法においても、消費税法においても、課税されるに足る法的根拠があることが確認できた。同時に、両法は立法趣旨、課税の対象がそれぞれ異なるため、適用範囲に若干の差異があることも確認された。両法の適用範囲については、第2章においてさらに検証を行っていくこととする。

第2章 自家消費の所得区分・適用範囲

本章では自家消費の所得税法における所得区分及び所得税法、消費税法における具体的な適用範囲を確認する。

所得税法 39 条は自家消費を事業所得か山林所得、雑所得のいずれかに区分することとしているが、どのような条件を充たすと事業所得や山林所得あるいは雑所得に区分されるかは明示されていない。つまり、農業において自家消費があった場合に、どの所得に区分されるかが不明確であるので、これを明確にする。

また、どこまでを自家消費として課税するか、すなわち適用範囲（課税対象となる人・対価・期間・行為の範囲）についても曖昧な部分が多いため整理・検証を行う。本稿は自家消費の本質を売上と考えるため、所得税法 45 条の家事費・家事関連費の適用範囲とは別に、独自の適用範囲を確定させる必要があるのである。

第1節 所得税法の所得区分

第1項 課税される所得となるか

所得税法上、自家消費は所得の源泉に応じて、事業所得、山林所得、雑所得のいずれかに区分されることになっている。しかし、どのような条件を充たすと事業所得や山林所得、あるいは雑所得に区分されるかが条文には明示されていない。

したがって、第1章第5節第1項で示した修正包括的所得概念を用い、農業において自家消費があった場合の課税の可否、所得区分について設例を用いて検討を行う。想定するケースは次のようなものである。

- ① 農業を営む個人事業主が、販売分と自家消費分の区分をしないで農産物を生産し、家事用に消費した場合。
- ② 農業を営む個人事業主が、販売分と自家消費分の区分をして農産物を生産し、家事用に消費した場合。
- ③ 農業を営む個人事業主が、販売分の農産物の生産を辞め、自家消費分のみ農産物を生産し、家事用に消費した場合。
- ④ 農業を営む個人事業主以外の個人事業主が、家庭菜園で農産物を生産し、家事用に消費した場合。
- ⑤ 消費者が、家庭菜園で農産物を生産し、家事用に消費した場合。

所得税法における自家消費の所得決定プロセスは、まず、修正包括的所得概念

により、課税される所得かどうかを確定することから始まる。

筆者が第1章第5節第1項で示した修正包括的所得概念は、担税力を増加させる利得のうち、捕捉、測定が可能であるものを所得とするものである。この「捕捉、測定が可能である」と言えるためには、継続的な販売活動を通じ、販売する資産あるいは提供するサービスの取引記録を残す必要性と管理能力を有すること。かつ、市場との関係を通じ、市場価格の把握ができる常況にあることが必要であると考えられる。

上記設例のうち④と⑤はこの要件に当てはまらず、修正包括的所得概念のもとでは課税すべき所得の範囲から外れることになる。

特に④は個人事業主ではあるが、農業を営む個人事業主ではないので、農産物の生産、販売の管理を行う必要性も能力も有しない。また、市場との関係もなく、市場価格が把握できる常況にあるとは言えない。したがって、④の場合は、捕捉、測定が困難であると言え、課税の範囲から外れる。

③の場合は判断が分かれるところであろうが、市場との取引口座が閉鎖されずに残っている場合や、田畑の草刈りを定期的に行うなどの維持管理が行われている場合のように、個人事業主が望めば、事業活動が即座に再開できる状態と認められるときには、事業活動の停止は一時的なものに過ぎず、捕捉、測定は可能であると判断して、課税すべき所得に含まれると解すべきである。

②の場合では、販売用と自家消費で区分を行っていることが特徴である。棚卸資産とは販売の用に供するために保有する資産、あるいは販売管理用に保有する資産など、一般的には販売と何らかの結びつきを持つ資産を指す⁶³。したがって、当初から自家消費として生産した農産物は、販売が目的でないから、棚卸資産に該当せず、②の場合における農産物の消費は、所得税法39条の適用はないと考えることもできる。

しかし、所得税基本通達2-13で棚卸資産には自家消費の目的で保有するものを含む、とあり、また、売上説は自家消費を販売したと考えるので、当初から自家消費に生産した農産物であっても、販売用として棚卸資産に該当すると考えることになる。したがって、②の場合も所得税法39条の適用はあると考えるべきであろう。

以上、修正包括的所得概念を用いると、課税すべきは①、②、③の場合であることが確定する。

⁶³ 企業会計基準委員会「棚卸資産の評価に関する会計基準」企業会計基準第9号（2006年7月）。「棚卸資産は、…企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる」。

第2項 事業所得か雑所得か

1 農業から生ずる所得 ≠ 農業所得 = 事業所得

次に、課税すべき①、②、③の所得の所得区分を確定させることとなるが、農業における自家消費において所得区分が山林所得という可能性は無く、事業所得か、雑所得に区分されることとなろう。そこで、農業における事業所得と雑所得の境界線がどこにあるのかを探っていくこととする。

所得税法2条1項35号では、米、麦、たばこ、果実、野菜若しくは花の生産若しくは栽培又は養蚕に係る事業その他これに類するものとして政令で定める事業から生ずる所得を「農業所得」と規定している。ここでいう政令とは、所得税法施行令12条のことであるが、この政令にも農業所得を生ずる事業として、米、麦の栽培のような、いわゆる一般的に農業と観念されるものが列挙されている。農業所得を定義づけるこれらの規定に、「事業」の語が出てくることから、農業所得は事業所得の一種である⁶⁴ことに疑いの余地はない。

また、所得税法27条は、「事業所得とは、農業、…その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得…をいう。[傍点：筆者]」と規定している。これらを合わせ考えるとき、農業から生ずる所得は自家消費も含め、全て農業所得に該当し、かつ事業所得にも該当するように思える。しかし、所得税法27条は、「農業」に続けて「その他の事業」という包括的例示を用いていることから、農業は対価を得て継続的に行う事業の一例であって、農業から生ずる所得がすなわち事業所得であることを意味しない(この例示が意味するところは「例えば農業のような…」という程度のものである)。したがって、農業から生ずる所得であっても、その所得が事業といえるものから生じたものでなければ、事業所得には該当せず、雑所得となる可能性があることが分かる。

ここまでのことを算式で表すと、農業から生ずる所得 ≠ 農業所得 = 事業所得となる。

2 農業における事業的規模

所得税法における「事業」とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務⁶⁵をいい、事業としての社会的客観性が認められ得るというためには、相当程度安定した収益を得られる可能性がなければならない⁶⁶ものとき

⁶⁴ 国税庁「令和2年分確定申告 農業所得に係る留意点」1頁。

⁶⁵ 最判昭和56年4月24日民集35巻3号672頁。

⁶⁶ 大阪高判昭和50年3月26日行集26巻3号439頁。

れる。そして結局は、納税者の個別具体的な事情を斟酌し、社会通念に照らして事業に該当するかどうかを判断することになる。農業における自家消費が、この社会通念上の事業に該当するかどうかの外形的な判定には、下記表-1に示した、農業統計用語が1つの目安になるであろう。

表-1 農業統計用語の定義

(1) 農業経営体分類関係 (2005年農林業センサス以降の定義)

用語	定義
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、(1) 経営耕地面積が30a以上 [中略：筆者] に該当するもの [中略：筆者]

(2) 農家等分類関係 (2005年農林業センサス以降の定義)

用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

(3) 農家経済関係

用語	定義
農業所得	農業粗利益 (農業経営によって得られた総収益額) - 農業経営費 (農業経営に要した一切の経費)

農林水産省「令和元年度 食料・農業・農村白書」350-351頁を基に筆者作成。

この農業統計用語に従えば、耕作面積 30a 未満かつ農産物販売金額が年間 50 万円未満の小規模農業は自給的農家に該当するから、同じ自家消費であっても、このような農家が営む農業から生ずる所得は雑所得とし、それ以外は農業所得として事業所得に区分することになる。ただ、これは外形的な要素から所得を区分する、形式的な判断基準である。実際には農産物販売金額は年によって増減があるため、形式的な判断基準に加え、外形的な要素以外の要素（例えば輸入農産物との価格競争や、病害・天候災害による収入の減収要素など）を加味した実質的な判断をして、所得区分を確定させるべきである。

第3項 所得区分と損益通算

なぜ自家消費を含めた農業から生ずる所得を、厳格に区分する必要があるかと言え、事業所得には損益通算が認められるためである。事業所得とされる農業から生じた損失は、他の所得との損益通算ができる一方、雑所得とされる農業から生じた損失は、他の所得との損益通算ができない。

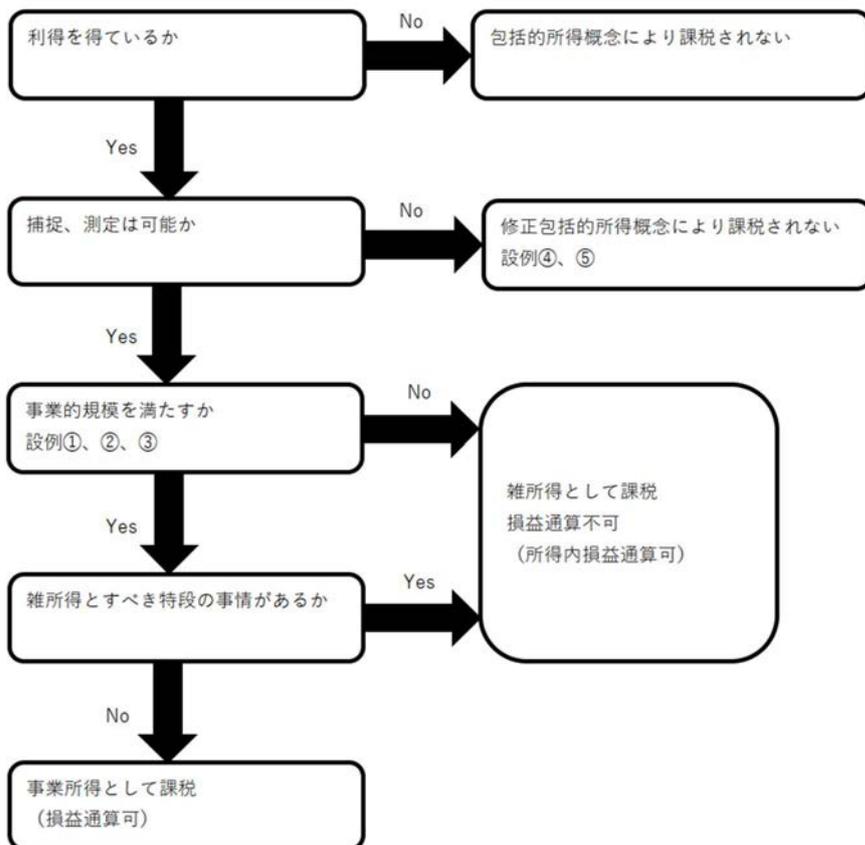
農家は兼業で農業を行う場合があるが、その場合の兼業から生ずる所得は、不動産所得や給与所得が多く、一般的にプラスとなる。しかし、特に兼業の場合の農業（事業）所得は、生産性や固定資産税などの保有コストの負担から、損失が発生することが多く、農業（事業）所得と他の所得との損益通算が可能かどうか

は重要なポイントになる⁶⁷。

さらに、農業は農地に係る固定資産税の減免や、相続税の納税猶予を受けるために「仕方なく」営んでいることも多いから、そのような、収益を稼得することとは別の目的で営まれる小規模な農業から生じた損失を、他の所得と損益通算することは、課税の公平性の観点からも望ましいことではない⁶⁸ ⁶⁹。事実、課税サイドにおいて、スタンド売りとは自家消費のみの場合は家庭菜園と同程度と判断し、事業所得ではなく雑所得として指導した事実もあるようである⁷⁰。

以上、設例を用いながら農業で自家消費があった場合の所得区分を考察してきたが、整理すると次の図-4の通りとなる。

図-4 農業における自家消費の所得区分フロー図



⁶⁷ 奥田周年＝君島弥寿子「都市近郊農家の税務のポイントと経営の課題(特集 環境変化に伴う 農家の税務と経営の対応)」税理 47 巻 1 号 50 頁 (2004)。

⁶⁸ ただし、雑所得内での損益通算(所得内通算)は可能であり、この問題を取り上げた文献として、碓井・前掲注 59・72 頁。

⁶⁹ 山本晋也「市場を通さない販売・自家消費と税務の対応(特集 環境変化に伴う 農家の税務と経営の対応)」税理 47 巻 1 号 90 頁,93 頁 (2004)。

⁷⁰ 奥田＝君島・前掲注 67・50 頁。

第2節 対象となる人的範囲

第1項 「家事のために消費」と「家計」

1 同一生計親族の消費に対する課税根拠は所得税法39条か40条1項か

個人事業主以外の他者が棚卸資産を消費した場合、例えば同居する家族が消費したような場合にも、自家消費として計上をしなければならないのか。自家消費の対象となる人的範囲を確認する。

所得税法39条は、「居住者がたな卸資産…を家事のために消費した場合」に、消費税法4条5項1号は「個人事業者が棚卸資産…を家事のために消費し…た場合」に自家消費として認識することを規定している。この規定の主語は、所得税法では居住者であり、消費税法では個人事業者（本稿での「個人事業主」）であることは一目瞭然である。しかし、後段の「家事のために消費」とは、具体的に何を指し、人的範囲としてどこまでを含むのであろうか。

この「家事のために消費」については、消費税法基本通達5-3-1に「個人事業者又は当該個人事業者と生計を一にする親族の用に消費し、又は使用した場合をいう。[傍点：筆者]」とあるのみであり、所得税法に至っては何の言及もない。

「家事のために消費」を、家事費・家事関連費について規定した、所得税法45条の人的範囲と同様に解釈すれば足りる、という見方もあり得よう。しかし本稿が支持する売上説は、自家消費と家事費・家事関連費とは別の取引であると考えるので、自家消費は家事費・家事関連費と別に人的範囲を規定すべき、あるいは規定しても良い（結果として家事費・家事関連費の類推適用と同様の結果となることをも許容する）ことは既に述べた。

したがって、所得税法39条、消費税法4条5項1号の言う「家事のために消費」が何を指すか、人的範囲はどこまでか、改めて考えることにする。まず、「家事のために消費」を「家計」と置き換え、考え得る「家事のために消費」の範囲を、次の3つに大別した。

- ① 「家事のために消費」とは、個人事業主の消費のみを指す。
- ② 「家事のために消費」とは、個人事業主が属する世帯の消費を指す。
- ③ 「家事のために消費」とは、事業目的以外の消費の全てを指す。

なお、①、②、③の順で範囲は拡大する。また、②は①を含み、③は①、②を含む。

次に、この範囲のうちで、消費行為を行う主体の代表格として、個人事業主自

身、個人事業主と同一生計の親族、個人事業主の事業とは関連のない者（同一生計でない親族・知人）、の3者を設定する。そして棚卸資産を①個人事業主自身が消費した場合、②個人事業主と同一生計の親族が消費した場合、③個人事業主の事業とは関連のない者（同一生計でない親族・知人）が消費した場合に区分し、各主体の行う消費行為が課税されるのか、課税されないのか。課税されるとすればその法的根拠は何か、当てはめを行った。その結果が表-2である。

表-2 自家消費の消費主体と課税根拠

		棚卸資産の消費行為の主体である者		
		個人事業主自身	個人事業主と 同一生計の親族	個人事業主の事業とは 関連のない者 (同一生計でない親族・知人)
所得税法	A 39条	C 39条or40条1項	E 40条1項	
消費税法	B 4条5項1号	D 基本通達5-3-1	F 4要件のうち「対価を得て」に 該当せず、課税対象外	

表-2 は棚卸資産の消費行為の主体である者と、適用となる税法が交差するマトリクス図であり、A~Fの欄を設けてある。以下、各欄についての解説を行う。

A・B欄・・・

個人事業主が自らの事業で保有している棚卸資産を、私的に消費すれば、所得税法39条、消費税法4条5項1号により自家消費として課税される。

E欄・・・

個人事業主が自らの事業で保有している棚卸資産を、個人事業主の事業とは関連のない者（同一生計でない親族・知人）が消費した場合は、贈与行為となり、所得税法40条1項により課税される。

F欄・・・

贈与は消費税法4条1項、2条1項8号の規定する「対価を得て」行われるものに該当せず、課税対象外となる。

D欄・・・

個人事業主が自らの事業で保有している棚卸資産を、同一生計の親族が消費し

た場合は、消費税法基本通達 5-3-1 により、消費税法 4 条 5 項 1 号が拡張され、課税される。消費税法 4 条 5 項 1 号の立法趣旨が、租税回避の防止、課税の公平の実現にあると考えれば、同一生計の親族による消費に対する課税は当然と言える。

C 欄・・・

問題は、個人事業主が自らの事業で保有している棚卸資産を、同一生計の親族が消費した場合の、所得税法の取扱いである。すなわち、課税される根拠条文は所得税法 39 条（自家消費）か、所得税法 40 条 1 項（贈与）かという問題である。どちらの適用があるにしても、課税される結果に違いはないが、仮に所得税法 39 条だとすると、同一生計の親族が得た利得を、個人事業主の利得として課税されることになり、個人単位課税を原則とする所得税法の理念から離れることになる。さりとて所得税法 40 条 1 項だとすると、贈与税との二重課税も考え併せる必要が生じる（ただし、棚卸資産が農産物なら、相続税法 21 条の 3、扶養義務者相互間の生活費に該当して、贈与税は非課税になる）。

なお、筆者が収集した文献には、棚卸資産を同一生計の親族が消費した場合（表-2 の C 欄、D 欄）も、個人事業主の事業とは関連のない者（同一生計でない親族・知人）が消費した場合（表-2 の E 欄、F 欄）も、等しく自家消費として取り扱う、とするものも散見されたが、それは自家消費と贈与を混同してしまっている。自家消費も贈与も、無償による資産の譲渡取引であり、個人事業主の主観（贈与の意思の有無）は、外形から判断できない。したがって自家消費とするか贈与とするかは、取引相手との関係性で判断するしかない。そのため筆者は、同一生計であるかどうかを、重要な判断要素と捉え、表-2 の区分をしたのである。

この自家消費であるか、贈与であるか、という議論は、特に消費税の課税の対象となるかどうかに影響がある（自家消費ならば対価がある取引とみなして課税、贈与ならば対価がない取引として課税対象外）。

2 根拠条文が所得税法 39 条である理由

表-2 の C 欄が問題となることが確認できたが、筆者は次の 3 つの理由により、C 欄の課税根拠は所得税法 39 条であると考ええる。

第 1 に、自家消費は帰属所得の一類型であり、帰属所得の本質は心理的な満足であるという前提を置く。次に棚卸資産を他者が消費した場合に、個人事業主が得る利得を「心理的な満足」である、と考える。すると同一生計の親族が棚卸資産を消費したことにより得る心理的な満足とは、その消費により出費を抑えることができ、出費額相当額の利得を得た、という心理的な満足である。これは経済的な満足と換言できる。

一方、個人事業主の事業とは関連のない者（同一生計でない親族・知人）が棚卸資産を消費したことにより個人事業主が得る心理的な満足とは、相手に喜んでもらえた、という心理的な満足である。棚卸資産の消費行為の主体が異なることにより、個人事業主が得る心理的な満足の違いは、言わば「利己の心」か「利他の心」か、という違いとも言え、同じ心理的な満足と言っても両者には明確な違いがある。したがって、これらの異なる心理的な満足に課税する場合には、根拠となる条文も異なると考えられる。

第2に、家事のために消費する、という場合には当然同一生計の親族のために、も含むと考えるのが文理解釈上も自然である。家事とは広辞苑デジタル版（第7版）によれば「①家庭内のいろいろな事柄。②家庭生活を営むための大小いろいろの用事。掃除・洗濯・炊事など」とある。したがって「家事の用」には同一生計の親族に対するものを当然に含み、消費税法基本通達5-3-1は、念のためにこれを明らかにした確認規定である、と考える。

第3に、消費税法4条5項1号は、その文章構成から、所得税法39条を模して創設されたものと推測される。そして、消費税法4条5項1号の解釈通達として、消費税法基本通達5-3-1があり、棚卸資産を個人事業者と同一生計の親族の用に消費した場合を「家事のために消費」、つまり自家消費であると規定している。このような沿革から考えても、所得税法において、個人事業主と同一生計の親族が棚卸資産を消費した場合は、贈与ではなく自家消費と考えるのが自然であり、消費税法と敢えて取扱いを異にする必然性はない。

3 同一生計親族の自家消費と個人単位課税

さて、所得税法39条を課税根拠とすると、個人単位課税という所得税法の原則とどう整合させるかが、避けられない問題となる。しかし、そもそも現行の所得税法は個人単位課税の理念を貫徹できている訳ではなく、実質的に家族単位での課税が行われているとみられる部分もある。例えば所得税法56条は、生計を一にする配偶者・親族が事業に従事したことにより支払った対価を必要経費に算入しないことを規定する。そして、必要経費に算入されないこととなった対価に発生している費用等は、必要経費に算入され、必要経費に算入されないこととなった対価はその親族においてないものとみなされることとしている。浅妻章如⁷¹は、こうした計算を行うことの効果は、結局、個人単位課税から家族単位課税に修正するものと理解される、としている。また、所得税法83条・83条の2の配偶者控除・配偶者特別控除にも人的所得控除を通じて、夫婦ないし家族単位主義的な考え方が持ち込まれているとしている。このように、現行所得税

⁷¹ 浅妻章如＝酒井貴子『租税法』29頁,31頁（日本評論社,2020）。

法は個人単位課税を原則としながらも、随所に家族単位課税を行っているのである。

したがって、棚卸資産を同一生計の親族が消費する場合に、所得税法 39 条を根拠として課税することで、個人単位課税の原則から外れてしまうとしても、個人単位課税から家族単位課税への修正の一類型として、許容することもできよう。

また、小塚真啓⁷²は、帰属所得と家族単位課税の関係性について、次のような興味深い指摘をしている。

「例えば夫婦で夫が婚姻前に購入した住宅に住んでいるというケースを考えます。これは持ち家ですから、自分だけで住んでいるのであれば、前述の通り帰属所得として取り扱われるべきものと言うことができるでしょう。しかしながらそこに、妻等の、本人以外の個人が共に住んでいるとしたら、その分の経済的利益の移転は存在するはずであり、これは妻の側（受取り側）で把握されるべきではないのかということになります。それにも拘らずこのような利益の移転はほとんどの場合で把握されていないと考えられるのです。このように移転の無視が起こるのは、家族単位の把握をしているからなのではないかということになります」。

帰属所得は家族単位で把握されるという小塚真啓の指摘が正しいとすれば、帰属所得の一種である自家消費についても、家族単位で把握されるべきことになる。

課税単位の問題がクリアされれば、同一生計の親族が棚卸資産を消費した場合における課税の根拠条文は、所得税法 39 条と考えるのが妥当である。

とはいうものの、このような考察が必要であること自体、現行所得税法が不明瞭であることの証であり、今後の立法措置、ないしは通達による、なにがしかの手当は必要であると考ええる。

4 自家消費の対象となる人的範囲

本節冒頭では、「家事のために消費」とはどの範囲を指すのかを問い、回答として想定し得る範囲を下記の 3 つに大別した。

- ① 「家事のために消費」とは、個人事業主の消費のみを指す。
- ② 「家事のために消費」とは、個人事業主が属する世帯の消費を指す。
- ③ 「家事のために消費」とは、事業目的以外の消費の全てを指す。

考察の結果、自家消費により課税される人的範囲は、個人事業主本人と、個人事業主と同一生計の親族であり、家事のために消費とは、②の個人事業主が属す

⁷² 小塚真啓「家族の所得と租税－個人単位での所得の把握か、それとも家族単位か－」租税研究 793 号 90 頁（2015）。

る世帯の消費を指すことが確認された。

第2項 自家消費の主体と多段階説・単段階説

1 販売先は誰か

ここまで、「同一生計の親族が棚卸資産を消費」と回りくどい言い回しをしてきたが、所得税法40条1項を根拠条文とする「贈与」に該当する可能性もあったためである。本節で所得税法39条が根拠条文と明確になったため、以後「同一生計の親族が棚卸資産を消費」も「自家消費」として扱う。

さて、同一生計の親族による自家消費について、もう少し掘り下げて考察を行っていくこととする。筆者はこれまでに、自家消費は「販売」である、という売上説の立場を強調してきた。課税庁も同様の立場⁷³をとっている。「販売」とは対価と引き換えに所有権を他に移転することを意味するというのが一般的な解釈である。したがって自家消費を販売と考える以上、所有権が誰に移転したと解するのは、切り離せない問題である。

ところが、自家消費を販売と擬制することについては判例や学説、課税庁も支持し、異論がないものの、その販売先（所有権の移転先）を誰と仮定するかについては見解が分かれる。例えば、【大阪地判昭和50年4月22日税資81号277頁】のように、一度商品を顧客に販売したうえ、その売上金で同一商品を他の販売業者から購入したと擬制する考え方がある⁷⁴一方、【大阪地判昭和63年11月30日税資166号538頁】のように自己が自己に販売したと擬制する考え方⁷⁵もある。

ただ、これらは自家消費の消費主体となり得るのは個人事業主自身のみであるという前提に拠った考え方で、本節で取り上げるような、個人事業主と同一生計の親族が消費行為の主体となった場合に、どのように取り扱うかという視点が欠落していると感じられる。

あるいは自家消費の問題に、同一生計の親族という因子を持ち込むと、自家消費は個人単位課税か家族単位課税かという議論が不可避となるため、意図的に言及を避けたとも考えられる。

しかし、本稿は自家消費を含む帰属所得は家族単位課税である、と既に結論を

⁷³ 国税庁・前掲注34。

⁷⁴ なぜ顧客に販売したと擬制する必要があるのか。顧客との取引は外部取引となるため、収入を経済価値の外からの流入と捉え、所得を収入概念により制限する所得税法と平仄を合わせたとも考えられる。

⁷⁵ 伊藤・前掲注24・320頁、菊池・前掲注6・265頁、水野・前掲注17・749頁。

得ているので、販売先（所有権の移転先）が個人事業主と同一生計の親族となっても何ら支障はない。

2 多段階説・単段階説

さて、販売先を誰と擬制するのか、この点を明確にすることの意義を強調するのは、同一生計の親族による自家消費の場合、擬制する販売先が何者なのかによって、その後の課税関係が変わってくる可能性があるためである。それは同一生計の親族による自家消費であるがために生じる問題であり、個人事業主自身が自家消費した場合には生じ得ない問題である。

具体的に見ていこう。まず、自家消費は販売であり、その販売を、一度顧客に販売したうえで同一商品を他の販売業者から購入したと擬制する考え方と、自己が自己に売ったと擬制する考え方があることは既に説明した。これを同一生計の親族による自家消費の場合に当てはめると、いずれも一度個人事業主（自己）を経由した後に同一生計の親族が消費することとなる。つまり、外観上1つの取引を、自己を経由する取引と擬制することにより、多段階の取引と捉えることになる。これを便宜上、「多段階説」と名付ける。下記図-5、図-6に多段階説の取引の流れと問題点を具体的に示した。

図-5 （多段階説）同一生計親族が自家消費をした場合の取引の流れ①

【一度商品を顧客に販売したうえで、その売上金で同一商品を他の販売業者から購入したと考える場合】

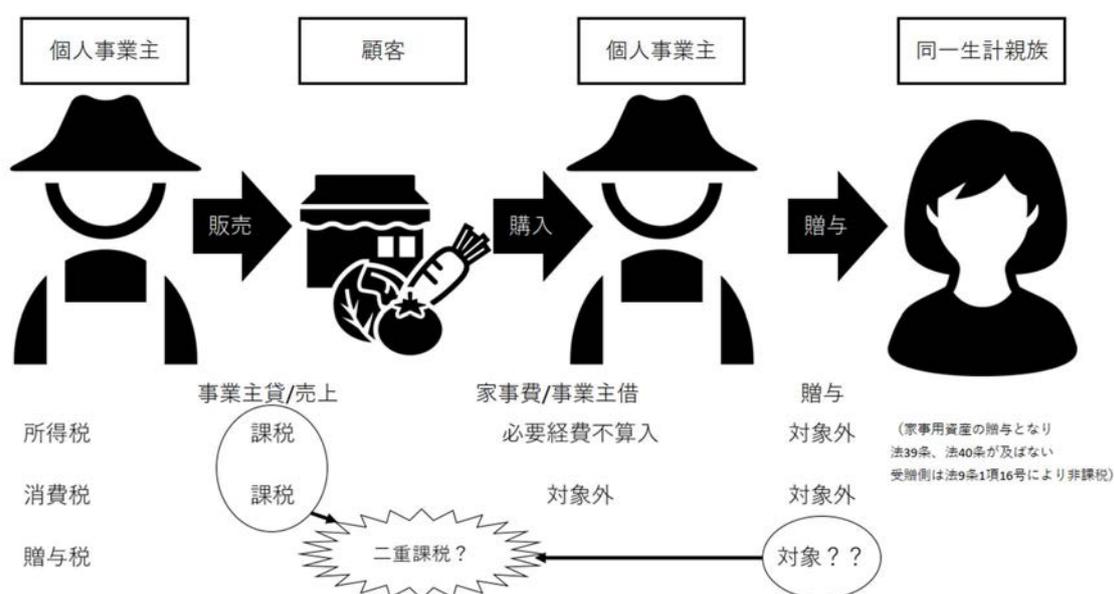
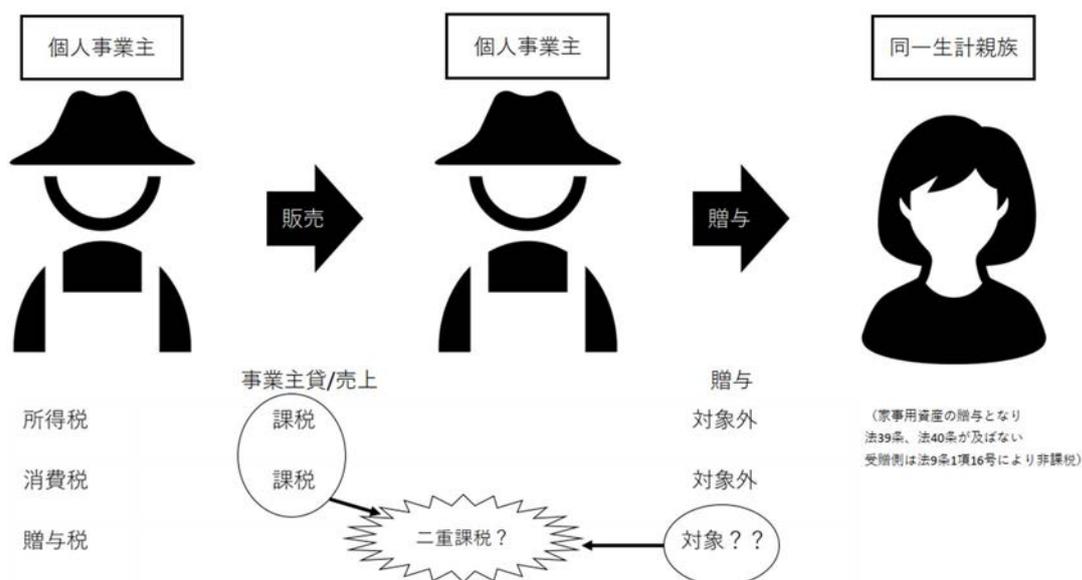


図-6 (多段階説) 同一生計親族が自家消費をした場合の取引の流れ②

【自己が自己に販売したと考える場合】



多段階説では、図-5、図-6で示したように、一度顧客に販売したと擬制する場合も、自己が自己に売ったと擬制する場合も、取引の最終段階が贈与になり、ここに二重課税の余地が生ずるのである。農業の場合で考えれば、自家消費される棚卸資産は、ほぼ農産物であるから、相続税法21条の3、扶養義務者相互間の生活費に該当して贈与税は非課税になり、結果として二重課税は排除される。

しかし、棚卸資産が生活用品ではないような場合には、二重課税の余地は依然として残ることになる。例えば、宝飾店を営んでいる個人事業主が棚卸資産である宝石を子にプレゼントした場合はどうなるか。宝石は扶養義務に基づく生活費とは認め難いから、贈与税の対象となる。すると、行為としては一方から一方へ宝石が移転しただけであるのに、多段階説を採用することによって、所得税と贈与税、あるいは消費税と贈与税の二重課税の余地が生じないだろうか。

これが、同一生計の親族が自家消費を行った場合において、多段階説を採用したときに生じる二重課税の問題である。

二重課税の問題以外にも、このように個人事業主を経由する多段階の取引であると捉えてしまうと、同一生計の親族以外の他者（例えば知人）に資産の無償譲渡を行った場合にも課税することが可能となってしまふ。すると所得税法40条1項の規定する棚卸資産の贈与は、所得税法40条1項が無くとも、所得税法39条

を根拠に課税が可能となる⁷⁶。また、消費税法では資産の贈与を課税の対象外としているが、これも自己を経由した取引と擬制すれば、課税が可能となるだけでなく⁷⁷、課税の範囲に際限がなくなってしまう。

以上の考察の結果から、個人事業主以外の他者が棚卸資産の消費をした場合には、個人事業主を経由した多段階の取引と擬制する必要はなく、消費行為の主体に直接販売をした一段階の取引と擬制する（便宜上「単段階説」と名付ける）のが妥当であると結論づける。

第3項 同一生計親族による自家消費と事業性

自家消費の人的範囲について、残る問題としては、同一生計の親族についても、同一人に、事業関係者としての側面と、消費者としての側面が併存する点がある点が挙げられる。例えば、同一生計の配偶者が青色事業専従者である場合や、同一生計の子が個人事業主と取引のある会社の役員であるような場合、純然たる自家消費として取り扱って良いのか、という疑問が生じる。

このような青色事業専従者や取引先の会社役員などの事業的属性を備えた、同一生計の親族による自家消費は、給与や福利厚生費、交際費のような側面がないとも言えない。しかし、どこまでが私的な消費で、どこからが事業としての消費であるかは具体的な線引きが難しい。第3章第1節で後述するが、このような問題は、事業遂行上の必要性の問題として取り扱うべきであろう。すなわち、同一生計の親族が消費した場合は、一旦、全て自家消費として計上し、事業性を有する部分を金額調整することになる。

第3節 対象となる金額の範囲

自家消費に対して課税することを規定した所得税法39条、消費税法4条5項1号は無償取引を前提としている⁷⁸。しかし、有償取引の自家消費があっても不思議ではない。棚卸資産は購入であれ、製造であれ、基本的には事業用資金を投下して取得あるいは製造されているものであるから、無償で引き渡してしまえば、投下額相当額だけ事業用資金が減少することとなる。そこで個人事業主の生活用の預金口座から事業用の預金口座に、自家消費金額相当額の金銭を移動した場合には、その金銭を消費者としての個人から事業者としての個人への対価と見ることは可能である。また、同一生計の親族が自家消費した場合に、その親族から自家

⁷⁶ 表-2のE欄の根拠条文が所得税法40条1項から39条となる。

⁷⁷ 表-2のF欄が、課税対象外から課税となる。

⁷⁸ 国税庁『改正税法のすべて』251頁（大蔵財務協会,昭和63年度版,1988）。自家消費を対価のない取引と捉えていることが分かる。

消費金額相当額の金銭を受け取ることも可能性として十分あり得、これを対価と見ることも可能である。

では、このように自家消費に対して対価相当を受け取った場合、適用関係はどのように変化するであろうか。所得税法 39 条の書き出しは「居住者がたな卸資産・・・を家事のために消費した場合・・・」、消費税法 4 条 5 項 1 号の書き出しは「個人事業者が棚卸資産・・・を家事のために消費し、又は使用した場合・・・」となっており、対価の有無、対価の額の多寡についての記述は一切ない。したがって、仮に個人事業主自身、又は同一生計の親族から対価相当を受け取ったとしても、所得税法 39 条、消費税法 4 条 5 項 1 号の適用に全く影響はないと見るべきである。

そして、金額の多寡によって、低額譲渡に該当するか、高価買入に該当するかも自家消費を考える上では考慮しなくて良いと考える。では、対価に相当するものとして受け取った金銭等がある場合の、その金銭等の税務上の取扱いはどうすれば良いのかと言え、それは自家消費取引とは別個の取引、贈与として取り扱うことになる。つまり、受け取った金銭等は、消費する棚卸資産の対価として受け取ったのではなく、贈与された（受贈した）と考えるのである。

むしろ、このように解さなければ、所得税法も消費税法も自家消費の取扱いについて、低額譲渡の要件を用意していない⁷⁹のであるから、対価 0 円では時価課税され、対価 1 円では時価課税されないという著しい不公平を生み出し、同時にこれを租税回避に利用される恐れもある。

特に、消費税法は当事者間で授受することとした対価の額を課税標準とするから⁸⁰、対価の額の妥当性を時価で否定することができない。このような不合理を排除するためにも、自家消費は棚卸資産を家事のために消費するという事実のみで成立し、そこに対価の概念、金額の範囲はないと考えるべきである。

なお、消費税法基本通達 5-1-10 は、同一生計の親族に対する資産の譲渡、貸付け、役務の提供であっても、それが事業として対価を得て行われるものであるときは、消費税の課税の対象となることを規定しているが、これは対価が 1 円でもあれば時価課税しないことを表明していると言え、租税回避の防止機能を有する消費税法 4 条 5 項 1 号を空文化するものとなってしまっている。

さらに、この通達に従い、仮に消費税法において 1 円を対価とした場合、所得税法でも 1 円で良いのかという問題を誘発してしまう。税法間の取扱いの収斂という観点からも、自家消費には対価がなく、金銭等の授受は贈与と考える他ない。

⁷⁹ 同一生計の親族の自家消費の課税根拠は所得税法 39 条であり、低額譲渡を含む所得税法 40 条の適用がないことは、第 2 章第 2 節で説明した通りである。また、消費税法は 28 条 1 項に法人の役員に対する低額譲渡の規定があるのみである。

⁸⁰ 国税庁・前掲注 78・273 頁。

第4節 対象となる期間の範囲

いつまでに行った消費が自家消費の対象となるのか、自家消費と廃業の関係を中心に、その期間の範囲について確認する。

消費税法では、個人事業主が事業を廃止した場合において、事業用として所有する資産があるときは、事業の廃止と同時に家事のために消費又は使用したものとみなして、自家消費の規定の適用がある⁸¹とされ、直接家事のために使用している事実がない場合であっても、同様に取り扱うこととされている⁸²。

一方、所得税法では、消費税法のように自家消費の規定の適用があると断言した取扱いはないものの、消費税法同様に、自家消費の規定の適用があると解される。その結論を導くための2つの判例が【最判昭和32年10月22日民集11巻10号1761頁】、【東京高判昭和33年2月28日行集9巻2号206頁】である。

2つの判例では、事業の廃止に伴い、あるいは事業を廃止したのち、その清算の過程において原材料を処分して得た所得の所得区分が、いずれも譲渡所得ではなく、事業所得とされた。その理由は、納税者が主張する廃業が、廃業をしたと認められる実質を備えていなかったためである。2つの判例では、納税者が主張する廃業の後に原材料を他者に販売した結果、得られた所得が事業所得とされた訳であるが、仮にこの原材料を個人事業主が私的に消費する、あるいは使い続けていた場合の所得は、自家消費として事業所得となるものと考えられる。

なお【国税不服審判所裁決平成14年10月8日】では、事業上の重要な事業用資産が残っていた場合においても、その事業用資産の処分が行われな限り事業が継続していると判断し、納税者が主張する廃業を否定している。棚卸資産の販売を事業とする場合の、重要な事業用資産とは、言うまでもなく棚卸資産であるから、棚卸資産が存在する期間においては一般的に事業を廃止したとは認められない⁸³、という論理は、所得税法、消費税法ともに通底しているものと言える。

個人事業主が廃業をしたと主張する場合、所得税ならば「個人事業の開業・廃業等届出書」、消費税ならば「事業廃止届出書」（以下、この2つの届出書を合わせて「廃業届」という）を、それぞれ所轄の税務署に提出することとなっているが、廃業届を提出したとしても、棚卸資産が存在する期間は、一般的に事業を廃

⁸¹ 国税庁「1-13 個人事業者の廃業に伴う事業用資産の取扱い」平成12年消費税審理事例集, TAINSコード消費事例003013。

⁸² この取扱いについての批判として、消費税実務研究会・前掲注16・193頁、熊王征秀「消費税におけるみなし譲渡」税理52巻14号86頁（2009）、東京地方税理士会「消費税 個人事業者の廃業とみなし譲渡の関係」税務相談事例Q&A【平成24年7月掲載】, TAINSコード消費事例東地会020030。

⁸³ 国税庁・前掲注81。

止したことになる」とされている⁸⁴ ⁸⁵から、棚卸資産を有する事業の場合、廃業届による廃業は形式的な廃業に過ぎず、残品たる棚卸資産の整理処分段階で実質的な事業の廃止と捉える⁸⁶ことになる。

拡大解釈として、廃業届による形式的な廃業をした場合において、有していた棚卸資産について、何の経理処理もされていなければ、事業用から家事用へ転用がなされたとみて、所得税法 39 条、消費税法 4 条 5 項 1 号の適用を受けることを意味する。実質的な廃業に先行して自家消費の適用を受けるから、「廃業時には棚卸資産の自家消費の取扱いは無関係」とする指摘も、間違いではない⁸⁷。

本節での考察の結果、自家消費の規定の適用を受ける時間的な範囲は、事業の開始から、実質的に廃業したと認められるまでの期間であると言える。そして、実質的に廃業したと認められるためには、棚卸資産を完全に処分しなければならず、完全な処分がなされていない場合には、その棚卸資産を自家消費したとみなされる、と結論づけられる。

しかし、個人事業主が資産を購入し、その資産を廃業届を出した後に同じ個人が使い続けているだけで課税されるという認識は、一般的に持ちにくく⁸⁸、現に会計検査院は個人事業主の廃業時において 4 割近くで消費税の課税漏れが生じていることを指摘している。会計検査院は、既に課税庁へ納税者への周知徹底と、課税庁内部で提出された廃業届を基にした調査と指導を進めるよう要求しており、課税庁もこれに基づく改善の処置を講じているとのことである⁸⁹。

第 5 節 対象となる行為の範囲

第 1 項 範囲を限定することに対する疑問

包括的所得概念を採用する所得税法、消費に担税力を認める消費税法の趣旨を

⁸⁴ 会計検査院・前掲注 53・159 頁。国税庁「No.6603 個人事業者が事業を廃止した場合」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6603.htm>（最終閲覧日：令和 4 年 2 月 14 日）。

⁸⁵ 国税不服審判所裁決昭和 45 年 10 月 29 日裁決事例集 1 集 12 頁。

⁸⁶ 最判昭和 32 年 10 月 22 日民集 11 卷 10 号 1761 頁、東京高判昭和 33 年 2 月 28 日行集 9 卷 2 号 206 頁。細見卓「29 事業所得（1）一意義と範囲一」別冊ジュリスト判例百選 68-69 頁（有斐閣,1968）、酒井克彦『所得税法の論点研究－裁判例・学説・実務の総合的検討－』386 頁（財経詳報社,2011）。

⁸⁷ 北浦・前掲注 16・126 頁。

⁸⁸ 北浦・前掲注 16・125 頁。

⁸⁹ 会計検査院「(4)本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」平成 30 年度決算検査報告の概要 275 頁。

踏まれば、棚卸資産の私的な消費に限らず、自己に対するサービスを含む全ての経済的な利得、消費について課税して然るべきである。

ところが、所得税法 39 条は棚卸資産を家事の用に消費した場合、消費税法 4 条 5 項 1 号は棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事用に消費した場合又は使用した場合に適用範囲を限定している。それはなぜであろうか。農業における自家消費を中心とする本稿のテーマとは少し逸れるが、この点について考えることは、自家消費を計上すべき必要性にも関連するので、触れておくことにする。

第 2 項 所得税法と消費税法の違い

1 対象物の範囲・行為の範囲

なぜ所得税法、消費税法とも自家消費の対象となる行為を限定しているのか。その本格的な検証に入る前に、現在所得税法と消費税法が規定している、行為の範囲の違いについて考えてみる。

自家消費の規定が適用になるパターンとして、所得税法 39 条が、居住者が棚卸資産を家事のために消費した場合、と規定しているのに対し、消費税法 4 条 5 項 1 号は、個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合としている。つまり、消費税法上は、棚卸資産の消費、棚卸資産の使用、棚卸資産以外の事業用資産（以下、「事業用資産」という）の消費、事業用資産の使用の 4 つのパターンを自家消費の範囲と規定している（第 1 章第 2 節、家事消費の定義を参照）。

消費税法の条文を前段と後段で分けて考えると、所得税法、消費税法間の大きな違いは 2 つあることが分かる。

1 つは、対象物の範囲の広狭であり、所得税法は棚卸資産に限って課税としているのに対し、消費税法は事業用資産についても課税を行っていることである。これは、所得税法では事業用資産を家事のために消費した場合について、規定がないということでもある。

今 1 つは、行為の範囲の広狭であり、所得税法が家事のために消費した場合に限っているのに対し、消費税法は家事のために消費した場合に加え、使用した場合をも対象としていることである。

この 2 つの大きな違いについて、叙述する。

2 対象物の範囲の広狭

まず 1 つ目の違いについて、所得税法では事業用資産の家事用への消費（転用）については不問となっている。所得税法上、事業用資産は棚卸資産と違い、原則

的には取得に要した支出額が資産計上され⁹⁰、減価償却を通じて必要経費に算入されることになる。したがって、事業の用に供したと考えられる部分だけが時の経過とともに必要経費となる。その一方で事業用資産が家事用に転用された場合には、未償却残高が家事費へと振り替わる（仕訳では『事業主貸/資産』となる）ので、家事費の必要経費への混雑は生じない。この説明は控除否認説の立場から支持されるだろう。

売上説の立場からすると、仮に所得税法で事業用資産の家事用への転用を、自家消費として課税する規定が作られるとした場合、計上すべき金額はおそらく、消費時の価額（家事用への転用時の時価）、ということになろう。そして、この計上すべき金額に対応する原価は、消費時における事業用資産の未償却残高であるから、消費時の価額と事業用資産の未償却残高との差額が所得となるはずである。

この場合の消費時の価額とはどのように測定されるべきであろうか。事業用資産は棚卸資産と違い、販売を目的として所有するものではないため、その価額を測定するのは困難であることから、未償却残高を消費時の価額とする取扱いも許容されるべきである。会計検査院の平成30年度決算報告には「財務省⁹¹によれば、棚卸資産以外の資産の消費税の課税標準額に計上する資産の価額に相当する金額は、原則として、当該資産の時価になるが、資産の状況等によっては未償却残高も一つの指標となり得るとされている」との記述がある。そこで、これを所得税法にも援用すると、事業用資産を家事の用に消費した場合の、消費時の価額（未償却残高）と原価（未償却残高）が等式となり、そこに所得は生じないため、所得税が課されないことになる。

このように、控除否認説に立てば否認すべき必要経費がないこと、売上説に立てば課税すべき所得が生じないことから、所得税法では事業用資産を家事のために消費した場合について、規定を設けていないと解される。

3 行為の範囲の広狭

次に2つ目の違いである、消費税法において、事業用資産の使用（言わば自己に対する資産の貸付け）という行為が、自家消費の範囲に含まれている点について、検証を行う。

消費税法基本通達5-3-2（使用の意義）は、「『使用』とは、…資産の全部又は一部を家事のためにのみ使用することをいうのであるから、例えば、事業の用に供している自動車を家事のためにも利用する場合のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産に係る利用は、…『使用』に該当しない[傍

⁹⁰ 少額減価償却資産の特例や、特別措置法に基づく、即時償却などの例外がある。

⁹¹ 会計検査院によって引用元を示されていないため、原典を直接確認できていない。

点：筆者]』としている。

この通達は、一時的な使用は反復継続して行われるものでないため、事業として行われるものに該当せず、「課税の対象とならない＝自家消費にならない」ことを意味していると考えられる。

すなわち家事のための使用とは、たまたま家事用にも利用するような、一時的な使用をいうのではなく、対象物を利用し、そこからもたらされる便益を、完全に享受できるまでに支配が移転したと同視できる経済的実質が継続している場合を指し、そのような場合に限り、その使用を譲渡とみなすこととしていると考えられるのである⁹²。

この通達の解釈は自動車のような事業用資産でなく、棚卸資産であったとしても同様である。ただ、棚卸資産の場合は、販売を目的として保有するものであるから、個人事業主が使用すると経済的価値が著しく毀損し、その後、その棚卸資産を販売することは困難となる⁹³ ⁹⁴。この販売の用に供せなくなった状態が、実質的に譲渡されたものと同様の経済的実質を有するため、棚卸資産の使用についても譲渡とみなすことになるのであろう。仮に資産を家事のために消費した場合のみならず、使用した場合も含めて消費税の課税の対象となるのであれば、「譲渡等とみなす」という文言になるべきところ、消費税法4条5項1号が、「譲渡とみなす」と表現しているのは、このような理由によるものと考えられる。

そして、このように考えると結局、消費税法において資産の使用が継続して行われている場合に、例外的に自家消費の範囲に含まれるのであって、原則としてはその範囲から除かれることが分かる。それは同時に、自家消費の対象とする行為は、所得税法、消費税法ともに「消費」であるということの意味する。

なお、消費税法では資産の貸付けを役務の提供(サービス)とは別の行為として扱われるが、貸付けは広義のサービスであるから、本稿では以降、貸付けをサービスと同様のものとして取り扱う。

第3項 自己に対するサービスが適用範囲から除かれる理由

続いて本題である、自己に対するサービスが自家消費の対象から除かれている理由について考察を行うこととする。自己に対するサービスが、自家消費の対象から除かれる理由について考えるとき、主に次の3つの理由が考えられる。

⁹² このような考えに立てば、消費税法基本通達5-4-5で、個人事業者の家族に対する資産の無償貸付けは資産の譲渡等に該当しない旨を規定しているが、これも同一生計の親族に対する、資産の一時的な貸付けを念頭に置いたものと理解される。

⁹³ 仮に販売するとしても、中古品として通常の販売価額より廉価で販売することになろう。

⁹⁴ 土地や美術品のように、使用によって価値が減少しないものを除く。

- ① 捕捉、測定 of 困難性。
- ② 即時消費される特徴。
- ③ 立法当時の社会的背景。

以下、①～③について具体的に検証を行う。

① 捕捉、測定 of 困難性

自家消費は帰属所得であるから、その課税根拠については、第1章第5節第1項で提唱した修正包括的所得概念を思い起こす必要がある。修正包括的所得概念は、帰属所得のうち、捕捉、測定が可能であるものに限って課税範囲に取り込むものである。そして、その捕捉、測定が可能とされる帰属所得のうちの1つが、棚卸資産の自家消費であった。

自家消費は内部取引であるので、通常は外部からの捕捉が困難である。しかし、棚卸資産に限って考えれば、それは有形であるがゆえ、外部からも視覚的に捉えることが可能であるから、容易とは言い切れないまでも、捕捉の難度は下がる。

また、棚卸計算の際、「期首棚卸数量+期中仕入数量-期末棚卸数量」の算式により払出数量が算出され、そこから実際の販売数量を差し引けば（盗難、減耗も含まれてしまうが）、自家消費数量が導出される。このように、棚卸資産の自家消費は消費数量の推定方法も確立されていることから、捕捉の困難性はある程度解消される。

さらに、棚卸資産であれば、一般的には販売を目的として保有されているため、売価が存在し、それを個人事業主が測定することは容易であるから、測定 of 困難性も解消される。

このように、個人事業主による棚卸資産の自家消費の場合、それを捕捉、測定することが可能⁹⁵となるので、帰属所得の中でも例外的に計上が求められるものと結論づけられる。それに対し、サービスは無形であるため、消費 of 事実を捕捉するのは困難であると一般的には解されている。捕捉ができないため、捕捉 of 次の段階である測定も困難であることになる。これが、自己に対するサービスが、自家消費 of 対象から除かれる第1 of 理由である。

ただし、物質に加工を施すようなサービス of 場合は、サービス of 価値が資産（仕掛品や半製品、製品）に移転し、棚卸資産に転化する。このことは、無形 of サービスが、有形 of 棚卸資産へと変わることを意味するので、全てのサービスについて把握と測定が困難とは言い切れない⁹⁶。

⁹⁵ 金子・前掲注4・1115頁。

⁹⁶ サービス of 棚卸資産への転化をどう捉えるか、税法でこれを明らかにしたものはないが、大蔵省企業会計原則審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書四」

② 即時消費される特徴

第1章第2節の図-2で示した通り、自家消費は一度事業活動に取り込まれたものが、最終的に個人事業主の私的消費に回った場合をいうから、通常、支出と消費までの間には時間的経過が存在する。

棚卸資産の自家消費の場合では、必ず支出が消費に先行する。その支出額は支出時に必要経費に算入され、仕入税額控除を行っているから、自家消費した場合には、本来家事費や家事関連費となるべきものを必要経費とし、仕入税額控除を行ってしまったことになる。それを取り消す処理のため、事後否認として自家消費の計上が必要となると考えるのが控除否認説である。

しかし、サービスの場合は支出と消費が同時に発生するため、もしそのサービスが私的消費であるならば、所得税においては、支出時に家事費・家事関連費として処理すれば完結する。消費税においても、消費税法2条1項12号で、役務の提供(サービス)が課税仕入れに該当するのは、「事業として」他の者から受ける場合とされるから、家事のための役務の提供は、課税仕入れに該当しない⁹⁷。

事前に必要経費に算入され、仕入税額控除が行われる支出が存在しないため、自家消費の計上により事後的に否認する必要がないのである。これが自己に対するサービスが、自家消費の対象から除かれる第2の理由である。

ただし、包括的所得概念の算式は「所得＝消費額＋純資産増加額」で表されることから、消費の前提として所得を獲得しなければならず（所得なくして消費なし）、一見、所得の獲得と消費が同時のようであっても、そこには前後関係があるとする、谷口勢津夫⁹⁸のような考え方もある。この考えによれば、第2の理由はないことになる。

③ 立法当時の社会的背景

第3の理由として、立法当時、自己に対するサービスに課税する必要性が乏しかったことが考えられる。わが国の自家消費の歴史を振り返って見たとき、大きな節目は、自家消費の規定が所得税法に創設された昭和25年、消費税法に創設された平成元年である。当時の社会的背景を一瞥できるよう、統計にある申告所得税の業種別内訳を構成し直し、令和元年を加えて配列し、表-3に示した⁹⁹。

(1962年8月)には、「棚卸資産は有形の財貨に限らない。無形の用役も棚卸資産を構成することがある」とある。

⁹⁷ 消費税法基本通達11-1-1。

⁹⁸ 谷口・前掲注8・207頁。

⁹⁹ 国税庁「第76回国税庁統計年報書 昭和25年度版」62-65頁、「第115回国税庁統計年報書 平成元年度版」66-67頁、「第145回国税庁統計年報書 令和元年度版」138頁。

表-3 棚卸資産の自家消費があると想定される業種の割合とその推移

単位：		昭和25年		平成元年	
所得金額（百万円）		所得金額	申告人数	所得金額	申告人数
申告人数（人）					
農業	田畑自作	205,568	2,113,518	934,420	939,323
	田畑受小作	10,363	167,119		
	蚕業その他	9,317	427,150		
畜産業・水産業	畜産業	255	7,913	203,812	71,319
	水産業	7,244	82,913		
卸売業		10,264	32,483	325,649	98,256
小売業	小売業	133,183	875,610	1,196,960	494,438
	露店及び行商	3,584	41,180		
料理飲食		15,414	87,360	739,646	355,885
自家消費が想定される業種		395,192	3,835,246	3,400,487	1,959,221
全業種計		546,834	4,947,234	11,527,849	4,318,146
割合		72.3%	77.5%	29.5%	45.4%

	令和元年	
	所得金額	申告人数
農業	759,800	568,634
漁業、水産養殖業	147,409	51,176
飲食料品卸売業	17,686	9,817
繊維、身まわり品卸売業	5,616	4,410
木材、家具、建材卸売業	25,583	12,266
機械器具類卸売業	14,917	7,511
雑貨類、一般用具類卸売業	10,986	7,409
その他の卸売業	25,760	12,913
各種商品小売業	2,796	2,460
飲食料品小売業	119,854	81,970
繊維、衣服、身まわり品小売業	27,603	27,557
家具小売業	2,486	1,893
雑貨類、日用品類小売業	89,231	61,084
機械器具小売業	62,301	40,344
その他の小売業	75,867	58,731
食料品製造小売業	35,475	26,490
衣服、繊維製身まわり品製造小売業	2,454	2,614
家具、建具製造小売業	24,473	14,723
日用品類製造小売業	4,329	4,015
その他の製造小売業	11,788	7,860
料理飲食業	336,441	288,442
自家消費が想定される業種	1,802,855	1,292,319
全業種計	9,872,649	4,422,693
	18.3%	29.2%

国税庁「国税庁統計年報書」昭和25年度版、平成元年度版、令和元年度版 所得種類別表を基に筆者作成。

所得税法に自家消費の規定が創設された、昭和 25 年当時の事業所得の申告人数は 4,947,234 人。そのうち、自家消費があると想定される、棚卸資産を販売することを主たる業とする農漁業、小売業、卸売業などの申告人数は 3,835,246 人であり、事業所得者全体に対する占有率は 77.5%であった。申告所得額の割合で見ても 72.3%の高い占有率である。

つまり全事業所得の申告のうち、棚卸資産の自家消費さえ課税できれば、自家消費の殆どをカバーできる状態であったと言え、自己に対するサービスを殊更追いかける必要は無かったと言える。

その後、高度経済成長を経て、平成の時代に入ると、棚卸資産を扱う業種の占有率は申告所得額ベースの占有率では 29.5%へ減少しているが、申告人数ベースの占有率は 45.4%と半数近い水準を維持している。つまり、消費税法の自家消費の規定も依然、棚卸資産の販売が中心の産業構造の中で創設されたと考えられる。また、消費税はその導入にあたり、国民の批判を免れるため、個人事業主の事務負担をできるだけ軽減しようと努めた¹⁰⁰。自家消費の対象に自己に対するサービスを含めることは、事務負担の増大以外の何ものでもなく、当時の世相を考えれば導入は不可能であったと言える。

大量消費時代が終焉を迎え、平成も終わりに近づくと、棚卸資産を扱う業種の占有率は低下し、サービスを扱う業種の占有率が増加の一途をたどるようになる。今やサービスを扱う業種の占有率は申告所得額ベースで 81.7%、申告人数ベースで 70.8%と、自家消費があると想定される業種の占有率を逆転しており、課税されていない自己に対するサービスも相当量になっていると考えられる。

立法当時には想定していなかった、このような産業構造の変化は、自家消費の計上を求められる棚卸資産の販売を主とする業種と、求められないサービスの販売を主とする業種との業種間の不公平を生じさせていると言える。

以上、自家消費がその対象となる行為を棚卸資産の消費に限定し、自己に対するサービスを対象としない理由を 3つ確認した。挙げた理由にはそれぞれ説得力があるが、同時に①純然たる自己に対するサービスは原則として課税されないが、棚卸資産に転化したサービスは自家消費を通じて課税される。②棚卸資産の販売を行う事業とサービス業の業種間の不公平という問題点¹⁰¹も明らかとなった。そこで、ここからは、これらの問題点を解決する手段として、自己に対するサービスへの課税の可能性について探っていくこととする。

¹⁰⁰ 免税点制度、簡易課税制度がその例である。

¹⁰¹ 実のところ、控除否認説を採れば、この問題点と向き合わなくとも済むのであるが、本稿は売上説を支持するので、そうもいかない。

第4項 自己に対するサービスへの課税の可能性

1 自己に対するサービスは絶対的非課税か

今一度、自家消費が課税される根拠を再確認しよう。所得税法は、包括的所得概念を採用しているため、自己の担税力を増加させる利得は全て所得として把握されることになる。

所得税法 36 条はこの所得を捕捉、測定するための方法として、「収入」という概念を用いている。所得税法自身は「収入」とは何かについて、定義を置いていないが、一般には、「経済価値の外からの流入」と解されている¹⁰²。そして、この「収入」を「経済価値の外からの流入」と考えることは、所得税法の課税所得の範囲を画するうえで有効な機能を果たしたと考えられる¹⁰³。したがって、収入を経済価値の外からの流入と解する限り、資産の増加益や帰属所得という内部利益は、収入がないため所得として捕捉、測定ができないことになる¹⁰⁴。

しかし、担税力を増加させる利得の発現が明らかであるにもかかわらず、収入がないことのみをもって課税ができないとするのは、望ましくない。

そこで、収入が無くとも所得の捕捉、測定が可能なものに対する課税として、所得税法 39 条を別段の定めとして置いたのである。これは、棚卸資産の自家消費以外の帰属所得、すなわち自己に対するサービスについても、その捕捉、測定が可能であれば、所得として課税の対象となる余地があることを意味する。

金子宏¹⁰⁵は帰属所得が特別の規定がない限り、課税の対象から除かれる理由について、「本質的に所得でないからではなく、それらを捕捉し評価することが困難であるからであって、それらを課税の対象とするかどうかは立法政策の問題である」としている。

消費税においては、消費に担税力を認め課税する、という消費税法の本来の立法趣旨から自家消費に対する課税は肯定される。

しかし、消費者の消費を直接捕捉・測定して課税することは困難が生じるため、消費税は事業者を納税義務者とする間接消費税の徴税方式を採用し¹⁰⁶、国内取引

¹⁰² 「コンメンタール×所得税務積義 逐条解説編（令和1年度版）」所得税法デジタル 2-2 巻 3135頁。

¹⁰³ 植松守雄「所得税法における『課税所得』をめぐって」一橋論叢 77 巻 2 号 145 頁（1977）。

¹⁰⁴ 国税庁『改正税法のすべて』28 頁（大蔵財務協会,昭和 40 年度版,1965）。「[所得税法 36 条の：筆者補足] 経済的な利益は、他から収入をしたものに限られ、自家家賃等のいわゆるインピューテッドインカムはこれに含まれないことはもちろんであります」とある。

¹⁰⁵ 金子・前掲注 29・197 頁。

¹⁰⁶ 岡山地判平成 2 年 12 月 4 日税資 181 号 770 頁、広島高判平成 3 年 12 月 5 日税資 187 号 236 頁。

においてはいわゆる4要件¹⁰⁷、輸入取引については外国貨物の引取りの事実をもって課税することとしている。

そして、自家消費はこの4要件のうち、「対価を得て」を満たさないため、本来は課税の対象外となるべきものであるが、個人事業主は消費の事実を捕捉、測定できること。また自家消費の濫用による租税回避を防止すること等の要請から、みなし規定を置いて例外的に課税することとしている。このことから、自己に対するサービスにおいても、消費の事実の捕捉、測定が可能であり、自己に対するサービスを利用した租税回避の防止等の要請があれば、課税の対象となる余地があると言える。

以上のように、所得税法、消費税法とも、捕捉、測定が可能であれば、課税できるという理論構成になっており、自己に対するサービスが今後も絶対的非課税ではないということが確認できる。

2 自己に対するサービスが問題となる例

では、現状課税されていないが、捕捉、測定が可能な自己に対するサービスにはどのようなものがあり、どのような問題が存在するのだろうか。散髪店を営む個人事業主が子の散髪をする場合、大工が自宅を建設する場合、医師が自分を診察する場合を例に挙げ、順次確認をしていくことにする。

(1) 散髪店を営む個人事業主が子の散髪をする場合（純然たるサービスの場合）

散髪店を営む個人事業主が子の散髪をする場合、散髪をした前と後とで髪の毛の量は減少し、可視化できるため、この点で消費されたサービスは外部から捕捉が可能と言える。

一般客に提示している散髪料金が、消費したサービスの測定金額になるため、サービスの価値の測定も可能である。さらに、本章第2節で確認した通り、自家消費の人的範囲には、同一生計の親族を含む。したがって、個人事業主は子の散髪をしたことにより、店頭に表示している散髪料金相当額の利得・消費があることは明白である。

しかし、現行所得税法、消費税法において、このような自己に対するサービスに対しては全く課税されない。

¹⁰⁷ 水野・前掲注17・748-749頁は4要件のうち「課税対象が『事業』として行われた取引に限定されているのは、実際上の把握の問題、つまり行政の実行可能性の問題」であるとす。

(2) 大工が自宅を建設する場合（棚卸資産に転化するサービス）

大工が自宅を建設する場合における所得税法の取扱いについて、TKC 税務研究所が提供する Q&A¹⁰⁸には、次のような設例が紹介されている。

【質問】 私は工務店を経営しているが、自宅を増改築した。このような場合、私の日当、使用した材料代、従業員の給与は所得税法上どのように取り扱われるか。

【回答】 あなたの日当相当額は収入金額に算入されないが、棚卸資産である材料については、材料の価額を計算して事業所得の収入金額に算入する必要がある。

従業員の給与については、従業員があなたの自宅の増改築に従事した部分は家事上の経費であり、必要経費に算入されない。

また消費税法の取扱いについて、課税庁の見解が以下の消費税審理事例¹⁰⁹で示されている。

(問) 個人経営の建築業者が自己の居住の用に供するための家屋を建築した場合は、家事消費として課税されるか。

(答) 事業用として課税仕入れをしていた建築資材等を当該家屋の建築のために消費、使用した場合には、その消費、使用した建築資材等について家事消費として課税される（法 4 ④ [原文ママ]、基通 5-3-1）。

なお、当該家屋の建築のために個人の建築業者が自ら要した労務については資産の家事消費には該当せず、課税関係は生じない。

(注) その家屋の建築のために他の者から受けた役務の提供は、事業者が事業として受けたものではないから課税仕入れとはならない。

いずれも、資材等が「棚卸資産」に該当するため、所得税法 39 条、消費税法 4 条 5 項 1 号の適用を受け、自家消費として計上する必要があるとする一方、棚卸資産に該当しない外注費や自分の手間賃、従業員の手間賃にはその必要がないという結論である¹¹⁰。

¹⁰⁸ TKC 税務研究所「大工等が自宅を建築した場合」税務 Q&A 文献番号 46100329。

¹⁰⁹ 国税庁消費税課「1-18 個人経営の建築業者が自己の家屋を建築した場合」平成 12 年消費税審理事例集, TAINS コード消費事例 003018。

¹¹⁰ 谷口・前掲注 8・207 頁。住宅は大工の資産となるので、この資産増加の事実をどうみることが問題となるが、「これは帰属所得（消費）の問題ではなく（自宅を『建てる』という

確かに、規定を当てはめると、この通りの取扱いとなるのだが、問い自体が単純に過ぎ、その回答には多少違和感が残る。

まず文脈から、上記両例では、個別原価計算を用いて原価を集計していると推測される。個別原価計算を用いることができる建築現場であれば、原価が紐付きであるため、資材等の原価は容易に抽出でき、直接、棚卸資産の自家消費として課税することはさほど難しいことではない。

しかし、個別原価計算を用いることができないような、例えば分譲地で自宅と販売用建物の工事を同時並行で行う場合には、発生した原価を、合理的な基準により配賦する総合原価計算を用いることになる。そうすると、自宅と販売用建物に共通して必要となる資材等の費用は、配賦基準によって間接的に割当てられた金額であり、実際に投じられた金額と必ずしも同額ではないことになる。これは、共通して使用する材料の費用を、材料の使用量でなく、労働時間の比で按分するような場合を想像して欲しい。

間接的な原価をどのような基準で配賦するのか。配賦基準を恣意的に決定することで、租税回避に利用される恐れはないのか。自宅に配賦された原価に対応する資材等の部分の販売価額はどのように算定するのか。判然としないことは多いが、上記 TKC 税務研究所が提供する Q&A 及び課税庁の消費税審理事例の回答に従えば、このような総合原価計算を行う場合にも例外なく、自宅に係る資材等の部分のみを分離して、自家消費の計上が求められることになる。

上記両例に、当初販売用として建設していた建物を、途中で気が変わって販売用から自宅へと転用した場合や、完成したが売れなかったため、販売することを諦め、自分が住むことにした場合、というアレンジを加えた場合には、課税関係はさらに複雑になる。

当初販売用として建物の建設をしていた場合、建築段階では棚卸資産である「未成工事支出金」という勘定科目を用いて原価を集計しているはずであり、未成工事支出金には、資材等の仕入額はもちろん、外注費や雇人費といういわゆるサービスに係る支出額も含まれている。そして未成工事支出金は、建物の完成段階で「製品」（あるいは棚卸資産としての「建物」）という勘定科目で表される棚卸資産になるはずである。つまり、当初販売用として建設を開始し、その途中や完成後に自宅にした場合、いずれも「棚卸資産の自家消費」となり、所得税法 39 条、消費税法 4 条 5 項 1 号の適用を受ける。すると、資材等のみならず、外注費部分、雇人費というサービス部分も含めた、総合商品としての住宅の販売価額で自家消費を計上することとなる。

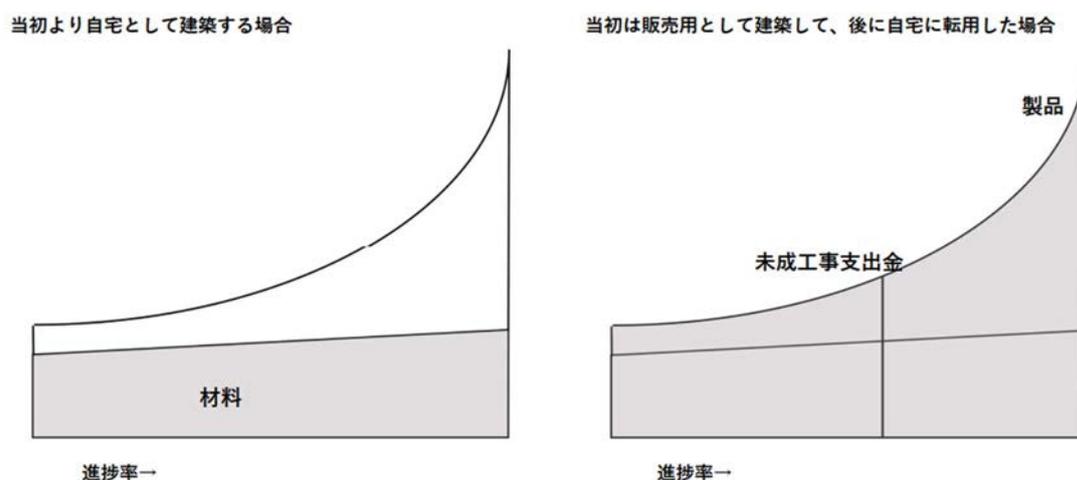
行為については帰属所得を觀念できる)、その住宅取得(蓄積)についてはせいぜい一時所得(所税 34 条)または雑所得(同 35 条)としての課税が(理論上)問題になり得るだけ」とする意見もある。

結果、当初から自宅として建築する場合では、資材等のみが自家消費の対象となるのに対し、当初は販売用として建築して、その後自宅に転用した場合には、住宅一棟が自家消費の対象となる。資材等の販売価額と住宅一棟の販売価額ではどちらが高額か、言うまでもないが、当初の主観的意思が異なるだけで、課税される金額にかような差が生じることは不合理と言えないだろうか。

このような不合理が起こる原因には、サービスが棚卸資産に転化し、棚卸資産の一部を構成してしまうことにある。転化したサービスは棚卸資産の自家消費を通じて、個人事業主に帰属し、課税されることとなる。その結果、サービスが最終的には個人事業主に帰属するという点は同じであるにもかかわらず、直接自己にサービスが提供されて帰属する場合と、棚卸資産の自家消費を通じて帰属する場合とで、課税上の取扱いが異なるという現象を生み出してしまうのである。

図-7 主観的意思と棚卸資産の自家消費

(グレーの網掛け部分が、自家消費の対象となる範囲である。)



そもそも棚卸資産の販売と、サービスの界面はどこにあるのだろうか。事業の区分が納付税額に大きく影響する、消費税の簡易課税制度の事業区分を争った判例を題材に、さらに考察を進めることにする。事業区分が争点となった事例は幾つかあるが、本稿では、イ 歯科技工士業は製造業ではなくサービス業に該当するとされた事例【名古屋高判平成 18 年 2 月 9 日訟月 53 卷 9 号 2645 頁】と、ロ 自動車板金塗装業は製造業ではなくサービス業に該当するとされた事例【熊本地判平成 14 年 7 月 19 日税資 252 号順号 916】を取り上げる。

イ 歯科技工士業は製造業ではなくサービス業に該当するとされた事例

本件は、簡易課税制度を適用して消費税申告を行うに当たり、納税者 A 社の営む歯科技工士業が製造業（第 3 種事業）かサービス業（第 5 種事業）かを主な争

点に争われた事例である。

製造業並びにサービス業は、消費税法本法に定義がなく、営む事業が製造業かサービス業かの区分を行うには、日本標準産業分類(以下、「産業分類」という)を基礎にすることが消費税法基本通達 13-2-4 に規定されていた。産業分類は統計調査の結果を産業別に表示する際の統計基準であり、消費税法とは目的を異にして設定されるものである。つまり、本法に定義がない製造業とサービス業について、通達限りで、さらに消費税法とは無関係の産業分類を基に判断するとしていたことが問題となった。

この点、判決はまず、「法令が用いている用語の意味、内容が明確かつ一義的に解釈できるかをまず検討することが必要であることはいうまでもないが、それができない場合には、立法の趣旨目的及び経緯、税負担の公平性、相当性等を総合考慮して検討した上、用語の意味、内容を合理的に解釈すべきである」と判示している。これは、まず文理解釈を行った上で、用語が一義的に解釈できない場合には、立法趣旨等の目的論的解釈を検討すべきという、二段階の理論構成となっている。判決は事実をこの論法に当てはめ、第1に消費税法が製造業又はサービス業自体の意味内容を明らかにしていないこと、第2に製造業とサービス業は一般的な用語例を参照しても、一義的に解釈することが可能なほど明確な概念とは言えない(筆者はそうは思わないが)ことを理由として、産業分類を基礎に製造業とサービス業の事業区分を判断することには合理性があると判示した。

事業区分に産業分類を用いることの合理性はさておき、自家消費について考えるとき、この判決から得られる示唆は、事業区分においても法解釈は文理解釈を旨とすべき、としている点である。つまり、本件では製造業とサービス業の定義が法に示されていなかったため、産業分類に拠るほかないという結論を出したが、仮に定義が示されていたのであれば、その定義に従って解釈すべきであることを確認した点が重要である¹¹¹。

ロ 自動車板金塗装業は、製造業ではなくサービス業に該当するとされた事例

本件は、簡易課税制度を適用して消費税申告を行うに当たり、納税者B社の営む自動車板金塗装業が製造業(第3種事業)かサービス業(第5種事業)かを主な争点に争われた事例である。

本件も消費税法に製造業とサービス業の定義がないことが、判決の理論展開の出発点となっている。判決は、自動車板金塗装業は、顧客からの注文により、顧

¹¹¹ 下級審に当たる、名古屋地判平成17年6月29日訟月53巻9号2665頁も、「定義が与えられている場合は、これによるべきことは当然」としている。

客から持ち込まれた車両につき、その同一性を失わせることなく、修理、板金、塗装及び改造等を行い、顧客に引き渡すものであると示した。

そして自動車板金塗装業の本質は「いたんだりこわれたりした物をつくろい直すこと」、又は、「車両の性能を変化・向上させるため、車両の一部を造り直す又は交換等すること」であるから、自動車板金塗装業は製造業ではなくサービス業であるとした。

ここでイの判決の意味を再考してみよう。イの判決は、法に定義がある場合にはそれに従うことを明示した。消費税法 4 条 5 項 1 号は「棚卸資産・・・を家事のために消費」した場合には、「事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす」と規定する。そして、消費税法 2 条 1 項 15 号に棚卸資産とは「商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう」と定義規定を設けている。

以上のように、棚卸資産の自家消費については、定義付けられた棚卸資産が家事の用に消費された場合には、営む業種が製造業であろうと、サービス業であろうと、例外なく自家消費として課税する¹¹²ことを明確にしている。

ではロの事例において、仮に納税者が自己の所有する自動車の板金塗装をしていた場合、そこには金属板あるいは塗料という棚卸資産が使用されるが、その板金塗装に係る業種区分はどうなるのか。イ及びロの判旨に沿えば、自動車板金塗装業はサービス業であるから、棚卸資産である金属板、塗料の販売とサービスの提供とを別個の業種と捉えることなく、全体としてサービス業と捉えるのが妥当となる。これは、棚卸資産がサービスに転化した結果であると言える。すると、消費税法上、自己に対するサービスは自家消費の対象とはならないので、自己の所有する自動車の板金塗装には課税されないこととなる。

しかし、自家消費の関連規定を文理解釈すれば、棚卸資産である金属板、塗料の部分を分離し、自家消費として計上すべきであることは既に述べた通りである。

では金属板、塗料の部分のみ自家消費として計上する場合、その業種区分は第 2 種事業か第 3 種事業か。もし第 3 種事業であるとするなら、ご都合主義との誹りを免れまい。

最後に大工が自宅を建設する場合の取扱いの大きな矛盾点として、再び TKC 税務研究所が提供する Q&A¹¹³を紹介する。この Q&A には、イの判例を受けて、「歯科技工業における材料代の取扱い」として、以下のような例が収録されている。

¹¹² 菊池・前掲注 6・280 頁は、「たな卸資産の自家消費に関する現行法の課税処理においては、等しくたな卸資産・・・であるかぎり、農産物でも、画家の制作になる絵画でも、あるいは仕入商品でも全く区別されない」と、経済的価値の発生増加原因及びその貢献度合いが全く捨象されていることに批判を加えている。

¹¹³ TKC 税務研究所「歯科技工業における材料代の取扱い」税務 Q&A 文献番号 47201980。

【質問】 歯科技工士を営む個人事業主です。取引先の歯科医院から注文を受けると材料を仕入れ、加工した上で歯科医院に納品いたします。その請求書は、次のとおりです。

技工代	400,000円
材料代	100,000円
消費税	50,000円
合計	550,000円

消費税の申告に当たっては、簡易課税制度を適用しており、これまでは請求額550,000円の全額を第5種事業として申告していました。しかし、技工代は第5種のままとしても、材料代は第1種（歯科医院は事業者のため）に該当するのではないのでしょうか。

【回答】

歯科技工業の事業区分に関する訴訟では、平成18年2月9日名古屋高裁判決・・・が、歯科補てつ物を作成し、歯科医師に納品することが歯科技工業であり、その事業を第5種事業とするとした司法判断からしますと、歯科補てつ物を作成するための材料を歯科医師に販売することとその販売した材料を加工するという役務の提供と捉えるべきものではなく、その全体を歯科技工業としての事業と捉えるべきものと考えられます。

歯科補てつ物を作成するための材料を歯科医師に販売することとその販売した材料を加工するという役務の提供に分けて事業区分を行うという考え方は、例えば、建設業者における建築工事の請負について、施主に対する建築資材の販売とその資材を使って建物を建てるという役務の提供に分離して事業区分を判定するようなものであり、[中略：筆者]認められない[傍点：筆者]ように思われます。

以上から、ご質問の事業については、材料代を含めた全体が第5種事業の課税売上げに区分されることになります。

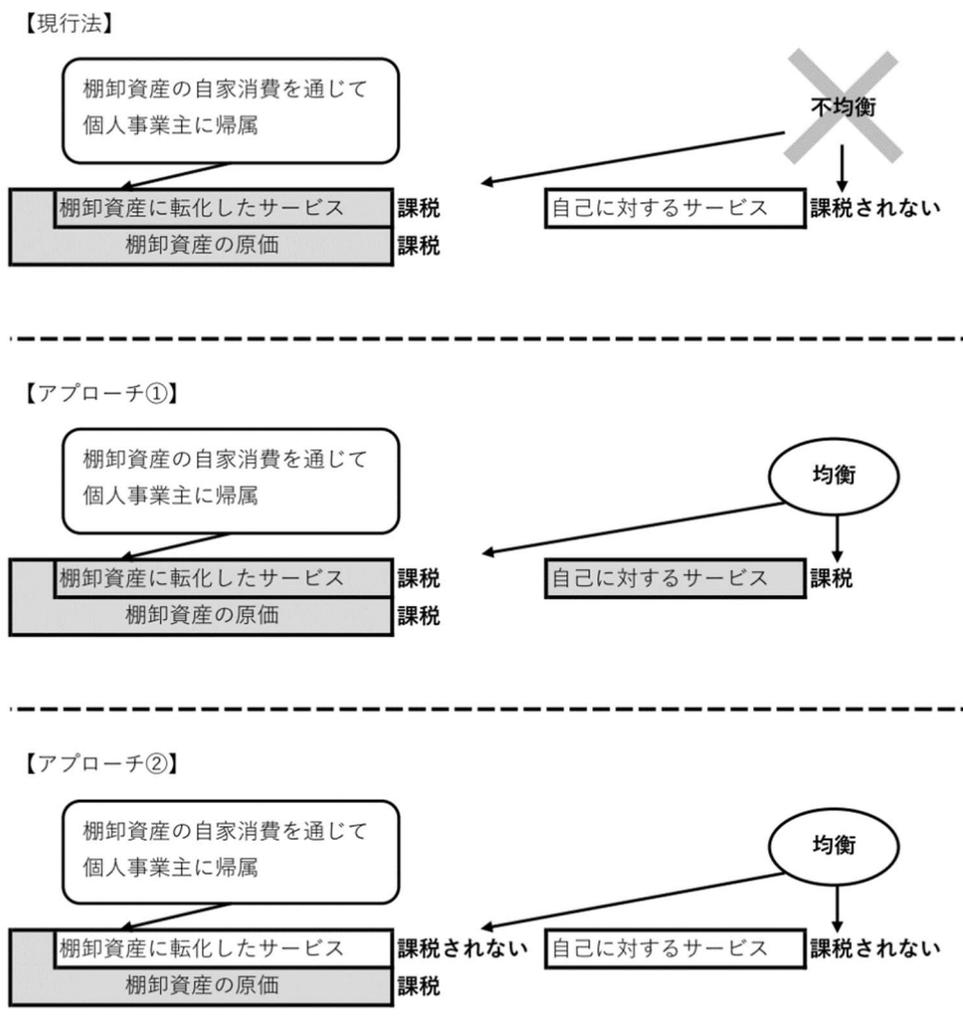
傍点について、先のTKC税務研究所「大工等が自宅を建築した場合」税務Q&Aと、真逆のことを回答していることに気づくだろうか。他者に販売する場合には全体として捉えるのに、自家消費の場合には分離して捉えるというのは、理解に苦しむ回答である。売上説による自家消費は、販売を擬制するのであるから、個人事業主も通常の販売と同様、一消費者と見立てられる。したがって個人事業主と他者とで取扱いを異にする法的根拠は全く見当たらない。

ハ 棚卸資産とサービスの不均衡を是正するアプローチ

結局の所、棚卸資産の自家消費と、自己に対するサービスとで課税上の不均衡（矛盾）が生ずるのは、棚卸資産とサービスは相互に転化する性質を有する（棚卸資産とサービスの境界が曖昧である）にもかかわらず、自家消費として課税する対象を、棚卸資産の自家消費に限り、自己に対するサービスをある意味、絶対的非課税という聖域にしてきたことにある¹¹⁴。

したがって、この不均衡を是正（矛盾を解消）しようとするれば、そのアプローチは、究極的には①自己に対するサービスをも自家消費として課税の対象に含めるか、②自家消費の対象となる、棚卸資産に転化されたサービスの額相当額を控除するか、の2つに集約されることになる（図-8）。

図-8 棚卸資産とサービスの不均衡を是正するアプローチ



¹¹⁴ 植松・前掲注 103・147 頁。「わが国では資産やサービスの生む利益は所得と考えない反面、・・・目に見える物質的增加をもたらすものは広く所得と考える傾向が強かったものといえよう」という指摘は至極的を射たものである。

しかし、いずれを採択しても不均衡の是正への道のりは困難を極めそうである。

まず、アプローチ①には、現在課税されていない自己に対するサービスを課税範囲に取り込むため、収入によらない所得及び消費の捕捉、測定が可能であるかを峻別する、客観的な判断基準の策定が求められる。

アプローチ②には棚卸資産に転化したサービスの額相当額を控除することが求められる。しかし、自家消費された棚卸資産に、どれだけのサービスが投下されていたのかを抽出し、控除する困難さもさることながら、期間費用として処理され、棚卸資産への転化から漏れているサービスがあることも併せ考えると、最終的に個人事業主に帰属するサービスの全てを控除することは、ほぼ不可能であると考えられる。

(3) 医師が自分を診療する場合（自己に対するサービスに課税しないことによる弊害の到達点）

イ 医師法・健康保険法上の自己診療・自家診療の取扱い

医師が遵守すべき医師法や健康保険法には自己診療や自家診療という、自己に対するサービスに対応する規定が存在するが、医師はこれらの法律を遵守することにより、医療行為を行う権利を与えられており、その目的を異にするから、税法とは切り離して考える必要がある。

医師が自らを診療するような場合を自己診療といい、これは医師法で禁じられている¹¹⁵。また、医師が親族を診療するような場合を自家診療といい、これは医師が加入する健康保険により診療報酬請求をできる場合と、できない場合がある。請求できる場合においても、一般の外来患者を診療する場合と同様、必ず診療記録を作成し、診療報酬を請求しなければならないこととされている¹¹⁶。

自己診療はできず、診療報酬請求もできない。自家診療はできるが、診療報酬請求をしなければならない。これが医師法、健康保険法の取扱いである。

ロ 税法上の自己診療・自家診療の取扱い

ここからは、医師法、健康保険法を度外視して、税法の見地から自己診療、自

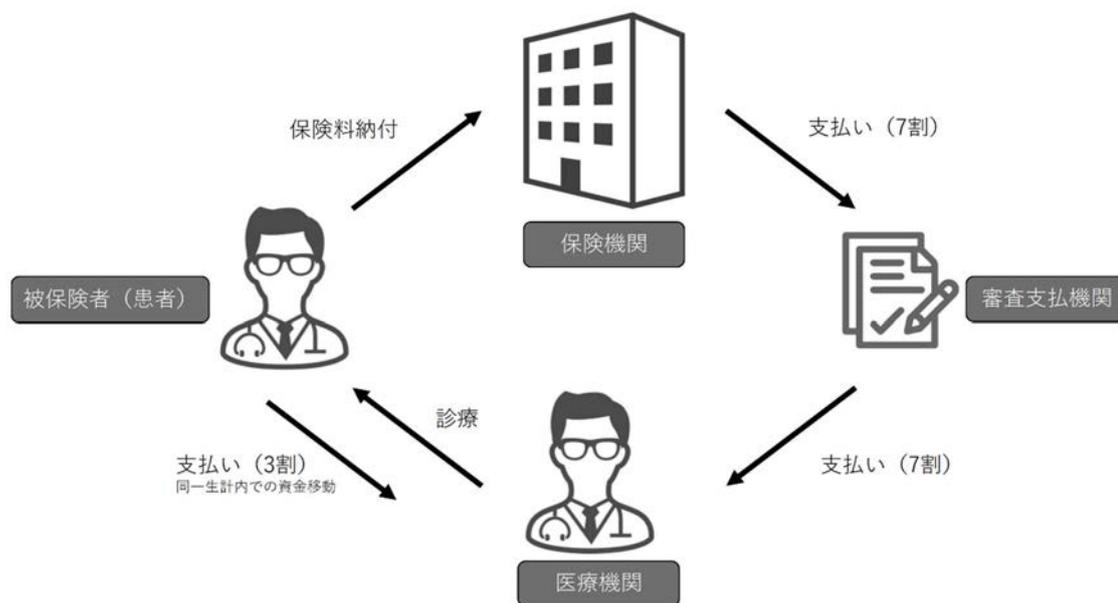
¹¹⁵ 明文で禁止されているのではなく、医師法 17 条にある「医業」の解釈から導かれる結論である。

¹¹⁶ ただし、「合理的な経済人」であれば、このような規定が無くとも、診療報酬請求をすることになると思われる。なぜなら、社会保険診療は通常窓口で 3 割、健康保険組合などの保険機関から 7 割を受領することになる。窓口の 3 割は親族が自分に対して払うことになるので、実質家計としての負担はゼロで、保険機関からの 7 割を受け取ることができ、無償で診療するより合理的であるためである。

家診療を行った場合の課税関係について、考察を行っていく。まず所得税法については、第1章第5節第1項で述べた通り、不法利得も所得を構成するため、例え医師法や健康保険法に反して、自己診療や自家診療を行って診療報酬を得た場合にも、所得税法上の所得となり得る。消費税法については、診療は明らかな役務の提供(サービス)であり、消費税法上の課税の対象ともなり得る(「なり得る」という表現を使うのは、現段階では可能性があるに過ぎないためである)。

次に自己診療、自家診療をした場合に受領する診療報酬について考察を行う。所得税法は包括的所得概念を採用するが、「収入」という概念を用いて、その包括性に制限をかけている¹¹⁷。そして、「収入」とは経済価値の外からの流入と一般的に解されるから、自己診療、自家診療の場合には、診療報酬が収入(経済価値の外からの流入)に該当するのかが、課税範囲に含まれるか否かの判断基準となる。自己診療、自家診療の診療報酬が収入に該当するのであれば、所得として課税の範囲に含まれ、収入に該当しないのであれば、帰属所得として原則、課税の範囲から除かれることになる。診療報酬には窓口負担と保険機関の2つの受領方法(図-9参照)があるので、それぞれ検証する。

図-9 医療費の給付(自己診療・自家診療を行った場合)



健康保険組合連合会ウェブサイト「健康保険の基礎知識」

<https://www.kenporen.com/health-insurance/basic/08.shtml>

(最終閲覧日：令和4年2月14日)を基に筆者作成。

¹¹⁷ 金子宏「所得概念について」税経通信25巻6号58-59頁(1970)。

まず、自己診療、自家診療で、窓口負担分として医師本人や医師と同一生計の親族から診療報酬を受領したとしても、自己診療、自家診療は内部取引であるから、経済価値の外からの流入ではない。したがって、窓口負担分は収入に該当しない。

では、保険機関から受領する診療報酬はどうであろうか。この点、保険機関は医師の事業からも家計からも独立した外部の事業経営体であるから、収入と言っても支障がないように思える。しかし、保険機関から受領する診療報酬は、本来、被保険者から受領すべきものの一部を保険機関から受領しているものである。これは仮に患者が保険未加入の場合、窓口では患者から10割負担で診療報酬を受領することを考えると、よく分かる。診療というサービスを受けるのも、実質的受益者も被保険者であり、保険機関ではない。あくまでも診療の契約当事者は医師と被保険者であって、診療報酬を保険機関から受領したことが、直ちに経済価値の外からの流入ということにはならない。

結局、保険機関から受領する診療報酬が収入に該当するかどうかは、医師と被保険者との関係性で判断することになり、自己診療、自家診療の場合は、保険機関から受領する診療報酬¹¹⁸は収入に該当しないと考えられる。収入に該当しないということは、原則として所得税法の課税の範囲から除かれるということである。

本章第3節で、消費税法では個人事業主自身や同一生計の親族から対価に相当する金銭等を受け取ったとしても、それを対価として扱わないことを示した。さらに、自己診療、自家診療は内部取引となり、保険機関から受領する診療報酬も対価に該当しない。すると、自己診療、自家診療を行った場合に、個人事業主自身や同一生計の親族から受け取る窓口負担分の診療報酬、そして保険機関から受領する診療報酬のいずれもが、消費税法の課税の対象となる要件の「対価を得て」に該当しないことになる。つまり、原則として消費税法の課税の対象とならない。

そして、自己診療、自家診療は自己に対するサービスであるから、棚卸資産と違って、これを特別に課税しようという別段の定めが、所得税法、消費税法ともない。

ここまで税法の規定を深く理解した上で、かつ医師法や健康保険法の理念に反してまで、実行に移すかどうかはともかくとして、法解釈上は自己診療、自家診療は売上計上をしないで、診療報酬を受領することが可能であり、診療報酬受領時の仕訳は「現金預金/事業主借」となる。

実務上は医師が加入する健康保険によって、自家診療の診療報酬請求をできるか否かは異なるようである¹¹⁹が、多くの中小企業者が加入する協会けんぽは、自

¹¹⁸ 自己診療は医師法で禁じられているため、自己診療を行った上で診療報酬を得ようとするならば、必然的に虚偽の請求を行うことになる。

¹¹⁹ 医師国保の場合の自家診療の診療報酬請求は、薬（棚卸資産）を出す場合の薬に係る部

家診療の請求ができることとなっているので、現行税法が棚卸資産の消費のみを自家消費の適用範囲としている限り、この欠缺を解決できない¹²⁰。

3 自己に対するサービスへ課税すべき理論的根拠

本節では、自己に対するサービスについて課税が行われない理由と、その問題点について検証を行ってきた。浮かび上がった問題点は、すべからく棚卸資産の自家消費のみに課税され、自己に対するサービスに課税しないことに由来している。

所得を収入という形で捉える所得税法上、自家消費への課税は例外的な帰属所得への課税である。この例外的課税について、所得税法 39 条が「市場価格で購入しなければならない消費者との間の負担の公平の維持に役立つ」¹²¹ことや、「記帳慣行のある事業所得者の場合には、帰属収益の算定は比較的容易であるから、…どちらかという制度になじみやすい」¹²²ことに課税の根拠を求めるのであれば、当然、個人事業主の自己に対するサービスに対しても課税して然るべきである。菊池衛¹²³は、自己に対するサービスを所得税法上、所得に含めることが妥当かどうかは、そのサービスについて通常の市場において対価が支払われているかどうかを基本にすべきで、専門的職業者がその専門職業上のサービスを自家消費する場合が問題となり得ると、個人事業主の自己に対するサービスについての課税の可能性を指摘する。

棚卸資産とサービスが相互に転化する性質を踏まえれば、棚卸資産の自家消費のみが捕捉、測定が可能で、自己に対するサービスが捕捉、測定ができないとすると、理論的根拠は必ずしも明らかではない。

消費税法においても同様で、棚卸資産の私的消費であろうと、自己に対するサービスであろうと、立法趣旨に則し、租税回避の恐れがあるもの、かつ課税対象となる要件を充足するもの¹²⁴は当然に課税範囲に加えられるべきである。

水野忠恒¹²⁵は、サービスに対して課税しないと、消費が物品の購入よりサービスに移行することになり、消費に対する中立性が損なわれるため、消費に対する選択の中立性ということを重視するならば、物品の消費とともにサービスの消費

分のみが認められ、診療（サービス）に係る部分は請求できないこととなっていることが多いため、結果として税法と医師法、健康保険法との間の齟齬は生じない。

¹²⁰ ただ、実際にはほとんどの医師が、自家診療も売上計上していると思われる。

¹²¹ 金子・前掲注 4・1115 頁。

¹²² 金子・前掲注 4・1115 頁。

¹²³ 菊池・前掲注 6・276-277 頁。

¹²⁴ 自己に対するサービスも通常、無償取引となるであろうから、課税しようとするれば、別途、みなし規定が必要となる。

¹²⁵ 水野忠恒『消費税の制度と理論』123-124 頁（弘文堂,1989）。

に対しても等しく課税対象とすべき、とする。棚卸資産の自家消費と自己に対するサービスにも同様の指摘ができよう。

また、本節までに自家消費の本質を売上とする、売上説の論拠を幾つか見てきたが、中には、商品を販売し、その販売代金で同種の商品を購入して消費したと擬制する、としたものもあった。この論拠により肯定されるのは、何も棚卸資産の自家消費に限らない。例えば自己に対するサービスであっても、一度サービスを顧客に提供販売し、その販売代金で他の業者から同一のサービスの提供を受けたと擬制することは、勿論可能である。したがって、売上説の立場に拠れば、サービスが無形であること、即時消費されてしまうことと、自己に対するサービスに課税しないこととは、論理的に結びつかない。

4 公平な課税の実現に向けた提言

(1) 現実的着地点

以上のような事実から帰納的に導き出される結論は、事業に伴う自己に対するサービスについても、自家消費として課税するのが妥当、ということである。

しかし、かような結論は、複雑な現代社会経済を無視し、完全なる公平を実現しようとするものであり、図-8のアプローチ①、②のような二者択一の極端な結論を導かざるを得ず、現実に即さない机上論となってしまう。課税上の不均衡な取扱いを是正し、公平な課税を実現しようとする、本来勧奨されるべき試みは、なぜ現実に即さないのか。

第1には、自己に対するサービスには際限がないため、いわゆる帰属家賃のようなものまでを包摂してしまい、どこまでが課税範囲となるのか、かえってその取扱いが恣意的になるおそれがある¹²⁶ためである。端的に言えば課税の公平を図るメリットよりも、課税範囲が不明確になるデメリットが大きいのである。

第2に、サービスという無形の経済価値に課税されることは、政治的に支持を得にくい面を持つ。床屋が子の髪を切っている場面に遭遇した客は、床屋の行為に課税しないことが、自分にとって不利になっているとは考えないし、その客が将来床屋になりたいと思っている場合は、むしろ将来に亘って課税されない制度を望むはずである。したがって、自己に対するサービスへの課税は政治的に不評を招きかねない¹²⁷。

第3に、自己に対するサービスに課税できるとして、その必要経費はどうするのかという問題が生ずる。床屋の例で言えば、子供の髪を切ったことに対して、

¹²⁶ 水野・前掲注17・749頁。

¹²⁷ 岸昌三「帰属家賃の課税問題」追手門経済論集11巻2号3頁(1976)。

通常の販売価額で売上を計上するまでは良いとしても、それに対応する必要経費は、全く考慮されないのか、それとも、何がしかの控除が可能であろうか。判例は、仮に帰属所得に課税する制度が採られるとするならば、それに対応する費用も必要経費として控除を認めるとする¹²⁸。

すると、次なる問題として、この控除する金額の算定をどうするかという問題が生ずる。経済的価値の創出と同時に消費されるというサービスの特性上、先立つ支出もないから、その算定は困難を極める。例えば、他者に依頼したとしたら支払うべき通常の取引価格を当てるのか、それともサービスの付加価値は知識や技術などの経験に基づく個々の能力に拠るところが大きいから、自らの技量に応じた価格を当てるのか、というような問題を生じさせるのである。いずれにしても、対応する必要経費について、対価の支払いがないことは事実であるから、恣意性を排除できず、少なからず推計の要素を含む。

結果として、自己に対するサービスに課税するという事は、売上と必要経費のいずれについても、収入、支出という、金銭的裏付けのないものを基礎として計算を行うことになる。しかし、このような根拠が薄弱なものに対する課税は、法的安定性の見地から許されないと言うべきであろう。

第4に、不公平の存在が、必ずしも是正すべき課題とはならないことである。例え棚卸資産の自家消費と自己に対するサービスを区別することに、課税上の不公平を認めるとしても、大島訴訟判決【最大判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁】が示す通り、その区別に正当な目的があり、かつ、その区別の態様が目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定できないためである。現にこの手の不公平を争った争訟が未だかつてないことは、自己に対するサービスの非課税を、納税者が著しく不合理なものとは考えていない証左とも言える。無論、今後も争訟が起こされない保証はないが、特に租税法の分野では、立法に広い裁量権が認められているから、仮に争訟に発展したとしても、納税者の勝算は殆どないと言って良い。

このような現状を考えると、自己に対するサービスへの課税のあり方とは、従来通り、棚卸資産とサービスを区別し、課税することが現実的な着地点と言えよう。植松守雄¹²⁹も、現実の税制としては、負担の公平という見地を念頭において、特に問題となるアイテムを取り上げ、常識的に課税、非課税の線を決める以外に方法がなく、その結果としてボーダー・ラインの部分にある程度すっきりしない点が生ずるが、それはさけ難いとする。

¹²⁸ 東京地判昭和60年5月30日税資145号603頁、控訴審である、東京高判昭和61年2月26日税資150号378頁。なお、上告審も原審を維持している。

¹²⁹ 植松・前掲注26・22頁。

では本節のこれまでの検討は無意味であったのかと言えば、そうではない。自己に対するサービスが理論的には課税範囲に含まれると解することは、自己に対するサービスが絶対的非課税ではないとする意思表示であり、権利の濫用に対する牽制機能を果たす。また、そのように解することで、課税の公平が著しく阻害される局面や、租税回避行為が横行する場面では、状況に応じた柔軟かつ機動的な対応が可能となるのである。

(2) 解決的着地点

それでもなお現状を肯定せず、課税の不公平を幾許かでも縮小しようとするならば、自家消費の対象となるべき棚卸資産と、対象とならないサービスの定義を確定させ、棚卸資産の定義に当てはまるもののみに課税し、棚卸資産の定義に当てはまらないもの、あるいはサービスの定義に当てはまるものには課税しないことを明文で規定するのが、最も実現可能性が高い方法である。

この場合、棚卸資産については、すでに定義が存在する¹³⁰が、サービスの定義は存在しない¹³¹ ¹³²ので、これを定義づけることになる。

「サービス」とは幾つかの国語辞典¹³³によれば、「奉仕」、「もてなすこと」、「接待」、「値引き」を意味するとされる。一般的にはこの理解で足りるが、税法においては、「提供を受ける者に効用をもたらす、無形の人的労務をいい、目的を達するための資産の消費又は使用を伴うものを含む」とでも定義づけられよう。このように定義付けることにより、例えば自動車板金塗装業を営む個人事業主が、自家用車を板金塗装する場合に、自家消費として売上計上をする必要はなくなる。棚卸資産の消費を伴うサービスは、全体をサービスと捉えることになるからである。

農業に見られるような価値の自然増加を、サービスとはしない旨の記述も必要である。実務上、差し迫った問題は生じていないが、自家消費は、棚卸資産の部分に対してのみ課税するという考えを徹底すると、農産物の場合、究極的には棚

¹³⁰ 所得税法2条1項16号、消費税法2条1項15号。

¹³¹ 「サービス」を「役務の提供」と同義に解釈することがあるが、消費税法基本通達5-5-1は「役務の提供」の意義について、「サービスを提供すること」との循環論に陥っており、サービスの本質を表す定義づけは曖昧なままである。

¹³² なぜサービスの定義がないのか。消費税法について、水野・前掲注125・157-158頁は、消費税法のように付加価値税を採用し包括的に課税対象を規定している制度では、課税上の取扱いに差異がないためであるとする。ただし、そのような中でも役務の提供と資産の譲渡を区別する必要を生じさせる見落とせない規定として、消費税法4条5項1号を挙げている。

¹³³ 旺文社『国語辞典』533頁（第10版,2005）、集英社『国語辞典』648頁（第2版,2000）、角川書店『必携国語辞典』502頁（第6版,2004）。

卸資産である種や苗の部分だけを分離して自家消費として計上すれば良いことになってしまう。熟成や発酵などの時間的経過によって価値が増加するものにも同様の指摘ができるだろう。自然増加をサービスによるものとし、生長した農産物を棚卸資産として捉えることが可能となるのである。

さらに、所得税法 39 条、消費税法 4 条 5 項 1 号の文中、「棚卸資産」の前に「販売の用に供する目的で保有する」という修飾を挿入し、販売用の棚卸資産を自家消費した場合にのみ課税とする¹³⁴ことも、一考の価値がある。

所得税基本通達 2-13 は、棚卸資産には、「一般に販売（家事消費を含む。）の目的で保有されるものが含まれる」とするが、棚卸資産を販売用のものに限定はしていない¹³⁵。したがって、企業会計基準第 9 号¹³⁶に見られるように、販売を予定しない事務用消耗品も棚卸資産に含まれると解される。所得税法施行令 3 条 6 号には、棚卸資産の範囲に消耗品で貯蔵中のものが含まれることが明示されていることから、そのように解すべきであろう。

すると、棚卸資産がサービスに転化する場合、例えば、サービス業である税理士が自分の確定申告をする場合において、使用したコピー用紙を棚卸資産の自家消費として計上するのか、という問題が生じるのである。

そこで、自家消費の対象となる棚卸資産の範囲を、販売目的のものに狭く限定し、その一方で対象とならないサービスは広く許容することで課税の公平を図るのである。結果、税理士は使用したコピー用紙を棚卸資産の自家消費として売上計上するのか、また、幾らで売上計上するのか、と悩む必要は無くなる。コピー用紙は事務用消耗品であり棚卸資産であるが、税理士が販売目的で保有するものではないため、自家消費の対象とはならないのである。

ただし、これらの提案は、帰属所得や財・サービスの消費をできるだけ課税範囲に取り込もうとする所得税法、消費税法の考えとは逆行することになり、課税ベースは縮小されることとなる。

紙幅の都合もあり、本稿ではこれ以上の踏み込んだ案を提示しないが、ここまでの議論で、棚卸資産の自家消費と自己に対するサービスの課税上の幾つかの問題の所在と、その解決に至る道筋は示せたのではないだろうか。

¹³⁴ 準棚卸資産は販売を目的として保有するものではないため、筆者の提案を受け入れる際には、所得税法 39 条の、準棚卸資産に係る文言は削除する必要がある。

¹³⁵ 梶田明＝今井慶一郎＝佐藤誠一郎＝木下直人『所得税基本通達逐条解説』10 頁（大蔵財務協会、令和 3 年度版、2021）は、販売目的で保有するものに限定すると言うが、「含まれる」と、「限定する（限る）」ことは別義である。

¹³⁶ 企業会計基準委員会・前掲注 63。

第6節 小括

本章では、所得税法における自家消費の所得区分、所得税法と消費税法における適用範囲の検証を行った。その結果、次のことが明確となった。

- ① 農業における自家消費から生ずる所得の所得区分は、営む農業の規模によって、事業所得か雑所得のいずれかに区分される。
- ② 対象となる人的範囲は個人事業主自身と、同一生計の親族である。
- ③ 対象となる金額の範囲はなく、棚卸資産を消費したという事実のみで成立する。
- ④ 対象となる期間の範囲は、事業を開始した時から、実質的に廃業したと認められる時までの期間である。廃業届による形式的な廃業時点において、棚卸資産が残っていた場合には、その棚卸資産を自家消費したものとして取り扱う。
- ⑤ 対象となる行為の範囲は、現行では消費した場合である。対象となる行為から自己に対するサービスが除かれる点、これに対して課税する必要性についても検討を行ったが、これを課税するかどうかは、専ら立法政策に委ねられる。

本章での検証を通じて、適用範囲については、所得税法と消費税法とで、贈与と事業用資産について若干の取扱いの違いはあるものの、殆どの点で統一的な見解を得ることができた。第3章では、より実践的となる、自家消費の計上金額の算出について考察を行っていくこととする。

第3章 自家消費金額の算出

第1章では自家消費、及び関連用語の定義と、それら用語間の関係性、自家消費の計上の必要性について、第2章では自家消費の適用範囲を確認した。本章に至るまで、所得税法、消費税法が求める自家消費の外延はかなり明瞭になったと言える。同時に、ここまでの議論は主に自家消費の「認識」についての議論であった。

自家消費を課税すべき対象として見る限り、それは金額で表現されなければならないため、本章ではさらに論を進め、自家消費として計上すべき金額について、つまり「測定」について、どのように規定をしているかを確認する。

次いで農業実務において、その規定通りの金額計上が行われているかどうかを照らし合わせ、問題点を洗い出す。理論と実務の乖離こそが、農業における自家消費の最大の問題点と考えるためである。

そして最後に問題解決のための提起を行うこととする。

第1節 自家消費の金額計上に用いるべき金額

第1項 原則と特例

まず、所得税法、消費税法において、自家消費として計上すべき金額をどのように規定しているかを確認すると、両法とも本法において原則を、基本通達において特例を置くという構成になっている。なお、議論の食違いを避けるため、事業用資産の計上金額については触れないこととする。

所得税法では39条で、消費した時における資産の価額に相当する金額（通常他に販売する価額〔所得税基本通達39-1〕。以下、「販売価額」とする）を総収入金額に算入することを規定している。そして所得税基本通達39-2で、取得価額以上かつ、通常の販売価額のおおむね70%以上で帳簿に記載している場合は、その金額を総収入金額に算入することを認めている（以下「70%基準」という）。

消費税法では、28条3項1号で、消費の時における資産の価額に相当する金額（所得税法に併せ、以下、「販売価額」とする）を課税標準とすべきことを規定している。そして、消費税法基本通達10-1-18で、棚卸資産の課税仕入れの金額以上かつ、通常の販売価額のおおむね50%以上で確定申告書を提出している場合は、その金額を課税標準とすることを認めている（以下「50%基準」という）。

以上の取扱いをまとめたのが次の表-4である。

表-4 所得税法・消費税法における自家消費の計上金額の原則・特例

	計上すべき金額	金額の認識測定	特例 要件①	特例 要件②	特例 要件③
所得税法	資産の価額 (販売価額)	消費の時	取得価額以上	通常の販売価額 の70%以上	帳簿に記載
消費税法	資産の価額 (販売価額)	消費の時	課税仕入れの 金額以上	通常の販売価額 の50%以上	確定申告書の 提出

まず、気がつくことは、両法の構成の類似である。消費税法は所得税法より後に創設されたので、所得税法を模したであろうことは想像に難くない。

大きく異なるのは、表中の特例 要件②の、販売価額に乗ずる割合である。

割合について考えるとき、その割合の根拠はどこにあり、その割合は妥当なのかという点と、両法の割合の差がなぜ生まれるのかという点の2つの大きな論点がある。

第2項 割合の根拠・妥当性

まず、割合の根拠、妥当性については以下のような説がある。

- ・ 所得税基本通達 39-2 が求める 70%については、一般に棚卸資産の場合には、その差益率¹³⁷がおおむね 30%以下であると考えられるところから付けられたものである¹³⁸。
- ・ 原価をわりさえしなければ、70%以上で収入に計上すれば良いとする、納税者の理解を得るための緩和策である¹³⁹。
- ・ 70%に根拠を求めると帰属所得全般に亘って“バランス論”を繰り返さなければならぬため、70%基準はおおむね7割以下に下ってはならない旨の“歯止め”である¹⁴⁰。

残念ながら、これらを決定付けるような課税庁側の資料は、終ぞ入手し得なかった。

¹³⁷ 自家消費をする場合には、販売諸経費が不要となることを考えれば、販売費及び一般管理費を控除する前の利益、損益計算書における、売上総利益率を指すと思われる。

¹³⁸ 樫田明＝今井慶一郎＝佐藤誠一郎＝木下直人・前掲注 135・506 頁。

¹³⁹ 大島隆夫＝西野襄一『所得税法の考え方・読み方』307-310 頁（税務経理協会、1986 年）。

¹⁴⁰ 植松・前掲注 26・23 頁。

差益率であるという説に対する批判として、そもそも棚卸資産の販売においては、差益率を算出する上で最も重要な、原価率が一様ではないことが挙げられる。販売する商品・製品が大量消耗品なのか、高級嗜好品なのかによって原価率は当然異なるし、同一の商品の販売でも卸売なのか小売なのかによっても原価率は左右される。原価率が特例の割合を決定する上で重要な要因となったことは間違いないであろうが、この説は70%という割合の妥当性に乏しい。

特例が販売価額から一定割合を減じることについて、懐疑的な意見もある。曰く、自家消費を帰属所得に対する課税と捉えるならば、計上金額は理論的に販売価額以外考えられないところ、それを減じた計上が可能であることは、帰属所得課税の考えを通達において排除するもの¹⁴¹であり、規定を骨抜きにする¹⁴²ことが目的というものである。

これに対し、筆者は販売価額から一定割合を減じることについて肯定的で、特例がこれを認めることの根拠については、事業遂行上の必要性が関係していると考えている。第1章第5節第3項で述べたように、自家消費には、事業遂行上の必要性があり、品質管理費、研究開発費、広告宣伝費、処分費のような側面も併せ持つから、その消費が全て私的消費として処理されるべきものではない。

また、第2章第2節第3項で述べたように、青色事業専従者である同一生計の配偶者や、個人事業主と取引のある会社の役員である同一生計の子が自家消費をした場合、この自家消費もまた、給与や福利厚生費、交際費のような側面があり、事業性を有することになる。つまり、課税庁が販売価額の一定割合を減じた金額計上を認める背景には、100%私的消費とは言いきれない自家消費に対して、販売価額の100%の計上を求めることは、余りに酷であるという配慮があるのではないかと推察するのである。

無論、筆者のこの考えも推測の域を出ないし、50%、70%という割合の妥当性を示すものではない。しかし、そのように考えると、事業遂行上の必要性を有する自家消費である「棚卸資産の自家消費」には、販売価額から一定の割合を減じることが認められているのに対し、「事業用資産」にはそれが認められず、100%の計上が要求されることにも合点がいくのである。

第3項 割合の差

所得税法70%、消費税法50%という、割合の差については以下のような説がある。

¹⁴¹ 酒井・前掲注86・271頁。これに対立する意見として菊池・前掲注6・283頁。

¹⁴² 大島＝西野・前掲注139・309頁。

- ・所得税法は原価と時価の差額を重要視して課税するのに対し、消費税法は仕入価額以上であることを第一の目的として、原価と時価の差額に対しての課税を重要視していないため、消費税法は50%としている¹⁴³。

所得税法と消費税法の目的が異なるという点を指摘し、注目に値するが、やはりこれを裏付けるような課税庁側の資料は入手できなかった。

筆者は、所得税法と消費税法の文言に着目し、両法の割合に差が生ずる理由について考察を行う。自家消費金額として計上すべき金額は、所得税法の特例では「取得価額以上」、消費税法の特例では「課税仕入れの金額以上」となることを要請している。消費税法で「課税仕入れの金額以上」というときの課税仕入れには、いわゆる課税対象外の仕入れは含まれない。しかし、所得税法で「取得価額以上」というときの取得価額は、棚卸資産の取得に要した金額であるから、消費税法において課税仕入れとならない、課税対象外の仕入れも所得税法の取得価額には含まれることになる。したがって、取得に要した労務費や保険料などは消費税法の課税仕入れには該当しないが、所得税法の取得価額には含まれる場合があるのである。

例えば製造業において、製品の販売価額が100円であり、材料費が30円、労務費が15円、経費が25円（うち、保険料・減価償却費の合計額が5円）であったとする（単純化のため消費税は無視する）。すると、所得税法における取得価額は30円+15円+25円=70円となる。消費税法における課税仕入れの金額は30円+25円△5円=50円となる。この場合において、製品に対する原価が同じ構成であっても、取得価額以上かつ販売価額の70%と、課税仕入れの金額以上かつ販売価額の50%とは同時に充たすことになる。このような取得価額と課税仕入れとの違いが、所得税法と消費税法の割合に差が生まれる要因であると考えられるのである。

その上で、所得税法、消費税法ともに取得価額以上、課税仕入れの金額以上を要求するのは、損失を意図的に作り出す租税回避行為を防ぐためだと考えられる。特に消費税法で課税仕入れの金額未滿の自家消費金額の計上を容認してしまうと、自家消費取引から消費税の還付が生じることとなってしまう、看過できない問題となる。そうした租税回避や不当な還付を防ぐための制約として、課税仕入れの金額以上を要求していると考えられるのである。

このように、所得税法と消費税法との間の割合の差は、取得価額と、課税仕入れの違いから生まれるものであり、理に適っている。したがって、理論的には両

¹⁴³ 河野益典「消費税の私的消費に対する課税についての一考察」租税資料館賞受賞論文集 中巻第22回426頁（2013）。

法の割合の収斂を図る必要はない。

しかし、同一のものを消費しているにもかかわらず、所得税法と消費税法とで異なる金額の計上を認めることは、納税者には理解しにくいと思われる¹⁴⁴。例えば販売価額 100 円の商品を自家消費した場合、所得税の申告では 70 円、消費税法の申告では 50 円で計上すれば問題ないが、仮に 60 円でそれぞれ計上した場合、所得税法ではどのように取り扱われるのか。60 円は否認され、100 円を計上し直すのか、70 円を計上し直すのか、取扱いは明確になっていない。

納税者の立場になって考えれば、取扱いが示されていない以上、保守的に当初の計上額を 70 円とする傾向になる。これでは消費税法が 50 円の計上を認める意味が薄れてしまう。

理論的には両法の取扱いに差異を設けることには合理性があるが、その合理性は税法に精通した者でないと理解し難く、現行のまま所得税法と消費税法における計上方法に差異を設けるのであれば、その趣旨を明らかにし、納税者の理解を得る必要がある。

自家消費は通常の販売のように外部との取引ではないので、その把握を納税者の記録に依拠するところが大きい。したがって自家消費の計上方法は納税者の理解が得やすい、簡素なものを旨とすべきであり、税法間の差異はできる限り解消するよう努めるべきである。

第 2 節 自家消費の金額計上に用いるべき数量

所得税法、消費税法ともに、自家消費として計上すべき金額は、販売価額である。その販売価額は消費数量を乗じて計算することとなるので、消費数量についても、記録を取っておく必要があることは言うまでもない。

第 3 節 帳簿等の記帳等と特例の関係

自家消費の計上金額の特例は、所得税法においては、備え付ける帳簿に所定の記載を行うことを条件に、消費税法においては、確定申告書の提出を条件に適用されることとなっている¹⁴⁵。これは、特例の適用を受けることにつき、納税者の

¹⁴⁴ 国税庁「棚卸資産の自家消費」質疑応答事例

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/14/03.htm>

(最終閲覧日：令和 4 年 2 月 14 日)。

¹⁴⁵ 消費税法施行令 71 条各号において、事業者には帳簿の備付けと記録、保存が義務づけられており、国税庁「No.6621 帳簿の記載事項と保存」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6621.htm> (最終閲覧日：令和 4

意思表示が必要であることを示している。したがって、所定の記載が行われていないなどの手続きに不備がある場合には、この特例の適用はないと解される。

このことを明らかにした【大阪地判昭和 63 年 11 月 30 日税資 166 号 538 頁】は、飲食店を営む納税者が、課税庁より所得税の推計課税を受けた事例である。納税者は自家消費の金額算出に当たり、主位的主張には仕入金額を、予備的主張には通常の売上金額の 70% をそれぞれ主張したが、裁判所は帳簿の記載が信頼に足るものでないとして、特例の要件を具備しないものと判断した。

判決は、自家消費分が区分されて記帳されている場合には、①通常の売上と自家消費との混淆によって生ずる弊害が少ないこと。②本来世帯で購入、消費すべき家計用の資産を事業用の資産と合わせて購入、消費したとみて、その取得価額等での収入金額への算入を認めても特に不都合はないこと。③自家消費分を一律に通常の販売価額で収入金額に計上すべきであるとすることは、納税者にとってやや酷な面もあること等に鑑みて、自家消費分の帳簿への記載を要件として、通常の販売価額以下での収入金額への算入を認めたものと特例の趣旨を解した。そしてその目的は、法の合理的、弾力的運用によって納税者の利益を図るものであると結論づけている。

このような裁判所が解する特例の趣旨に照らせば、特例の適用を受けるための帳簿の記載や申告書とは、客観性、信頼性、立証性を備えたものである必要があろう。

第 4 節 農業についての特殊な取扱い

第 1 項 特殊な取扱いを認める背景

本章は第 1 節から第 3 節まで、自家消費を計上する場合の税務上の原則と特例を確認してきたが、農業における自家消費については、さらに特殊な取扱いが認められている。というより、農業においては通常、特例を適用できず、他の簡便な取扱いを認めなければ原則により計上するほかない、と言った方が適切である。

どういうことか。まず、所得税法において農産物の収入金額の計上基準には、収穫基準が適用される。収穫基準については、本節第 2 項で詳細を説明するが、この収穫基準によれば、農産物は収穫をした時に、その収穫時の価額を総収入金額に算入すると同時に、取得価額とすることになる。すると、販売価額に近い収

年 2 月 14 日) では、この帳簿は、記載事項を充足するものであれば、所得税における帳簿でも差し支えないこととされている。個人における消費税の確定申告書は所得税の帳簿を基礎に作成されることが通常であるから、実務上、特例の適用を受けるためには、所得税の帳簿記載だけを行っておけば良いこととなる。

穫価額が取得価額となってしまうので、特例を実質的に適用できないことになる¹⁴⁶。

農産物の中には一部、収穫基準の適用を受けないものもある。しかし、そのような農産物であっても、特例の文言を素直に解せば、特例を適用できないことが分かる。

その理由は特例を認める所得税基本通達 39-2 に「取得価額以上」、消費税法基本通達 10-1-18 に「課税仕入れの金額以上」という文言があることによる。農家が自家消費をする場合、仕入れたものをそのまま消費する訳ではないため、「取得価額以上」、「課税仕入れの金額以上」は、「生産原価以上」、「生産原価となる課税仕入れの金額以上」と読みかえることになる。

生産原価が判明するのは、原価計算をしてからということになるが、これは一定期間ごとに行うことが通常であり、少なくとも、自家消費の度に原価計算を行うということはない。

また、所得税法には法人税法施行令 32 条 2 項のように、標準原価を取得価額（生産原価）とできる特別の扱いもない。したがって、収穫価額や販売価額と、自家消費の時点で判明していないはずの生産原価とを比較することはできないのである¹⁴⁷。

生産原価との比較ができないということは、販売価額の 70%相当額が取得価額以上かどうか、販売価額の 50%相当額が課税仕入れの金額以上かどうかの判定ができず、結果として特例の適用を受けることができないこととなるのである¹⁴⁸。そもそも農家が生産原価を正しく把握できているのかという問題もある¹⁴⁹。農業に限って特殊な取扱いを認めるのは、以上のような背景があると解される。

第 2 項 個別通達

自家消費の特例以外に認められる、農業についての特殊な取扱いとは、平成 18 年 1 月 12 日に発出された「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について（法令解釈通達）」という個別通達（以下「個別通達」という）を指す。個別通達のうち、自家消費に関連する部分のみを、下記表-5 に抜粋した。

なお、個別通達は青色申告者と青色申告者以外（いわゆる白色申告者）に区分

¹⁴⁶ 藤川昭次郎「現行農業所得課税の仕組みと問題点」農業と経済 18-19 頁（昭和堂,1986）。

¹⁴⁷ これは何も農業に限ったことではなく、例えば小売業でも払出原価の算出方法に総平均法を採用していれば起こり得る話である。

¹⁴⁸ 菊池・前掲注 6・284 頁。

¹⁴⁹ 戸田龍介『日本における農業簿記の研究－戦後の諸展開とその問題点について－』221-222 頁（中央経済社,2017）[森発言]。

して取り扱っているが、自家消費についての取扱いは、青色申告者と白色申告者で大きく異なることはないため、青色申告者の部分のみを抜粋している。

表-5 個別通達の自家消費についての記述

1 青色申告者の場合

(1) 農産物を収穫した場合の収入金額等の計上時期、計算及び記帳の方法等について

[中略：筆者]

家事消費等の金額は、収穫年次の異なるごとにその収穫した時における当該農産物の価額の平均額又は販売価額（市場等に対する出荷価格をいう。）の平均額によって計算しても差し支えない。

	米麦等の穀類	野菜等の生鮮な農産物	その他の農産物
家事消費等の記載	年末に一括して、 数量、単価、金額を記載する。	年末に一括して、 金額のみを記載する。	年末に一括して、 数量、単価、金額を記載する。
摘要	1. イ 野菜等の生鮮な農産物及びその他の農産物の区分はおおむね次による。 1. (イ) 「野菜等の生鮮な農産物」とは、 ① すべての野菜類及び ② 果実等のうち収穫時から販売又は消費等が終了するまでの期間が比較的短いものをいい、 例えば、ぶどう、もも、なし、びわなどがこれに含まれる。 2. (ロ) 「その他の農作物」とは、果物のうち収穫時から販売又は消費等が終了するまでの期間が比較的長いもの及びいも類（甘しょ、馬れいしょ）等の農産物をいい、 この種の果物には例えば、みかん、りんご、くりなどが含まれる。 2. ロ 棚卸表に記載する価額は、収穫時の価額によるものとする。		

国税庁「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について（法令解釈通達）」

課個 5-3 平成 18 年 1 月 12 日を基に筆者作成。

この個別通達によれば、農業を営む事業者は自家消費金額について、年末に一括して金額等を記載すること、及び収穫年次の異なるごとに、その収穫した時における農産物の価額の平均額¹⁵⁰によって計算しても差し支えないとされている。

この、「収穫した時における農産物の価額」（以下、「収穫価額」とは、収穫時の生産者販売価額を指す）¹⁵¹が、収穫基準の大きな特徴である。収穫基準は未だ販売されていないものを、収穫という事実をもって収入金額に計上するという極めて特殊な所得の認識基準である。

所得税法は権利確定主義を採用していると一般に解されているから、本来的には、単に収穫をしたのみで所得を認識するのではなく、これを他に売却し、経済的価値の流入がある場合、若しくは経済的価値の流入の蓋然性が高い場合になって初めて所得が認識される。したがって、収穫の段階は原則的な所得認識の例外

¹⁵⁰ 販売価額の平均額でも良い。ただし、この「平均額」が単純平均を指すのか、加重平均を指すのか。あるいはいずれに拠っても良いのか、定かではない。

¹⁵¹ 所得税基本通達 41-1。

であると言える¹⁵²。

収穫基準については種々の問題を含んでいると筆者は考えているが、それは本章第7節第1項で後述するとして、ともかく個別通達によれば、農産物の自家消費については、年末に一括して、かつ収穫価額を計上すれば良いということである。すると収穫価額と、一年間の消費数量の記録さえ取っておけば良いということになるので、消費した都度、販売価額を計上しなければならないことに比べると、極めて簡便な取扱いと言える。

第5節 実務における経理の実態調査

本稿はここまで自家消費の計上の必要性、計上の対象となる範囲、計上金額について論じてきた。本章第4節では農業には自家消費の簡便的な取扱いが認められていることも確認した。この過程を経て筆者が明らかにしたのは、税法の解釈から導かれる農業における自家消費のあるべき姿、「理論上の自家消費」である。

しかし、これは文字通り理論上のものであり、農業実務において正しく実践されているかどうかを保証しない。特に自家消費は、個人事業主の自覚が乏しい内部取引に課税するものであるから、その実効性が疑わしいと筆者は考えている。

例えば、個人農家の申告について、税理士や農民連が著した文献¹⁵³には「普通の農家のばあいの家事消費金額は米と野菜を見積りますが、野菜を全部自家生産しているわけではなく購入野菜もあることから家族一人当たり1万円相当額と米の消費分を加えて簡便に収入金額とすることがよいでしょう。」とあるが、このような計上方法は、およそ法が認める計上方法とは結びつかないものである。しかし、この文献に見られるような認識は、何も特別なものではなく、農家一般に共通して見られるものなのではないだろうか。

ここからは、農業における税務申告の実務上、自家消費の計上が適正に取り扱われているか、文献調査とアンケート調査結果を基に検証していく。仮に検証結果に理論との著しい乖離が見られたならば、筆者の仮説は正しかったことになる。

戸田龍介¹⁵⁴の調査によれば、農家が自家消費をした場合に、申告書の自家消費欄への記載自体は行われていることが明らかになっている。同時に、自家消費は申告書に記載しないと課税庁から指摘を受ける可能性があるため、その対策とし

¹⁵² 酒井克彦「【第48回】宝くじに係る課税と所得の実現（その3）」Profession Journal 酒井克彦の〈深読み◆租税法〉<https://profession-net.com/professionjournal/income-article-220/>（最終閲覧日：令和4年2月14日）。

¹⁵³ 鈴木武＝林田雅夫＝高久悟『知らなきゃ損する 新農家の税金』31-32頁（農山漁村文化協会,第19版,2021）。

¹⁵⁴ 戸田・前掲注149・179頁〔西田発言〕。

て名目上行われているものであり、事実の記録に基づく計上金額ではないことも指摘している。

では、申告書に記載されている自家消費の金額は、何を根拠にしているのだろうか。これは戸田龍介の調査によれば、課税庁と農協が話し合っただけで決めた、自家消費の「標準」¹⁵⁵を基に計上しているとのことである。

課税庁が、農業においても収支実額計算を行うことが原則である¹⁵⁶とする指針を示している以上、このような標準は表向きないということになっているが、それでは実務が回らないため、非公式に自家消費の標準を作成している。そして、それは標準による農業所得計算の廃止を先導した課税庁の名前では出せないため、農協の名前で出しているというのが実態のようである¹⁵⁷。

にわかには信じがたい事実であるが、この標準の存在は筆者が行ったアンケート調査の回答結果からも裏付けられている。筆者は令和3年3月13日に、農業における自家消費の実態を調査するために、インターネット調査会社を通じてアンケート調査を実施した。無作為に抽出した20～70代までの成人男女のうち、条件に合う計110人（以下、「対象者」という）から回答を得た。その質問と回答選択肢を表-6に、回答結果を表-7、表-8、表-9、表-10、に示す。

対象者は、自家消費を行う農家（アンケートでは「農業所得者」とした）あるいは、自家消費を行う農家の申告に携わる職業に就く者である。農協職員や市区町村職員を対象者に含めているのは、彼らには臨税許可制度（税理士法50条）により、申告の補助を行うことが認められており、農家の申告に携わる機会があるためである。

対象者には農家のほか、彼らに近い存在である農協職員、市区町村職員が多い。また少数ではあるが、より理論的な知識を持つ税理士や税務署職員からも貴重な回答を得ることができた（表-7）。

対象者への質問内容は、農産物の種類、申告の認識の有無、記録の有無、計上基準、記録が技術的に可能か、の5項目である。

対象者の多くは税務の専門職ではないため、Q4、Q5に対する回答の選択肢には「販売価額」、「時価」、「取得価額」、「課税仕入れ」という用語を用いず、平易な「売価」、「原価」を用いている。

¹⁵⁵ 戸田・前掲注149・179頁〔西田発言〕。

¹⁵⁶ 国税庁「農業を営む者の取引に関する記載事項等の特例について（法令解釈通達）」平成18年1月12日趣旨。

¹⁵⁷ 戸田・前掲注149・180頁〔西田発言〕。

表-6 アンケート調査 質問と回答選択肢

質問		回答
SC1	あなたの職業は次のどれですか？	農業所得者 農協職員 市区町村職員 税務署職員 税理士 税理士事務所職員 上記以外
SC2	あなた又はあなたの携わっている農業所得者は自ら栽培した作物（米、麦、野菜、果物など）を、自家で消費（以降、「自家消費」と言います）をしていますか？	はい いいえ 携わっている農業所得者がいない
Q1	あなた又はあなたの携わっている農業所得者が栽培している農産物は次のどれですか？	米 麦その他の穀物 野菜 果物 その他
Q2	自家消費は、農業所得として確定申告をしなければならないことをご存じですか？	はい いいえ 税理士などに任せているので、わからない
Q3	自家で消費した作物の品種と数量を記録していますか？	はい いいえ
Q4	確定申告書に記載する自家消費の金額は次のどの基準によって算定していますか？	売価 原価 農業所得標準 税務署が指導する金額 農協・市区町村の職員が指導する金額 前年と同額 税理士などに任せているので、わからない
Q5	確定申告書に記載する自家消費の金額は原則として作物ごとに、売価×消費数量の算式で算定することになっています。自家で消費するたびに、これらの記録を取ることは可能ですか？ (面倒くさい、やりたくない、という理由で「いいえ」にはしないで下さい)	はい いいえ

表-7 アンケート調査回答結果 ①職業スクリーニング

SC1 あなたの職業は次のどれですか？

	全体	110人	100%
1	農業所得者	49人	44.5%
2	農協職員	14人	12.7%
3	市区町村職員	32人	29.1%
4	税務署職員	1人	0.9%
5	税理士	8人	7.3%
6	税理士事務所職員	6人	5.5%
7	上記以外	0人	0%

まず、対象者に自家消費の有無を質問したところ、110人全員が自家消費を行っている」と回答した。第1章第5節第3項で、農業において自家消費が0円ということは考えにくい可能性を示唆したが、それが証明される結果となった(表-8)。

表-8 アンケート調査回答結果 ②自家消費の有無

SC2 あなた又はあなたの携わっている農業所得者は自ら栽培した作物(米、麦、野菜、果物など)を、自家で消費(以降、「自家消費」と言います)をしていますか？

全体	はい	いいえ
110人	110人	0人

次に、対象者に自家消費がある場合に、確定申告をしなければならないことを認識しているか質問したところ、110人中91人が確定申告の必要性を認識していた。

これは、農家が自家消費をした場合に、申告書の自家消費欄への記載自体は行われているという、戸田龍介の調査結果を裏付けるものである。税務署職員、税理士、税理士事務所職員においては、全員が確定申告の必要性を認識していた点も興味深い(表-9)。

表-9 アンケート調査回答結果 ③確定申告の必要性の認識

Q2 自家消費は、農業所得として確定申告をしなければならぬことをご存じですか？

	全体	はい	いいえ	税理士などに任せているので、わからない
全体	110人	91人	12人	7人
1 農業所得者	49人	43人	3人	3人
2 農協職員	14人	8人	3人	3人
3 市区町村職員	32人	25人	6人	1人
4 税務署職員	1人	1人	0人	0人
5 税理士	8人	8人	0人	0人
6 税理士事務所職員	6人	6人	0人	0人

そして、対象者に自家消費に計上すべき金額について、どの基準に基づいているかという質問をしたところ、「農業所得標準」、「税務署が指導する金額」、「農協・市区町村の職員が指導する金額」とする回答を行った者が、全体の4割を占めた。これは課税庁と農協の話し合いで作成されたという標準の存在を強く示唆するものである（表-10）。

表-10 アンケート調査回答結果 ④自家消費の計上基準

Q4 確定申告書に記載する自家消費の金額は次のどの基準によって算定していますか？

全体	91人	100%
1 売価	25人	27.5%
2 原価	17人	18.7%
3 農業所得標準	16人	17.6%
4 税務署が指導する金額	12人	13.2%
5 農協・市区町村の職員が指導する金額	10人	11.0%
6 前年と同額	5人	5.5%
7 税理士などに任せているので、わからない	6人	6.6%

また、「売価」（原則による計上金額）や「原価」（特例による計上金額）という理論的に正しい金額を計上しているのは、全体の5割を下回っており、半数以上

が理論的に誤り、あるいは記録に基づかない根拠に乏しい金額を計上していることが明らかになった。

さらに、この問いを職業別に分析を行うと、農協や市区町村職員という税務の専門職から遠い職業にあるほど、標準に従って金額計上を行う傾向にあるのに対し、税理士や税理士事務所職員という税務の専門職ほど売価や原価など、理論に沿った計上を行う傾向にあることも分かった（表-11）。

表-11 アンケート調査回答結果 ⑤職業・計上基準のクロス集計

		Q4 確定申告書に記載する自家消費の金額は次のどの基準によって算定していますか？							
		全体	売価	原価	農業所得標準	税務署が指導する金額	農協・市区町村の職員が指導する金額	前年と同額	税理士などに任せているので、分からない
全体		91人 100%	25人 27.5%	17人 18.7%	16人 17.6%	12人 13.2%	10人 11.0%	5人 5.5%	6人 6.6%
SC1 あなたの職業は次のどれですか？	農業所得者	43人 100%	15人 34.9%	6人 14.0%	4人 9.3%	6人 14.0%	5人 11.6%	4人 9.3%	3人 7.0%
	農協職員	8人 100%	0人 0%	4人 50.0%	0人 0%	1人 12.5%	2人 25.0%	0人 0%	1人 12.5%
	市区町村職員	25人 100%	4人 16.0%	4人 16.0%	10人 40.0%	3人 12.0%	2人 8.0%	1人 4.0%	1人 4.0%
	税務署職員	1人 100%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	1人 100.0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%
	税理士	8人 100%	4人 50.0%	3人 37.5%	1人 12.5%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%
	税理士事務所職員	6人 100%	2人 33.3%	0人 0%	1人 16.7%	1人 16.7%	1人 16.7%	0人 0%	1人 16.7%
	上記以外	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%	0人 0%

以上の文献調査、アンケート調査の結果から、納税者側では規定に則った計上が徹底されていないこと、課税庁側では、それを黙認しているという現状が明らかとなった。

納税者、すなわち農家及びその申告代理人が行う自家消費の計上について、調査結果からは、必ずしも理論通りに行われているとは言えず、理論と実務の間には乖離が存在したということが確認された。

一方、課税庁は標準の策定に深く関与しているから、回答に標準が挙がってくるといことは、理論と実務で自家消費の計上に乖離があることを承知の上で黙認していると言える。農業の特殊性に鑑みて、わざわざ個別通達のような簡便的な取扱いを認めているにもかかわらず、それが実務上は無視されているという点は甚だ問題である。

課税庁とすれば、アンケート調査の結果で回答に挙がったような、種々の計上

基準で申告されたとしても、計上額が幾らかでもある場合、質問検査権の立証責任が課税庁にある以上は、直ちに異議を唱えることが難しい。課税庁は農業の専門家ではないため、その計上金額が適正なものであるかどうかは立証が困難であり、自家消費が0円という場合を除き、申告金額を半ば鵜呑みにしているというのが実態のようである。ましてや、自らも自家消費の標準の作成に関与しているとなれば、尚更異議を唱えることは難しくなる。

ただ、かような事情を鑑みても、個別通達の趣旨において「農業所得の計算は、他の事業所得の計算と同様に収支実額計算をすることが原則」と示し、下記表-12のように標準の段階的廃止を進めたのは課税庁自身なのであるから、このような言行不一致な態度には首を傾げざるを得ない。

表-12 農業所得標準課税から収支実額課税への移行状況

管轄国税局	特殊田畑（野菜・果樹等）	普通田畑（水稻・麦等）
札幌	収入金課税 平成16年分から収支計算	収入金課税 平成16年分から収支計算
仙台	平成15年分から収支計算 （自家用畑を除く）	収支計算（水稻2ha以上） 収入金課税（それ以外）
関東信越	経費目安割合（前年収入400万円未満） 収支計算（前年収入400万円以上） 平成16年分から収支計算 （前年収入400万円未満300万円以上） 平成17年分から収支計算 （前年収入300万円未満200万円以上） 平成18年分からすべて収支計算予定	経費目安割合（前年収入400万円未満） 収支計算（前年収入400万円以上） 平成16年分から収支計算 （前年収入400万円未満300万円以上） 平成17年分から収支計算 （前年収入300万円未満200万円以上） 平成18年分からすべて収支計算予定
東京	平成15年分から収支計算	平成15年分から収支計算
名古屋	収支計算（施設作物） 平成16年分からすべて収支計算	平成17年分まで農業所得標準 平成18年分から農業所得標準を廃止
金沢	平成15年分から収支計算 （地域によっては農業所得標準あり）	農業所得標準 収支計算を検討中
大阪	収支計算	農業所得標準（水稻のみ） 収支計算（水稻以外）
広島	収支計算	平成15年分まで所得標準 平成16年分より収支計算
高松（徳島）	収支計算	平成15年分から収支計算 （税務署内部資料として目安は存続）
高松（香川）	収支計算	平成15年分は収入金実額 （経費＝平成14年標準×農村物価指数） 平成16年分から収支計算
高松（愛媛）	収支計算 （品目、地域によっては目安あり）	経費標準
高松（高知）	平成15年分まで所得標準 （小規模・高齢農家のみ） 平成16年分からすべて収支計算	平成15年分まで経費標準 平成16年分から目安（税務署内審理基準） 平成18年分から収支計算
福岡	収支計算	平成15年分まで収入金実額（経費標準） 平成16年分から収支計算
熊本	収支計算	平成15年分から収支計算
沖縄	収支計算	収支計算

※「収入金課税」、「収入金実額」、「経費標準」は現地での呼称によるものであり、実質的には同様のものです。

※「目安」とは小規模農家や高齢農家など、収支計算による申告が極めて困難な農家のために作成される非公式な資料です。

柴原一編著「Q&A 農業・農地をめぐる税務」42-43頁（2004）を基に筆者作成。

殊にこのような課税庁の態度は、租税法律主義の重要な構成要素の1つである合法性の原則に抵触する可能性がある。租税法は強行法であるから、課税要件が充足されている限り、課税庁には租税の減免の自由はなく、また租税を徴収しない自由もなく、法律で定められた税額を徴収しなければならない¹⁵⁸。合法性の原則が存する理由は、このように解さなければ、租税法の執行にあたって不正が介在するおそれがあるのみでなく、納税者によって取扱がまちまちになり、税負担の公平が維持できなくなる、ということにある¹⁵⁹。したがって、仮に課税庁が徴税執行の煩雑さを理由に、法に定められている以外の方法での自家消費の計上を認めるとすれば、合法性の原則に反することになる。

さらに農家のみに法を逸脱した特別な扱いが認められているとすれば、農家をいたずらに利し、正しく自家消費金額を計上している他の事業者との間の課税の公平も図れないので、租税公平主義の観点からも問題¹⁶⁰となる。

本節で明らかとなった問題点を解決する糸口を探すため、本章第6節以降で理論と実務の乖離がなぜ生まれるのか、その原因を分析する。そして、その原因が現行法の解釈論では解決できないことを明らかにした上で、現状の自家消費の計上方法に替わる新たな計上方法、あるいは現状の計上方法を補完する計上方法の検討を行う。

第6節 理論と実務の乖離

第1項 乖離の原因

本章第5節における、文献調査とアンケート調査の結果から、農業においては、理論上の自家消費と実務上の自家消費との間に乖離があり、法が求める方法によって計上がなされていないのではないかと、という筆者の仮説は証明されたことになる。

調査結果が示すような、理論と実務で乖離が生まれる理由はいくつかあろうが、筆者が最も問題視するのは、農家は一般的に自分で売値の値決めができない、つまり価格決定権がないという点¹⁶¹である。筆者は、この価格決定権の欠如こそが「その消費した時におけるこれらの資産の価額に相当する金額(=販売価額)」を

¹⁵⁸ 金子・前掲注29・87頁。

¹⁵⁹ 金子・前掲注29・87頁。

¹⁶⁰ 大阪高判昭和44年9月30日判タ241号108頁(スコッチライト事件)。

¹⁶¹ 全国農業経営コンサルタント協会＝大原学園大原簿記学校『農業簿記検定教科書3級』3頁(大原出版,第2版,2019)。

認定することを、きわめて困難である¹⁶²状態ならしめ、記録に基づかない自家消費の計上をさせてしまう一番の原因であると考えられる。

販売価額が分からないということは、事実上、自家消費の計上ができないことを意味する。法は販売価額が分からない場合の指針を示していないが、だからといって計上しないと課税庁から指摘を受ける¹⁶³。結果として、根拠の乏しい金額を計上せざるを得なくなってしまうと考えられる。本章第5節で示したアンケート調査の結果（表-10）で様々な計上方法が回答として挙がっていたことは、このような事情を如実に反映している。

農家が価格決定権を有しないということは、自家消費を帰属所得に対する課税と考える上でも重要な意味を持つ。第2章第5節第3項で、棚卸資産であれば販売価額の測定は容易であり、それこそが帰属所得たる自家消費が、課税の対象となる重要な要素であることを指摘した。しかし、農業に限ってはそれが当てはまらないため、農業における自家消費に対して課税する根拠が揺らぐことになる。

ではなぜ農家は価格決定権を有さないのか、それは農産物の販売流通の形態に由来する。農家の農産物の販売方法は主に、①農協に出荷する。②卸売市場に出荷する。③スーパーや外食と販売契約を結んで出荷する。④インターネットや直売所、道の駅などを利用して個人へ直接販売する。という4つの方法がある。

統計¹⁶⁴では、農産物の全出荷量のうち、①～④の出荷先への割合は、それぞれ、①71.0%②11.8%③7.4%④7.8%の順となっている。

そのうち、多くの小規模農家が利用する、①の農協への出荷をした場合に、農家に価格決定権がないことについては、次の鈴木誠¹⁶⁵の言が詳しい。「そもそも、農家と農協との間の取引方法自体が、かなり前時代的である。農家は商品と引き換えに、その代金を手に入れることができないのだ。まず、農家は農協の所有する倉庫に作った作物を納品する。すると農協は作物を卸売業者、もしくは大手小売業者などに販売し、その代価として受け取った代金から自らの手数料を差し引き、農家の口座に入金する。農家はしばらく後に口座を確認し、その入金された金額を見るまで、自分の作った作物がいくらで販売できたかわからないのである」。

つまり、幾らで売れるのかも分からないままに出荷することが、農業では通常

¹⁶² 碓井光明「農業所得課税に関する研究（1）」エコノミア 83号 2頁（1984）。

¹⁶³ 戸田・前掲注 149・179頁 [西田発言]。

¹⁶⁴ 農林水産省「平成29年度確報 食品流通段階別価格形成調査」大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室、概要 39頁（2019年6月）。ほぼ同様の統計が、農林水産省「2020年農林業センサス確報第2巻 農林業経営体調査報告書 -総括編- 農産物出荷先別経営体数」大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室（2021年6月）。

¹⁶⁵ 鈴木誠『りんご一つにあと20円多く払えば、東北の農業は復興できる』28-29頁（講談社、2011）。

の販売方法として確立しており、これは一般的な商慣行からはかけ離れている。

次に利用割合が多い、②の卸売市場へ出荷する方法は、値付けを含めて 100%販売を委ねる契約である。農産物を出荷しても、販売されるまで販売価格が分からず、さらに口座に入金されるまで幾らの収入があるのかわからない¹⁶⁶という販売の構図は、農協へ出荷する場合とさほど変わらない¹⁶⁷。

なぜ農家が自分で値段を決められないという不利な条件を甘受してまで、卸売市場に出荷しているかという点、卸売市場には受託拒否が禁止（卸売市場法 4 条 5 項 5 号）されているためである。卸売市場はどんなに供給が過多であろうと、農家からの販売委託を拒めない。その代わりに、値付けは卸売市場の裁量に任されることになる。農家はどんな値段で売られても文句が言えないが、必ず販売してもらえるので、価格決定権を放棄してでも卸売市場を利用するのである。

もちろん、農家が生産した農産物の全てについて価格決定権を有しないのではなく、③や④の方法のように直接販売をする場合には、自ら値付けを行うことは可能である。しかし、それは商品力や販売力のある一部の農家や農業法人に限られる。多くの個人農家は外部との取引が殆どない、閉ざされた環境に置かれ¹⁶⁸、自ら生産した農産物の価格決定権も交渉権も有せず、これらの欠如が理論と実務の乖離を生じせしめていると考えられる。

第 2 項 解釈論の限界

農家は価格決定権を有しないという農業特有の事情を鑑みたとき、「販売価額」を基礎に置く所得税法 39 条、消費税法 4 条 5 項 1 号及び関係法令を、農業の自家消費について適用させることには、必然と限界があると言わざるを得ない。

個別通達の存在が示すように、課税庁の農業における自家消費への配慮は窺える。しかし、それは表-5 の通り、作物の持つ特性（収穫から販売までの期間の長短）によって取扱いを変えようとするものであり、価格決定権の有無とは全く関係がないものである。

収穫から販売までの期間が長い米であろうと、期間が短い生鮮野菜であろうと、農協に出荷する（価格決定権がない）場合もあれば、消費者へ直接販売する（価格決定権が有る）場合もある。個別通達は農家が個々に持つ販売流通の手段いかんで、価格決定権の有無に差が生ずるという実情を反映した設計がなされておらず、かえって実務に混乱を招いてしまっている。

¹⁶⁶ 戸田龍介『農業発展に向けた簿記の役割－農業者のモデル別分析と提言－』4 頁（中央経済社,2014）。

¹⁶⁷ 俗に市場流通問題とも呼ばれる。

¹⁶⁸ 戸田・前掲注 166・19 頁は、この外部取引の少なさが、簿記が農業に馴染まない一因だとする。

軽々に立法論を持ち出すことは厳に慎むべきことである。しかし、理論と実務に乖離が生じている原因が、農家も他の事業者と同様、当然に価格決定権を持つという、法が置く前提の誤りであると認められる以上、法の解釈による解決には限界があり、立法論によることもやむを得ないところである。

そこで、本稿は制度の適正な運用を図るため、農業における自家消費の新たな計上方法を模索することにする。まず、推計課税が行われた事例を確認し、農業の自家消費における適正な価格とは何かについて検討を行う。その上で筆者の考える計上方法を提起する。

第3項 新たな自家消費金額の計上方法の模索（推計課税を例に）

1 推計課税との類似性・親和性

自家消費は、消費の事実とその消費から生じた利得を、個人事業主が享受したことは確かであるが、内部取引であるため、その取引の態様を直接的な資料から把握することは困難である。

このような自家消費の持つ特性を鑑みたとき、いくら申告納税、実額収支が原則だと言っても、自家消費を直接的な資料に基づいて計上することには自ずと限界があり、間接的な資料に基づき、ある程度の推定をもって臨まざるを得ない¹⁶⁹。したがって、自家消費金額の計上の肝所は、若干の推計の要素を認めつつ、如何にして実額に近似させるか、という点に尽きる。

本節では推計課税が行われた事例を数例見ていくこととなるが、それは推計課税が、各種の間接的な資料を用いて所得を認定する¹⁷⁰ ¹⁷¹点で、自家消費と類似性があるためである。

また、長きに亘り、農業所得標準という一種の推計課税によって農業所得を計算することが認められてきた¹⁷²ことから、農業と推計課税とは親和性があるためでもある。

これらの、推計課税との類似性、親和性は、とかく記録に残りにくい自家消費に対して課税する場合に、どのような方法が望ましいか、検討するにあたり参考になると考えられるのである。

¹⁶⁹ 確井光明「農業所得課税に関する研究（5・完）」エコノミア 93号 55頁（1987）。

¹⁷⁰ 金子・前掲注 29・960頁。

¹⁷¹ 最判昭和 39年 11月 13日民集 76号 85頁は、現行所得税法 156条（旧所得税法 46条の2）のような明文規定が存在しなくても、推計課税は可能であると判示している。これを引用する形で、現在規定の存在しない消費税法においても、推計で課税売上を認定することは可能だとする判決多数。

¹⁷² 山形地判平成 11年 3月 30日月報 47巻 6号 1559頁。

本稿が推計課税の例を検討するのは、このような理由によるものであって、自家消費金額を推計により求めることを積極的に意図するものではない。

2 比率法（同業者比率と本人比率）

推計課税を行う場合、資産増減法、消費高法、比率法、効率法の4種のいずれか、又はこれらの組み合わせによって行われることが通常である。これらのうち、資産増減法、消費法、効率法は課税すべき所得を認定する方法として用いられるため、収入金額△必要経費という計算構造を採らず、所得の源泉たる売上を推計できない。したがって、自家消費の計上金額の算出方法を検討する材料としては馴染まない。

先に挙げた4種の方法のうち、売上を推計することができる方法は、唯一、比率法のみである。南博方¹⁷³によれば、比率法とは、納税者の売上金額、仕入金額などに比率（差益率、所得率など）を適用して、所得金額を算定するものである。さらにその比率には、本人比率、同業者率などがある。①本人比率とは、その納税者本人の一定期間の実績による比率又は記帳から個別に抽出された比率であり、②同業者率とは、その納税者と同規模、同程度の同業者を選定し、その差益率、所得率、経費率などの平均値を算出したものである¹⁷⁴。

さて、比率法によれば売上を推計することが可能となるが、自家消費をしたことによる売上のみを分離することはできない。例えば、仕入額の実額が判明している場合において、売上を同業者率により推計する場合、その仕入額を同業者率の仕入率で除して売上を推計する。その結果、導き出される売上は、自家消費を含む総売上となる。

しかし、総売上のうち、幾らが自家消費であるかは分からない。総売上に占める自家消費の割合、自家消費率とでも言うべき割合が分からないためである。推計を行う最終目的は、所得を把握し、課税する所にあるから、所得を合理的に推計することさえできれば、その内訳を詳細に算出する必要性がさほどないのである¹⁷⁵。

事実、【福島地判平成17年11月22日税資255号順号10205】は、自家消費分の仕入金額も売上原価に含まれるため、売上原価から売上金額等を推計するにあたり、自家消費分を特に区分して計算する理由はない、と判示¹⁷⁶し、【さいたま地

¹⁷³ 南博方「推計課税の合理性—同業者率と実調率—」ジュリスト640号94頁（1977）。

¹⁷⁴ 南・前掲注173・94頁（1977）。

¹⁷⁵ 消費税において、例えば棚卸資産の輸出と自家消費が同一の課税期間で行われているような場合には、課税売上割合の算出上、何らかの資料により売上を輸出部分と自家消費部分とを区分して推計する必要があると思われる。

¹⁷⁶ 同旨、大阪地判昭和63年11月30日税資166号538頁。

判平成 14 年 10 月 30 日税資 252 号順号 9226】で資料として提出された「同業者調査票」(表-13)には、納税者と比準同業者の売上金額並びに仕入金額が記載されているが、売上金額は総額で記載されており、そこに自家消費金額の区別はない。

表-13 同業者調査票

(表1) 同業者調査票【飲食業(酒場)の比準同業者(平成7年分)】

順 号	①売上(収入)金額 円	②酒類等の仕入金額 円	③酒類等仕入率 (②÷①)%	④所得金額 円	⑤所得率 (④÷①)%
1	37,607,067	6,133,165	16.31	1,947,373	5.17
2	33,168,970	5,026,190	15.16	9,691,017	29.21
3	31,896,970	4,923,958	15.44	6,786,100	21.27
4	30,593,172	4,861,832	15.90	9,891,587	32.33
5	29,772,011	5,289,005	17.77	4,733,588	15.89
6	21,082,662	3,726,359	17.68	5,185,411	24.59
7	19,246,190	3,342,355	17.37	3,147,233	16.35
8	17,895,380	2,717,790	15.19	7,572,810	42.31
9	17,314,012	2,210,871	12.77	2,469,039	14.26
10	17,091,010	3,323,830	19.45	3,801,982	22.24

関本大樹「倍半基準による推計課税の数理的構造に関する一考察」

税大ジャーナル 22 号 110 頁 (2013) より一部抜粋。

仮に、売上金額が純然たる販売による売上と、自家消費とが明確になっていたとしても、農業における自家消費金額は、そもそも標準などの根拠に乏しい金額を用いているので、そこから導出される自家消費率は合理的なものとは言えないだろう。つまり、実額と言えらるまでの金額を、比率法により計算しようとするならば、信頼性の置ける金額により算出した自家消費率が必要ということである。

では、どのような自家消費率であれば合理的であると言えるのか。それは、本人の実績による自家消費率であり、その実績は自家消費の原則の方法により計上したもの、つまり本人比率である。

本人比率が同業者率より優れているのは、本人の実績に基づく比率が、最もよく本人の事情を反映しているからである。【大阪地判昭和 59 年 11 月 30 日税資 140 号 349 頁】は、納税者の事業実績に大きな影響を与えるような差異や、事業形態・事業内容における変化がないならば、原則として、本人比率の方が、同業者率より合理的であると結論づける。

ただし、本人比率が同業者率より優位であるというためには、その比率が信頼

できる金額によって構成されている必要がある。【高松高判平成 13 年 4 月 17 日税資 250 号順号 8883】も、同業者比率より本人比率の方が、より真実に近い数値を把握し得るのは、納税者自身の実額数値が適正に捕捉されている場合である、と条件を付す。したがって、自家消費率を算出しようとするならば、算式の分子たる自家消費金額は、「消費した時における資産の価額」という原則により計算した金額を用いる必要があるのである。

3 推計課税判例に見る記録の重要性・標準の否定

推計課税に関する判例の中に、自家消費の金額計上における記録の重要性を指摘した【盛岡地判平成 7 年 2 月 3 日税資 208 号 215 頁】がある。

この事例では、推計課税を受けた納税者が、統計により算出した金額を実額の自家消費金額と主張したが、納税者の敗訴となっている。理由の中では、統計により算出した金額は実額とは言えないと明確にした上で、「日記帳や、帳簿等に消費した米等の量だけでも記帳していれば、その市場価格の把握は後に比較的容易になし得るし、・・・実額の立証は十分可能であったはずである」と判示している。

ここからは、消費数量の記録と、市場価格の把握をもって、実額と同視し得る可能性が窺える。また、納税者が統計により、家庭における米の年間消費量を、大人一人当たり 100 kg（玄米）とし、政府買取価格を乗じて自家消費金額の実額として主張したが、「標準消費量に基づいて消費量を算出する方法は推計そのものであって実額ということとはできない。[傍点：筆者]」と否定している。実額であるというためには、正確な消費量の記録を取ることが重要であるとともに、本章第 5 節の調査結果が示したような、「標準」による金額計上が問題であることも指摘したのである。

信頼し得る消費数量と公正な価格をもって初めて実額と言える、これが推計課税の判例の与える示唆である。

4 推計課税の考察から得られたもの

ここまで、推計課税に自家消費との類似性・親和性を見出し、新たな自家消費金額の計上方法の参考とするため、考察を行った。その結果、得られたものは次の通りである。

- ① 本人比率は、同業者率より合理性がある。
- ② 消費の記録を取っておき、後に市場価格を乗じることで実額の立証とすることも可能である。
- ③ 標準に基づく算出方法は推計そのものであり、実額とは言えない。

第7節 新たな自家消費金額の計上方法の提起

第1項 計上方法の前提条件

1 前提条件

個別通達は、記帳慣行に乏しい農家に配慮したものであるが、有効に機能しているとは言い難い。そして、自家消費の金額が法に定めのない方法によって計上されている事実が文献調査、アンケート調査から明らかになっている。こうした現状は、もはや法が有名無実化していることを意味する。

本稿が提起するのは、これらの問題点を解決するため、個別通達に代えて、自家消費金額の新たな計上方法を採用しようとするものである。提起する計上方法には、これまでの考察に基づき、4つの前提条件を付す。

2 前提条件① 価格決定権の有無に応じ計上方法を変える

現在の個別通達は農産物の価格決定権の有無ではなく、専ら農産物の種類及び、販売期間の長短によって取扱いを変えている。

しかし、自家消費の金額計上において、これらの要素は重要ではないので、改める必要がある。すなわち、農家が適用できる自家消費の計上方法を、価格決定権の有無の別に用意するということである。

なお、価格決定権の有無の判定は、農産物の品目毎に行う。同一品目について価格決定権の有る販売方法と価格決定権のない販売方法がある場合には、価格決定権有りとして判定する。

(1) 価格決定権有り

契約農家や、通販などの独自の販売流通を持つ農家は、価格決定権を有しているため、自家消費の計上にあたっては所得税法39条、消費税法4条5項1号に規定する、原則の計上方法によることが適当である。なお、同一の農産物について、複数の価格がある場合には、加重平均の価格とすべきである。原価計算を行っており、生産原価が分かる場合には、基本通達に規定する特例の適用を認めることとする。

そして、一定の要件を充たす農家については、本節で提起する「簡便法（みなし自家消費率法）」によることを認める。いずれも、要件を充たす限り、自らに有利となる方法を採用すれば良く、その採否は納税者に委ねることとする。

(2) 価格決定権なし

農協や卸売市場が主な販売先である農家、つまり価格決定権を有していない農家については、自家消費金額の計上が原則、特例のいずれによることも難しいため、本節で提起する「市価法」によることを認める。

以上をまとめると、提起する自家消費の計上方法は表-14の通りとなる。

表-14 提起する自家消費の計上方法と適用関係

		価格決定権有り	価格決定権なし
原則	所得税法39条	◎	×
	消費税法28条3項1号		
特例	所得税基本通達39-1	◎ (生産原価が計算できる場合)	×
	消費税法基本通達10-1-18		
特例2	簡便法	◎	×
	市価法	×	◎

3 前提条件② 消費数量の記録を義務づける

売上説は、自家消費の本質を売上であるとする。そして売上とは販売単価と数量の積であるから、自家消費の金額を幾らで計上すべきか分からないという場合、それは原因別に次の3つに区分することができる。

販売単価は分かるが、消費数量が分からない場合。

販売単価は分からないが、消費数量は分かる場合。

販売単価と消費数量の、いずれも分からない場合。

したがって、当然のことであるが、自家消費の金額を算出するためには、販売単価だけでなく、消費数量も確定させる必要がある。消費数量につき、第2章第5節第3項では、期首棚卸数量+期中仕入数量△期末棚卸数量△当期販売数量で間接的に算出できると述べたが、農業では自然増加という特徴があるため、投入量と生産量の乖離が大きく¹⁷⁷、棚卸計算法を用いることは馴染まない。代替案として収穫数量から販売数量と実地棚卸数量を控除した数量を消費数量とみなすこともできるが、この場合の数量には減耗や事業消費による減少も含まれることになり、正確な消費数量の記録とは言えない。

結局の所、農家の自家消費の消費数量については、間接的な方法による把握が困難であるため、納税者の直接的記録に任せるしかなく、申告納税の理念からも、

¹⁷⁷ 一粒の種籾から複数の玄米が収穫できることを想像すれば良い。

その把握は納税者の自発的な記録に拠るべきであろう。

このような見解を示すとき、農家に記録を取らせることなど不可能だという批判が反射的にあるが、本稿を執筆している令和3年時点には、原則や特例の制定当時には想像もされなかった記録技術が確立されていることをもって反証とする。

例えば、家で消費する農産物をスマートフォンなどのデジタル端末で写真に撮るだけで、消費数量と日付の記録は取れる。さらに撮影された写真は自動的にクラウド上に転送されるようにも設定できるので、これを後日まとめて消費履歴とすれば良い。近年では AI を搭載したスマートスピーカーに、音声でメモを取る機能が付属しており、両手が塞がっていても記録が取れる。実際に利用するかどうかは別にしても、簡便に消費量を記録することができる技術は日々進歩している。

本章第6節第3項の【盛岡地判平成7年2月3日税資208号215頁】にいう「日記帳や、帳簿等に消費した米等の量だけでも記帳していれば・・・」は、容易く克服できる問題となったのである。

4 前提条件③ 複式簿記を用いた記録を前提としない

消費数量の記録を取るという点においては、複式簿記を用いた記帳という方法も選択肢として考えられる。農業には、複式簿記による記帳から得られる情報を経営活動に活用する農業簿記の導入を推進しようという動きがある¹⁷⁸ので、これを自家消費の金額計上にも利用しようというのである。こうした動きを否定するわけではないが、自家消費の金額計上に限っては、複式簿記による記帳である必要はないと考える。

第1に、複式簿記の特徴は検証機能にあるとすれば、推計の要素を排除できない自家消費について、複式簿記は必ずしも有効に機能しない。

第2に、「外部取引の少なさ」、「因果関係の希薄な自然増加・自然現象の多さ」、「家業としての農業」、「金銭評価の困難なもの多さ」という農業に表れる特徴が、簿記と相性が悪いことは常々指摘される¹⁷⁹ところであり、それは、これまでに農業に複式簿記を導入しようという試みが幾度となくありながら、未だ農業の発展に貢献できていない（衰退を止めることができていない）ことから明らかである。この農業と簿記の相性の悪さから、農業簿記は第一選択とはならない。

第3に、自家消費は所得税法、消費税法の課税根拠に基づいて計上が求められるものであり、簿記が基礎とする会計学では計上が求められていない。それは会計学では、個人事業であっても、資本と経営の分離が行われていることが前提と

¹⁷⁸ 全国農業経営コンサルタント協会＝大原学園大原簿記学校・前掲注161・はじめに。

¹⁷⁹ 戸田・前掲注166・19頁。

なるためでもある。それゆえ税務仕訳で使用する「事業主貸」、「自家消費」という勘定科目は農業簿記の使用科目には存在しない¹⁸⁰。農業簿記の教科書¹⁸¹には、「事業主貸/自家消費」という所得税の仕訳（例えば米を自家消費した場合）を農業簿記の仕訳で表現する場合、正味財産の減少を資本金の減少として処理し、「資本金/水稻売上高」になると説明されている。自家消費を農業簿記によって記録することは、本来、簿記の考えにないものを、表現しようとすることになるので、どうしても無理が生じるのである。

以上の3点の理由から、筆者の提起する計上方法は、簿記の知識は必ずしも必要としないものとする。複式簿記を前提としない計上方法を採用することは、正規の簿記の原則による記帳が求められる青色申告者でなくても（いわゆる10万控除の青色申告者や白色申告者でも）適用できることを意味し、簡素の原則¹⁸²にも資するものである。

5 前提条件④ 収穫価額を用いない

（1）収穫基準の概要

個別通達では、所得税法39条が要求する消費の時ににおける価額について、収穫価額によることも認める、とされている。この収穫価額が所得税法41条に規定する収穫基準に由来することは本章第4節で述べた通りである。この収穫価額が認められる理由を明らかにする前に、収穫基準の概要を説明することとする。

繰り返しになるが、収穫基準は所得税法41条に規定された、農産物の収入時期の基準である。下記にその原文を示す。

第41条

農業を営む居住者が農産物・・・を収穫した場合には、その収穫した時における当該農産物の価額（・・・「収穫価額」という。）に相当する金額は、その者のその収穫の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 前項の農産物は、同項に規定する時にその収穫価額をもつて取得したものとみなす。

¹⁸⁰ 会計学にも自家消費という考えが皆無ではない。企業会計審議会「原価計算基準28

(四)」(1962年11月)。ただし、この場合の自家消費は、副産物の製造工程への再投入を意味していると考えられる。また、この基準は法人を対象としたものであるから、個人を対象とした本稿の自家消費とは前提が異なる。

¹⁸¹ 全国農業経営コンサルタント協会＝大原学園大原簿記学校・前掲注161・43頁。

¹⁸² 税制調査会・前掲注39・18-19頁。

この規定は農産物を収穫した場合には、収穫時の価額を総収入金額に算入し、同時に、同額を農産物の取得価額とすることを定めている。収穫時の価額を総収入金額と取得価額とにそれぞれ計上するため、結果的に相殺されて消えてしまい、この基準には意味がないのではないかと思ってしまうが、41条2項の処理を敢えて行う意味については後述する。

次に、収穫基準が適用される農産物の範囲を確認する。所得税法施行令 88 条には次のように定められている。

令第 88 条（農産物の範囲）

法第 41 条第 1 項・・・に規定する・・・農産物は、米、麦その他の穀物、馬鈴しよ、甘しよ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物、果樹、樹園の生産物又は温室その他特殊施設を用いて生産する園芸作物とする。

これは田畑で生産される農産物をイメージすれば良い¹⁸³。なお、この農産物の範囲に含まれない代表例は畜産物である（畜産物には収穫基準が適用されない）。以下、「農産物」と言う場合、所得税法施行令 88 条の農産物を指すものとする。

（2）収穫基準の採用理由

さて、所得税法において収穫基準が、農家の収入金額の計上時期の基準として採用されている理由については、幾つか説がある。そのうちの 1 つに脱漏が多い農家の自家消費に対して課税するために採用されたとする考え方¹⁸⁴がある。

税制調査会¹⁸⁵は「農産物については、・・・自家消費の割合が多い特性をもっていると同時に、その自家消費をそのつど把握することが至難なことによる徴税技術上の問題から生じた特別の例外」と位置づけ、金子宏¹⁸⁶は「わが国では農産物の多くの部分が農家の自家消費にあてられるから、農業所得を正確に把握するためには、農産物の自家消費によって得られる帰属収益（imputed profit）を捕捉する必要があるが、わが国の農家が一般に記帳慣行を欠いているため、その捕捉が困難である、という徴収技術上の考慮から、次善の策として」採用されたと、自家消費に対する徴税技術上の考慮という点を挙げている。

植松守雄¹⁸⁷も「税法が農産物の収穫による所得の実現について『収穫主義』に

¹⁸³ 国税庁・前掲注 104・29 頁。収穫基準の適用を受ける農産物の範囲について、単に農産物及び果物と規定しているのみであったため、範囲を明確にしたとある。

¹⁸⁴ 碓井・前掲注 59・65 頁。

¹⁸⁵ 税制調査会・前掲注 23・16-17 頁。

¹⁸⁶ 金子・前掲注 4・1099 頁。

¹⁸⁷ 植松・前掲注 103・146 頁。

よっている(41)ことは、当然農家の自家消費分も所得を構成するという前提に立っている」とし、収穫基準と自家消費の強い関連性を指摘している。

また、かつての農林省¹⁸⁸も「農業についてのみ特別の見解を採られておるのは、『日本の農業』においては、他の商工業と異り〔原文ママ〕生産額の半分程度は自家消費され、必ずしも売却することのみが目的となっていないから、収穫した時に所得が発生したものとみるのが、日本の農業の実態に即応すると考えられている」とし、大島隆夫¹⁸⁹も、「農産物の場合は相当部分が自家消費に回ることは始めから分かっている」と、自家消費と収穫基準を結びつける。

これらの考え方は、一定の説得力を持ち、収穫基準と自家消費との関係が、きわめて密接なもの¹⁹⁰と言える論拠となる。収穫の時点で販売分、自家消費分の全てに対して計上をするので、その後、自家消費分について農家が計上しなくとも、収穫基準で計上した分が自家消費分を補完するためである。

単純な例を図(図-10)とともに見てみよう。例えば収穫量が100kgの農産物があり、これを全て自家消費に回したとする。

自家消費を適正に計上した場合、消費した100kg分に対して課税される(①)。

しかし、自家消費の計上を怠った場合、100kg分に対して課税漏れが生じる(②)。

そこで、収穫基準を適用して、収穫量100kgに対して課税を行う。その結果、自家消費が適正に計上されなかったとしても、100kg分に対する課税は漏れなく行われることとなる(③)。

さらに、収穫基準を適用した上で、自家消費の計上も適正になされた場合は、所得税法41条2項が効力を発揮する。収穫価額で取得したとみなされた農産物は、自家消費量に対応する分だけ必要経費に算入されるので、 $100\text{kg} \triangle 100\text{kg} + 100\text{kg} = 100\text{kg}$ となり、やはり100kgに対して課税されることとなる(④)。

仮に、収穫量が100kgで、自家消費量が80kgだったとしても、 $100\text{kg} \triangle 80\text{kg} + 80\text{kg} = 100\text{kg}$ となるから、100kgに対する課税は変わらない(⑤)。

このように、収穫基準は収穫の段階で前もって計上を行うことによって、記帳慣行の乏しい農家の自家消費に対する課税の脱漏を防ぐ役割を担っているのであり、未実現利益に対する課税と言われる所以でもある¹⁹¹。

そして、この自家消費と収穫基準の関連性を考えれば、同じく農業を営みながら、法人には収穫基準が適用されないことの意味も見えてくる。そもそも法人には自家消費を観念できないから、自家消費に対する課税漏れはなく、収穫基準を採用する必要性もないのである。

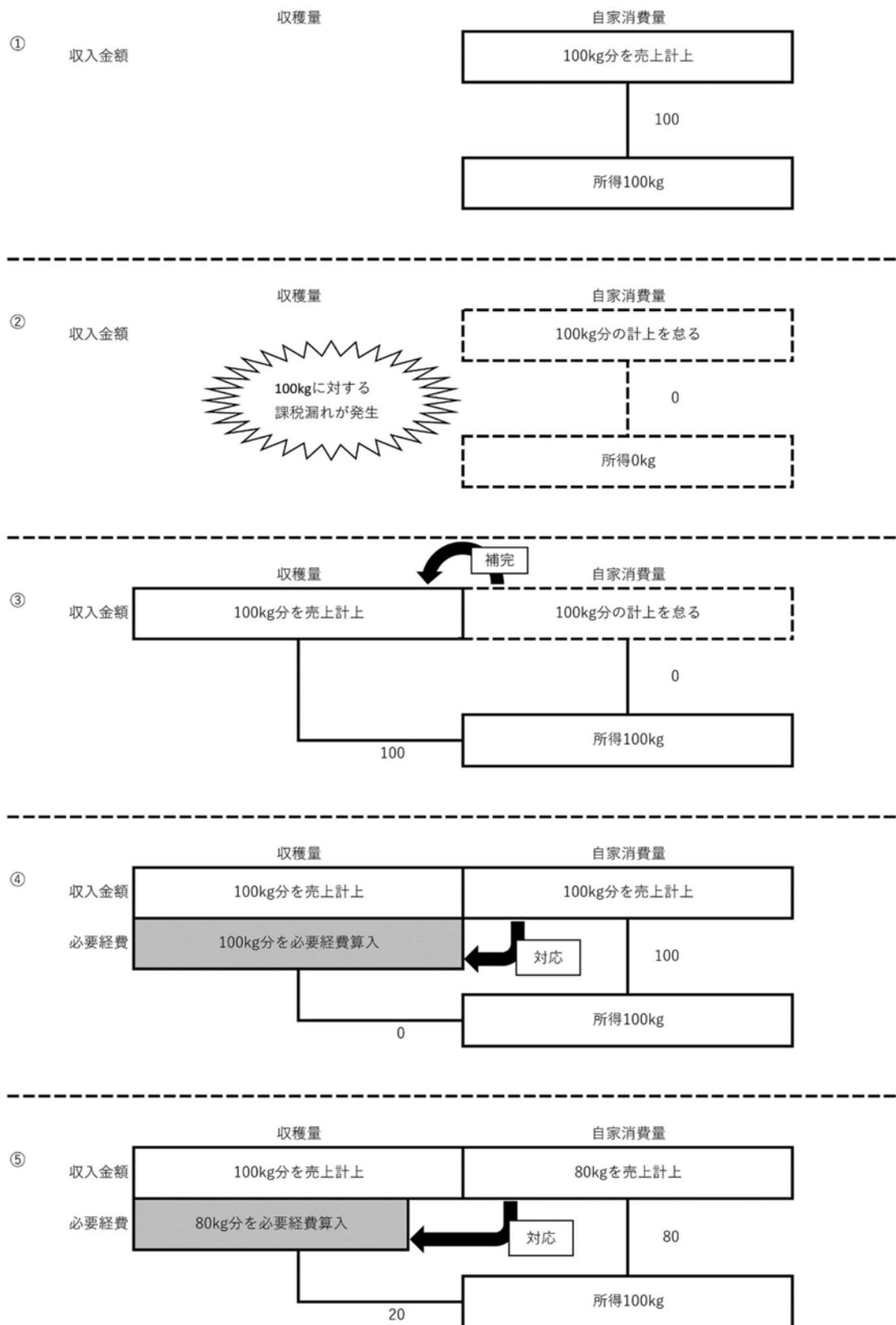
¹⁸⁸ 農林省農林経済局統計調査部「昭和33年度農林関係税制の概要」20頁。

¹⁸⁹ 大島＝西野・前掲注139・310頁。

¹⁹⁰ 碓井・前掲注59・65頁。

¹⁹¹ 金子・前掲注4・1099頁。

図-10 収穫基準の自家消費補完機能



(3) 収穫基準を否定する理由① 次善の策

このような自家消費と収穫基準の密接な関係性を見る限り、自家消費の金額を収穫価額によって計上することを認めるのは、理に適っているように思える。しかし、筆者は収穫基準を用いることには否定的である。

その理由は第1に、収穫基準は自家消費の捕捉漏れを防ぐために採用されたものであり、逆説的には、自家消費の捕捉さえできれば、収穫基準は不要になるためである。収穫基準は自家消費との関係で言えば、まさに金子宏の言う通り、「次善の策」なのである。

(4) 収穫基準を否定する理由② 収穫価額の妥当性の欠如

第2に収穫価額の金額の妥当性の欠如である。収穫基準に規定する収穫価額は、所得税基本通達41-1に次のように示されている。

(農産物の収穫価額)

41-1 法第41条に規定する農産物の収穫価額は、当該農産物の収穫時における生産者販売価額により計算する。

この「生産者販売価額」とは、「庭先販売価額」であり、「農産物の裸値（市場等への出荷価格から包装費等の出荷経費を控除した価額）」と説明される¹⁹²。しかしこの出荷価格とは、実際に農産物を市場に出荷した場合の取引価格なのか、実際には農産物を出荷していなくても、出荷したと仮定した場合の想定価格なのか、規定からは読み取れない。仮に前者の場合、市場等へ出荷していない農家は何を参考にすれば良いのか、その詳細は示されていない。

このような判然としない規定では、何をベンチマークとして計上すれば良いかわからず、杜撰な経理をしてしまう納税者の心情も分からなくもない¹⁹³。このような納税者を不要に惑わす規定がなぜ存在しているのか。その謎を解き明かすには、収穫基準の沿革を辿る必要がある。

農産物の収穫に経済的利益の発生を認める観念は、戦前からあったが、収穫基準が明文として所得税法に規定されたのは昭和22年である。当時の農業の主役は米であり、公定価格や政府買取価格というものが存在していた。こうした収入保障にも似た制度のおかげで、昭和22年当時は、収穫さえすれば収穫高を公定価格に換算することにより、販売引渡に先立って収入が確定するという、収穫基

¹⁹² 国税庁・前掲注64・1頁。

¹⁹³ 碓井・前掲注59・65頁。「便宜的に、前年同時期の価格とか、過去数年の平均価格によるというような方法も許されなければならない」と指摘する。

準を収入の計上時期の基準たらしめる下地があった¹⁹⁴。このような前提のもとでの、収穫価額とは、公定価格や政府買取価格を意味すると考えられ、価格決定権を有しない農家も、これらの価格を自家消費金額の算定基礎とすることができた。その意味で、自家消費を収穫価額で計上することを認める取扱いに意味はあったと言える。

しかし、食糧管理法が平成7年で廃止され、公定価格や政府買取価格という収穫基準、収穫価額の大前提が崩れた。それにもかかわらず、規定はそのまま残ってしまったため、今では収穫価額とは具体的に何を指すのかが不明となってしまったのである。

こうした状況を鑑みて、実態にそぐわない収穫基準は廃止・見直すべき、という意見も少なからずある。特に、全国農業協同組合中央会¹⁹⁵は、かつて米の価格が公定価格であったことにより収穫時の価格予想が完全であったことが収穫基準の根拠であって、現在ではその根拠が喪失しているために、見直しが必要であると要望している。農協からの要望という点で注目に値する。

本稿は自家消費に焦点を絞った研究論文であるので、収穫基準の今後の存否について論じるつもりはないが、今となっては不備の多い収穫基準と同基準による収穫価額が、自家消費金額の算定根拠としての妥当性に欠けることは確かである。

(5) 収穫基準を否定する理由③ 時点のズレ

第3に、収穫価額を自家消費金額とする場合、価格の測定時点にズレが生じることである。この時点のズレが生じる原因は、収穫時点と消費時点が異なるためであるが、さらに所得税法内部でのズレと、所得税法と消費税法との税法間のズレに分けられる。

イ 所得税法内部の時点のズレ

農産物の収穫時と消費時は必ずしも一致しない。収穫したら直ぐに消費する(食べる)訳ではないし、売れ残ったものを消費する(食べる)かもしれない。したがって、収穫と消費の間には必然的に時点のズレが生じる。そしてこの時点のズレは、測定金額のズレとなって表れることになる。

例えば、収穫基準が適用される農産物である馬鈴薯は、収穫した後も長期保存が可能であるが、その年の貯蔵量によって価格が形成され、貯蔵量が潤沢な間は安定した価格となる。しかし、貯蔵量が枯渇し始めると需要と供給の関係により価格が上昇を始める。すると貯蔵量が潤沢な収穫時は安値で、貯蔵量が枯渇する

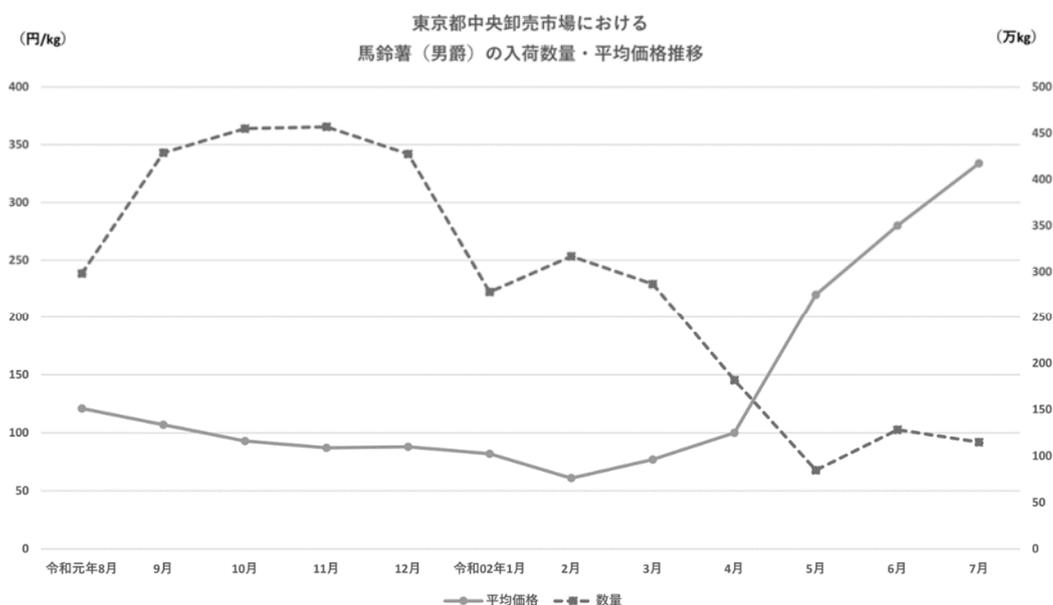
¹⁹⁴ 経済安定本部企業会計基準審議会「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」財政経済弘報第323号5面(1952年6月)。

¹⁹⁵ 全国農業協同組合中央会「平成22年度税制改正要望事項」2頁(2009年10月)。

時は高値という値動きを見せる¹⁹⁶。特に馬鈴薯は北海道が一大産地であり、北海道での収穫量と貯蔵量が価格を決めると言ってもよい¹⁹⁷。北海道における馬鈴薯の収穫時期は毎年8月頃なので、8月から暫くは価格が安値で安定し、貯蔵量が減る5月頃から価格が上昇し始める。

図-11は東京都に10ある中央卸売市場の令和元年8月から令和2年7月までの馬鈴薯（男爵）の入荷量と平均価格の推移を示したグラフである。破線で示した入荷量が令和2年1月から減少すると同時に、実線で示した平均価格が上昇し、令和2年7月には令和元年8月の3倍近くまで値上がりをしていることが顕著に見て取れる¹⁹⁸。

図-11 馬鈴薯（男爵）の入荷数量・平均価格推移



東京都中央卸売市場の市場統計情報（月報・年報）を基に筆者作成。

¹⁹⁶ 似たような値動きはリンゴにも見られる。

¹⁹⁷ 平成28年8月に北海道を襲った台風10号の影響で、馬鈴薯の収穫量が激減。馬鈴薯を原料とする菓子のメーカーで、調達を多くを北海道産に頼るカルビー(株)【証券コード：2229】や(株)湖池屋【証券コード：2226】が、一部商品の販売休止に追い込まれ、株価にまで影響を与えた「ポテチショック」は記憶に新しい。

¹⁹⁸ 通常はこのようなことが起こらないよう供給量をコントロールするのだが、不作の年などは、図-11のような極端な値動きを見せる。特に近年は異常気象の影響により、その頻度は高まっている。

このように市場価格が高価な時期に自家消費をした場合、その計上金額として収穫時の安価な価額を当てることは妥当であろうか。自家消費の金額計上の原則は時価である点からも、この場合の収穫価額を時価と呼ぶには問題がある¹⁹⁹。

筆者がかように測定時点に執着する理由は、農業においては収穫時から消費時までには常に価格変動が存在するからであり、農家が価格決定権を有しないという農業の特性を考えると、なおさら価格変動は無視できない。これが、自分で価格を決められるラーメン屋の賄いであれば、半年後も同じ価格で販売されるから、測定時点が異なっても、測定金額が変わることはなく、価格変動の議論は不要である。税制調査会²⁰⁰でも収穫基準について、価格変動が予想されるものを適用対象から除外することを別途検討するとして、一定の配慮をする必要性に含みを持たせている。

昭和 22 年当時の収穫基準が「農産物」として念頭に置いている米や麦は、公定価格や政府による買取価格があったため、価格が固定されていた。また生産、取引される農産物の大部分は米や麦などの穀物であったから、他の農産物に対してもそのまま収穫基準を適用しても、実務上の問題は顕在化しなかったと言える。しかし、現在の農業の産出割合を考えると、農産物の時価とは、価格が硬直的な米²⁰¹や麦ではなく、価格変動がある青果物（野菜と果物の総称）を軸に考えるべき時期に来ていると感じられる。

以下に示すのは、農林水産省の生産農業所得統計を加工したものである（表-15）。全国の農産物が産出した経済価値を、農産物の種類別、年別に集計したもので、畜産、加工農産物は除外し、割合を再計算した。

米と比較する対象としての青果物に、豆類やいも類を含めるかどうか思案したが、豆類やいも類は市場での価格もあるが、調味料や菓子原料など、加工業務用に回されるものも多いので、青果物には含めず計算を行った。

この統計では昭和 30 年からしか記録がないが、年を遡るほど米の産出割合は増加する傾向にあることから、収穫基準の制定された昭和 22 年当時は、より米の割合が高かった、あるいは昭和 30 年と同程度と推測される。

¹⁹⁹ 収穫価額と相場変動による値上がりの問題について、碓井・前掲注 59・65 頁。

²⁰⁰ 税制調査会・前掲注 23・16-17 頁。

²⁰¹ 米についても、農林水産省が現物市場を立ち上げ、現物市場が農家や集荷・卸売業者らの経営判断に役立つ価格指標となるよう議論を本格化。2021 年度内の制度設計を目指している。

表- 15 年次別農業総産出額及び生産農業所得（全国版）

年次	農業総 産出額	耕 種													
		計	米(A)	(A)割合	麦類	雑穀	豆類	いも類	(B)野菜	(C)果実	(D)花き	(B)～(D)小計	(B)～(D)割合	工芸 農作物	その他 作物
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	億円	億円
昭.30(1955)	16,617	14,062	8,634	61.4%	1,155	123	501	639	1,191	662	79	1,932	13.7%	850	228
昭.31(1956)	15,505	12,705	7,288	57.4%	1,023	82	472	558	1,333	750	72	2,155	17.0%	892	235
昭.32(1957)	16,775	13,921	8,189	58.8%	998	120	526	671	1,355	892	79	2,326	16.7%	842	249
昭.33(1958)	17,010	14,088	8,383	59.5%	952	99	485	622	1,503	912	80	2,495	17.7%	808	244
昭.34(1959)	17,895	14,601	8,827	60.5%	1,081	78	515	593	1,423	927	83	2,433	16.7%	803	271
昭.35(1960)	19,148	15,415	9,074	58.9%	1,060	113	487	577	1,741	1,154	87	2,982	19.3%	819	303
⋮															
平.26(2014)	83,639	53,632	14,343	26.7%	384	60	749	2,075	22,421	7,628	3,437	33,486	62.4%	1,889	646
平.27(2015)	87,979	56,245	14,994	26.7%	432	87	684	2,261	23,916	7,838	3,529	35,283	62.7%	1,862	643
平.28(2016)	92,025	59,801	16,549	27.7%	312	80	554	2,372	25,567	8,333	3,529	37,429	62.6%	1,871	635
平.29(2017)	92,742	59,605	17,357	29.1%	420	93	687	2,102	24,508	8,450	3,438	36,396	61.1%	1,930	620
平.30(2018)	90,558	57,815	17,416	30.1%	398	90	623	1,955	23,212	8,406	3,327	34,945	60.4%	1,786	603

(注記)
 1. 昭和50年以前については、沖縄県を含まない。
 2. 平成14年3月の日本標準産業分類の改定により、もやしを農業に分類されたことから、13年よりもやしを含めた。
 3. 養蚕は、平成16年からその他畜産物に含めることとした。このため、平成15年についても適及してその他畜産物に養蚕を含めている。

農林水産省「生産農業所得統計」を基に筆者作成。

この統計が示す通り、昭和30年当時の全農産物のうち、米の占める割合は6割前後で、当時米の値段は固定されていたから、米を含めた全ての農産物について、米に準拠した計上基準、つまり収穫基準を適用することにも、一応の妥当性があったと言える。

しかし近年では米と青果物の産出割合は逆転し、青果物が6割、米が3割の現状となっている。このような状況を鑑みるに、消費時に収穫価額を当てるのは時点間の価格変動を適切に反映できないため、妥当ではないと考える。

ロ 所得税法・消費税法間の時点のズレ

次に、所得税法と消費税法の税法間の時点のズレについて考察を行う。先に収穫基準は自家消費の補完機能を持つと説明した。しかし、この機能は消費税法では有効に機能しない。なぜなら収穫基準は所得税法の基準であるので、別の法律である消費税法を拘束しない。つまり、消費税法に収穫基準の適用はない。

国税庁による「令和2年分確定申告農業所得に係る留意点」2頁では、「家事消費〔自家消費：筆者〕の取扱い」として、所得税法と消費税法の自家消費の取扱いが、同頁中に併記されている。この中で所得税法については「家事消費等の金額は、…（収穫価額）…によって計算（計上）しても差し支えない」とされているのに対し、消費税法については、そのような記述はない。これは課税庁も収穫基準が消費税法では適用されないと認識していると考えて良からう。

消費税法における納税義務の成立時期の原則は、棚卸資産の場合、引渡基準²⁰²である。特例として、延払基準²⁰³、工事進行基準²⁰⁴と現金主義²⁰⁵を認めているが、農業に特別の基準は設けていない。したがって、明文化されている、引渡基準と特例で認められる3つ以外の基準は、租税法律主義の見地から認められず、現状、消費税法に収穫基準が入り込む余地はないと言えるだろう。

消費税法基本通達 9-6-2 には、「資産の譲渡等」の時期の別段の定めとして、所得税の総収入金額に算入すべき時期に関し、別段の定めがある場合には、それによることができる旨の取扱いがあるが、収穫は資産の譲渡・資産の貸付け・役務の提供のいずれにも該当しないため、この通達の適用もなく、やはり所得税法の収穫基準は、消費税法では適用できないと考えるべきである。

消費に担税力を認める消費税の立法趣旨から考えても、収穫は消費ではないので課税の根拠たり得ない。さらに消費税が資産の譲渡・資産の貸付け・役務の提供を課税の対象となる要件とする限り、収穫という行為のみでは要件に該当せず、課税関係が生じない。

以上のことから、消費税において収穫基準並びに収穫価額を用いる必然性は皆無である。

結果、自家消費の金額を所得税法では収穫価額によって計上したとしても、消費税法では原則通り消費時の販売価額で計上をしなければならないので、自家消費という1つの行為について、2つの時点の測定金額を用いることとなり、一物二価の状態を生じせしめる。例えば、農家が農産物を夏に収穫して、冬に消費した場合、所得税法では収穫価額である夏の価額、消費税法では消費時の冬の価額で計上しなければならない。このように所得税法で収穫価額によって計上すると、どうしても消費税法との時点の統一が図れなくなるのである。

(6) 本稿の立場

収穫価額は、収穫時と消費時の間の価格変動を反映できないため、自家消費の金額計上に用いるのは妥当ではない。

また、収穫基準と消費税法は相容れない関係にあるから、自家消費の計上をするに当たっては、収穫価額を用いず、所得税法と消費税法の測定時点を収斂することが望ましい。かつて農業所得標準によって行われていた農業所得への課税が、消費税の導入によって実額収支へと転換した²⁰⁶ように、収穫価額による自家消費

²⁰² 消費税法基本通達 9-1-1。

²⁰³ 消費税法 16 条、消費税法基本通達 9-3-1。

²⁰⁴ 消費税法 17 条、消費税法基本通達 9-4-1。

²⁰⁵ 消費税法 18 条、消費税法基本通達 9-5-1。

²⁰⁶ 戸田・前掲注 149・197 頁 [西田発言]。消費税は農産物を売ったときに消費税率を掛け

の計上も、消費税の導入でその歴史的な役割を終えたのである。

以上、本項で挙げた4つの前提条件を充たす自家消費の計上方法を提示し、所得税法、消費税法ともに、農産物の価格決定権の有無に応じて選択させることを筆者は提起する。

第2項 簡便法（みなし自家消費率法）の提起

筆者の提起する簡便法（みなし自家消費率法）は、価格決定権を有する農家が、自家消費の金額を原則の方法により5年間（この5年間を基準年度とする）計上した場合には、その5年間以後の各年において、次の算式により算出した金額を、その年の農産物の自家消費金額として計上することを認めるものである。

$$\frac{\text{その年の農産物の販売収入金額} \times \text{前5年の原則により計算した農産物の自家消費金額}}{\text{前5年の農産物の販売収入金額※}}$$

※消費税法の課税売上となるべきものとする。
※前5年の原則により計算した農産物の自家消費金額を加算しない。

前5年の原則により計算した農産物の自家消費金額を、前5年の農産物の販売収入金額で除した割合を、基準年度のみなし自家消費率とする。その年の農産物の販売収入金額に、この基準年度のみなし自家消費率を乗じて、その年の自家消費金額とすることができるものとする。

仮に、前5年の農産物の販売収入金額が500円で、原則により計算した農産物の自家消費金額が25円とすると、基準年度のみなし自家消費率は5%（0.05）となる。その年の農産物の販売収入金額が100円の場合、これに基準年度のみなし自家消費率を乗じて、5円がその年の農産物の自家消費金額となる。なお、この算式により求めるのは、その年の農産物の自家消費金額であるため、みなし自家消費率の分母には、前5年の原則により計算した農産物の自家消費金額を加算しない（ $25 \div 500 = 5 \div 100$ とならなければならない）。この点、本章第6節第3項では、総売上に占める自家消費金額の割合を「自家消費率」としたのに対し、「みなし自家消費率」は、売上に対する自家消費金額の割合を指すので、注意が必要である。

原則により計算した自家消費金額を単純平均して、その5年間以後の各年の自家消費金額とするのではなく、この算式によるのは、その年の農産物の価格変動

るから、収支に基づく損益計算書を出さないと課税漏れが起きるため、標準を廃止し実額収支へと向かったとする旨の発言がある。

を計算に織り込むためである²⁰⁷。

この算式の構成要素を分解すると、「販売収入金額」は「①販売した農産物の数量×②販売した農産物の単価」となり、「自家消費金額」は、「③自家消費した農産物の数量×②販売した農産物の単価」になる。

まず、②の販売した農産物の販売単価は、価格決定権を持つ農家にとっては、測定・記録が容易であることは言うまでもない。

次に、分母・分子の構成要素である③農産物の自家消費数量は、一年間に世帯で消費した農産物の数量を記録して把握する。人間が一日の摂取できる量には限界があるから、豊作だからその分多く消費する、ということにはならない。したがって、世帯の構成員数に出産や死亡、転出入などの変動がなければ、一年間の消費量は概ね一定となるはずである。なお、この消費量の記録は、納税者自らの自発的な記録によることとする。

分母の構成要素である①販売した農産物の数量は、年によって変動が大きいと考えられる。農産物の収穫量は天候や病害の発生に大きく左右されるためである。そのため、実績率として利用するためには、その変動を織り込む必要があり、必然と実績を収集するための期間を長く取らざるを得ない。この場合の期間として、5年が適当であると考えるが、その理由は2つある。

第1に、農林水産省は、ある年の農産物の収穫量と平年の農産物の収穫量を比して指数で公表しており、これを作況指数という。このうち、水稲²⁰⁸の作況指数の調査によれば、昭和元年から平成30年までの93年間で、指数が豊作を示す「良」以上となった年は22回、凶作を示す「不良」以下となった年は13回であった。93年÷5年が18.6年であるから、5年の期間を取れば、概ね豊作の年と、凶作の年が1回ずつ計算に含まれ、みなし自家消費率が偏らないこととなる。なお、同様の理由によるかは定かではないが、日本農業新聞が公表する、日農市況に用いられる平年値も過去5年の平均をとったものである。

第2に、所得税法90条は変動所得及び臨時所得に対する平均課税を規定するが、その平均課税の計算で用いられる年数が5年である。つまり、漁獲や印税等の所得のように、その収穫量や収入の変動が大きい場合において、平均値を取るには5年という期間を用いることが合理的であると考えられるのである²⁰⁹。

²⁰⁷ 事業消費の推計課税の例ではあるが、消費数量は前年と同数を用いながらも、単価は当年の市場価格を用いた事例として、水戸地判昭和59年4月24日税資136号139頁。

²⁰⁸ 水稲を使うのは、米が日本人にとっての主食であることから、長期に渡るデータの蓄積があること、データの量が多いこと、調査方法が確立されていること等の理由による。

²⁰⁹ 確井・前掲注59・73-74頁。農業所得が変動所得に含まれないのは、日本の農業の主要な位置を占めていた米・麦に関して食管法による政府買上げと、それによる価格支持政策の存在に負うところが大きく、価格の変動が著しい野菜や果物に関して、価格変動によ

このようにして求められた簡便法の算式は、自己の実績に基づく実績率である点で、課税庁と農協が策定した標準とは一線を画するものである。推計課税における同業者率や、標準は参照される実績が他の事業者であるため、根拠に乏しい。しかし、簡便法は、自らの実績によるものであり、かつ長期間の記録に基づくものであるため、信頼性が担保される（ここに、本章第6節第3項で試みた、本人比率が同業者率による推計より優位であるとの検証結果が生かされる）。また、原則による計上を一定期間続けた後に、簡便な取扱いを認めることで、原則による記録の継続を促す狙いもある。

ただし、インフレや需給の変化に対応するため、基準年度の見直しは適宜必要である。簡便法が推計課税の本人比率から着想を得ていることに鑑みれば【大阪地判昭和59年11月30日税資140号349頁】の「係争年度分より相当離れた年度の本人比率を用いることは」相当ではない、との言は留意しなければならない。

第3項 市価法の提起

筆者の提起する市価法は、価格決定権のない農家について、次の算式により算出した金額を、その年の自家消費金額として計上することを認めるものである。

消費の時ににおける農産物の市場価格×消費数量

原則の計上方法が消費時の販売単価×消費数量であるのに対し、市価法は、販売単価に代えて市場価格を用いるものである。そして、測定時点は所得税法、消費税法とも消費時（収穫時を用いない）とする。これにより、所得税法と消費税法との測定時点が一致し、税法間の不整合は解消される。

租税法律主義との関連では、市場価格を用いた算式であることを、法に明示することが重要となる。価格決定権のない農家にとって、現行法にある「販売価額」が具体的に何を指すのか分からないことが、法に定めのない方法により自家消費金額を計上してしまう遠因となっているためである。課税庁に標準を用いた恣意的課税を行う余地を与えず、合法性の原則を堅持するためにも、法への明示は欠かせない。

市価法の算式自体は特に目新しい方法ではないが、単純であるがゆえ、価格決定権を有しない農家の自家消費金額を算出するには、この方法によることが合理的であると考える。

市場価格を用いる理由は、第1には農産物には活発な市場が存在し、かつその

る損失部分に対して補助金が補填されるので、結果として収入が平準化され、平均課税を用いる必要がないためであるとする。

市場価格は公表されていることから、市場価格は恣意性の介入しない公正な価格と言えるためである。例え、実際には卸売市場を利用していなかったとしても、公表されている市場価格を用いることで、販売価額が推定できることとなり、納税者の予測可能性に資するものとなる。

第2には、市場価格には即時性があり²¹⁰、本章第6節第1項で見た、出荷してから入金があるまで幾らで売れたか分からない、という不確定要素を排除することができる。したがって、算出される金額は、原則にある「消費時の販売価額」に極めて近いものとなる。

第3に、市場価格を用いることは、自家消費を市場取引とのアナロジー（類推・類比）と考えるべき、という売上説の論拠とも符合する。

第4に、これは副次的効果に過ぎないが、市場価格で測定することで、収穫時から消費時までの値上がり益に対しても課税することができる²¹¹。

以上4点の理由から、価格決定権がない農家については、市場価格を用いることが妥当と考える。ただし、この市価法を採用するにあたっては、幾つか注意点がある。

まず、農産物は鮮度保持の技術や物流の発達により、産地直近の卸売市場のみならず、ほぼ全国の卸売市場で売買がされている。したがって、ある品目の市場価格は、卸売市場ごとに異なることになる。この場合、どこの卸売市場の市場価格を基礎とすべきかが問題となる。例えば相続税法においては、2以上の金融商品取引所に上場されている株式については、納税義務者が選択した金融商品取引所における価格を評価額とすることになっている²¹²。しかし農産物においては、産地という地理的条件が価格決定要素となるため、William. Vickreyの指摘どおり、最寄りの卸売市場の市場価格を基礎とすべきであろう²¹³。

次に市場価格は卸売業者が小売業者に販売する卸売価格であり、流通の各段階における利益が乗ってしまっているため、これを控除しなければならない。また、卸売市場で販売される農産物には卸売市場に出荷されるまでの包装代や運送代いわゆる出荷経費がかかっているが、これも控除する必要がある。つまり、これら生産者から卸売市場での販売までの各段階における、利益や経費を控除し、出荷

²¹⁰ 情報通信技術が発達し、野菜・果物に関しては当日朝の市場価格が、当日の昼には公表されている。日本農業新聞には前日の主要卸売市場の市場価格が品目ごとに掲載されている。米は農林水産省から月毎に、銘柄別の取引価格が公表されている。また、米についても現物市場の立ち上げが計画されていることは、前掲注201の通りである。

²¹¹ なお、棚卸資産の譲渡は、譲渡所得から除外されているので、二重利得の問題は発生しない。

²¹² 財産評価基本通達169（上場株式の評価）。

²¹³ William. Vickrey（塩崎潤訳）「Agenda for progressive Taxation」（邦題「累進課税の指針」）（Ronald Press,1947）財政20巻7号72頁（1955）。

段階での価格に引き直して初めて、市場価格が適正な自家消費の計上金額となり得る。

この市場価格に含まれている利益や経費等の金額は、農林水産省の食品流通段階別価格形成調査（以下、「価格形成調査」という）で公表されている。価格形成調査は小売価格が1とした場合の、各流通過程における経費等の割合を示したものであるになるので、出荷段階での販売価格へ引き直すには、多少修正が必要となる。

平成29年度価格形成調査によれば、小売価格を1とすると、卸売価格は0.694、生産者受取価格は0.475となっている。次に卸売価格を1に置き換えると、生産者受取価格は $1 \times 0.475 / 0.694 = 0.684$ となる。公表されている市場価格は消費税込み（軽減税率適用）の金額なので、ある農産物の市場価格が108円だとすれば、 $108 \div 1.08 \times 0.684 = 68.4$ 円が生産者の自家消費として計上すべき金額ということになる。

価格形成調査は農産物の品目毎に経費等の割合が記載されているので、突き詰めれば、限りなく適正值に近づくが、そもそも市価法は、記帳慣行の乏しい農家に負担なく自家消費の計上をさせることにその目的があるから、どこまで適正值に近似させるかという議論は常に付きまとう。例えば表計算ソフトを活用し、市場価格を自動で取得する、あるいは課税庁がそのような支援ツールを用意すれば、納税者は消費量の原始入力のみで自家消費の金額計算が行えるようになり、負担は大いに軽減できることになるだろう。

第4項 自家消費の計上方法まとめ

簡便法、市価法ともに言えることだが、筆者が示した算式のままでは、計算の結果計上される金額は、特例（50%基準、70%基準）より不利になってしまう。

したがって課税の公平の見地から、簡便法、市価法により算出した金額に、特例と同様、50%か70%かの割合を乗じる必要がある。

この70%や50%という割合の根拠は、本章第1節第2項で述べたように様々な説があるため、筆者としても70%、50%のいずれが妥当な割合か、提示することができない。

しかし、販売価額に一定割合を乗ずることの理由が、事業遂行上の必要性に求められるのであれば、所得税基本通達45-2（業務の遂行上必要な部分）²¹⁴に準じて、最低でも50%以上の割合を乗ずることを要求すべきである。いずれにしても、納税者の恣意的な濫用を防ぐために、販売価額に乗ずべき割合は法定することが

²¹⁴ 所得税基本通達45-2。「令第96条第1号に規定する『主たる部分が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務の遂行上必要』であるかどうかは、その支出する金額のうち当該業務の遂行上必要な部分が50%を超えるかどうかにより判定するものとする。[以下略：筆者]」。

望ましい。

最後に、価格決定権を有する農家と有しない農家とで、自家消費の計上方法とその算式（一部再掲）を下記に示して、本節のまとめとする。

表- 16 提起する自家消費の計上方法（まとめ）

提起する自家消費の計上方法と適用関係

		価格決定権有り	価格決定権なし
原則	所得税法39条	◎	×
	消費税法28条3項1号		
特例	所得税基本通達39-1	◎ (生産原価が計算できる場合)	×
	消費税法基本通達10-1-18		
特例2	簡便法	◎	×
	市価法	×	◎

簡便法（みなし自家消費率法）

$$\begin{aligned}
 & \text{その年の農産物の販売収入金額} \\
 & \quad \times \frac{\text{前5年の原則により計算した農産物の自家消費金額}}{\text{前5年の農産物の販売収入金額※}} \\
 & \quad \times \text{法定割合}
 \end{aligned}$$

※消費税法の課税売上となるべきものとする。

※前5年の原則により計算した農産物の自家消費金額を加算しない。

市価法

$$\text{消費の時における農産物の市場価格} \times \text{消費数量} \times \text{法定割合}$$

第8節 適正な自家消費の計上による効果

自家消費を適正金額で計上することの意義は、適正な課税を行うことだけに留まらない。それは、農家に価格に対する意識を持たせることでもあり、わが国の農業がこの先に迎えることになる法人化の波、国際会計基準との収斂に向けて、先鞭をつけることでもある。

第1項 農家に価格に対する意識を持たせることを通じた効果

筆者の提起する計上方法は、簡便法においては消費時の販売価額を、市価法においては市場価格をもって計上金額の基礎とすることを求めるものである。

それは自家消費を行う度に、「今売ったら幾らで売れるのか」という実勢価格を意識させることに他ならない。これは特に価格決定権のない農家に、価格に対する意識を持たせるという点において重要である。自家消費の計上金額は自分で確定させるものであるので、擬似的な価格決定権を得ることになるが、これは自家消費が内部取引だからこそできると換言しても良い。

戸田龍介²¹⁵は価格決定権がないと、「いくら以下では売れない、つまり原価割れは基本的にできないという発想が生まれにくい。このことが、原価計算の必要性を減じ、ひいては原価計算の基礎資料としての『記録』へのインセンティブを削いでいる」と指摘する。売価の把握と、コスト計算、会計帳簿の作成とは連動しているので、自家消費を適正な金額で計上し、実勢価格を意識させることで、コスト管理や会計帳簿の作成を促進することが期待できるのである。

そして、自家消費の計上を通じた記録やコスト意識の芽生えは、農家と課税庁の間に緊張関係を生じさせ、永らく標準による申告に馴染むことにより喪失していた農家の自主性²¹⁶を解放し、申告納税の実現へと繋がるのである。

第2項 農業の法人化・国際会計基準との関連

本稿は農業における自家消費を、特に所得税法及び消費税法の視点から論じてきた。法人には自家消費が観念できないことも指摘した。

現在のわが国においては農業従事者の多くが個人経営²¹⁷であり、農業法人は少ないことから、農業法人の構成員による農産物の消費については、特段、問題視されてこなかった。問題になるとしても、法人役員の私的消費として、法人税法の役員給与の損金不算入、寄附金の損金不算入、交際費等の損金不算入、消費税法の法人の役員に対するみなし譲渡、低額譲渡の適用の可否が問われるのみである。

わが国が農業立国として世界と伍していくためには、法人化による農地の集積化、共同経営による農作業の効率化が避けられないと言われる。TPPなどの外圧もあり、この法人化の流れは着実に進んでいくと考えられる。ただ、農業における自家消費は、特に事業遂行上の必要性を有するから、法人化によって、その消費自体が無くなるものではない。むしろ、役員以外の法人構成員による農産物の

²¹⁵ 戸田・前掲注 166・4頁。

²¹⁶ 碓井・前掲注 169・52-53頁。

²¹⁷ 農林水産省「2020年農林業センサス」大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室、農業経営体数によれば、全国の農業経営体のうち、96.4%は個人経営である。

消費をどう取り扱うか²¹⁸、といったような問題が顕在化すると考えられる。

そうなると、「従業員の私的消費」のみに焦点を当てた現行法では、法人による農産物の消費に対応できない可能性がある。わが国では法人税法、そして法人税法が計算の基礎とする会計の分野において、農業の法人化を想定した法令、基準の整備が進んでいないためである。

世界に目を転じれば、IAS 第 41 号という農業に関する国際会計基準が存在する。IAS 第 41 号は、生物学的変化²¹⁹という農業の特徴を考慮し、栽培・収穫から得られる資産を「生物資産」や「農産物」として、「固定資産」や「棚卸資産」とは異なる取扱いをすることとしている。とは言え、IAS 第 41 号は、今のところ生物資産や農産物という資産を、どのように認識・測定するかを規定するのみであり、それらの資産を法人の構成員が消費した場合に、どのように収益を認識・測定するのか、他の国際会計基準で対応するのかどうかも含め、言及がない。

ただ IAS 第 41 号は、生物資産や農産物には市場が存在するという前提のもと、公正価値は市場が決めるという考えを徹底して貫いている。この点を鑑みると、将来、法人における農産物の消費についての国際会計基準が策定されるとして、そこにはやはり市場価格に基づく公正価値という考えが持ち込まれるのではないだろうか。

筆者が提起する市価法は、価格決定権のない農家について、市場価格を用いて自家消費金額を算出することを認めるものである。それは、将来における農業の法人化の加速、国際会計基準の農産物の消費に関する項目の策定、それに対するわが国の会計基準の収斂、法人税法の改正までを見据えた、先駆的試みとも言えるのである。

第 9 節 想定される批判への反論

本章第 7 節で筆者の至った結論については、批判もあろう。そこで想定される幾つかの批判と、それに対する反論を行う。

① 市価法において、市場価格を用いる方が合理的であるとする理由は何か

²¹⁸ 例えば、農業を営む個人事業主 X と個人事業主 Y が農業法人 Z を設立し、X が Z の役員、Y が Z の従業員となった場合において、X と Y が Z で栽培した農産物を消費したとき、役員である X のみを対象として課税される結果は、公平と言えるか。個人事業主であった際には、X と Y どちらも課税されていたはずである。

²¹⁹ 生物資産の質的又は量的な変化を生じさせる、成長、変性、生産及び生殖のプロセスからなる。有限責任監査法人トーマツ『国際財務報告基準 (IFRS) 詳説 iGAAP2018 第 2 巻』1279 頁 (第一法規,2019)。

第 1 に、出荷された農産物と自家消費される農産物が同質である保証はなく、卸売市場に流通する農産物と自家消費される農産物が同質である保証もない。この意味で、両者の間に明らかな優劣はないと言える。そして、市場価格は売り手と買い手の自由な競争の結果、決定されるものである。農業のように、買い手が強い価格交渉力を持つ不均衡な条件下で決定される価格より、自由競争により決定される市場価格の方が、より公正と言えるのではないか。

第 2 に、農協へ委託販売をする場合に、農産物によっては、その代金は出荷時に販売見込金額の一部について概算払を受け、販売が終了した後に精算が行われることがあり、この概算払された金額を「概算金」と呼ぶ。実務上、この受け取った概算金を売上に相当するものとして取扱い、税務上もこの取扱いを認めている²²⁰が、この概算金自体が市場価格をベンチマークにしている²²¹ので、市場価格そのものを自家消費の金額の計算の基礎として使うことには合理性がある。

第 3 に、販売価額とはすなわち時価²²²であると考えられる。所得税法、消費税法は時価の定義を置いていないが、正常な取引事情のもとに成立すると認められる客観的な適正価格をいうものと解される²²³。市場価格は恣意性が排除された客観的価格であるから、時価と同視し得る。販売価額が時価であり、市場価格が時価であるならば、販売価額が市場価格という等式が成り立ち、販売価額として市場価格を用いることも合理性を有するのである。

② 簡便法を認める必要はないのではないか

簡便法は、価格決定権を有する農家が、自家消費の金額を原則の方法により 5 年間計上した場合には、その 5 年間以後の各年において、みなし自家消費率を用いた算式により算出した金額を、自家消費金額として計上することを認めるものである。筆者が農業における自家消費の計上で最も問題視するのは、理論と実務で取扱いに乖離が生じていることであり、その原因は、大部分の農家に価格決定

²²⁰ 国税庁「農協を通じて出荷する農産物の譲渡の時期」質疑応答事例

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/12/04.htm>（最終閲覧日：令和 4 年 2 月 14 日）。

²²¹ 札幌高判平成 19 年 11 月 21 日税資 257 号順号 10829。

²²² 所得税法につき「コンメンタール×所得税務釈義 逐条解説編（令和 1 年度版）」所得税デジタル 2-2 巻 3411 頁。「たな卸資産及びたな卸資産に準ずる資産を家事のために消費した場合・・・には、その消費した時において、時価により収入があつたものとみなす。[傍点筆者]」。消費税法につき、国税庁・前掲注 52。「個人事業者が自家消費を行った場合は、その資産を消費又は使用した時のその資産の価額、すなわち時価に相当する金額を課税標準として消費税が課税されます。[傍点筆者]」。

²²³ 神戸地判昭和 54 年 5 月 29 日税資 105 号 461 頁、東京地判平成 2 年 2 月 27 日税資 175 号 802 頁。

権がないことに由来する。したがって、既に価格決定権を持つ農家に簡便法による計上を認めることは、理論と実務の乖離を直接的に解消するものではないため、不要であるとする批判は一理ある。

しかし筆者の提起は、農業の特殊な事情に配慮し、農家に自家消費の簡便的な計上方法を認めようとする、個別通達の趣旨も踏まえつつ、これに代わる、新たな計上方法を認めようとするものである。個別通達に代えて市価法を認めるのみでは、価格決定権を有する農家について、この目的が果たせないことになる。

つまり簡便法は、個別通達を廃すると、価格決定権のない農家に、自家消費の簡便的な取扱いが無くなってしまうことに対する、代案としての位置づけである。本章第4節第1項で述べた通り、農業では特例（50%基準、70%基準）を実質、適用できず、原則のみになってしまう。価格決定権を有する農家と、有さない農家の間だけでなく、他の事業者との間の公平を保つためにも、価格決定権を有する農家に簡便な取扱いを認める必要があるのである。

③ 同業者率、標準による自家消費金額の計上を批判し、実額の近似値を用いるべきと論を展開しながら、簡便法を認めるのは矛盾しているのではないか

簡便法は自身の実績による本人比率を基礎とする点で、同業者率や、標準による計上とは性質が異なる。簡便法は原則による計上を一定期間継続した場合のみ認められる計上方法であるので、その実績には高い信頼性が認められる。これは申告納税そのものであり、その策定に課税庁が深く関与し、「申告納税の衣を着た賦課課税」²²⁴である標準とは全く異なる。例えば平成24年熊本版の自家消費金額の標準では、6歳未満の乳幼児を除く1人当たりの金額が12,500円となっているので、6歳以上の家族が4人いれば、一家の家族の自家消費金額は50,000円（12,500円×4）ということになる²²⁵。だが、これは個々の事情を廃した、家族の構成員の頭割りによる賦課課税で、実質、人頭税のごときものである。

まだ農業所得標準による申告が認められていた時期に、一度農業所得標準により申告した納税者が、のちの実額による申告を排斥された例として【仙台高判平成15年5月8日税資253号順号9339】がある。そこでは、「納税者らは、実額申告に代えて本件農業所得標準による申告の途を選んだのであるから、本件農業所得標準の定める適用方法に従ってこれを形式的機械的に適用し所得を算出すべきである」と判示している。逆も然りである。

元々課税庁は納税者に対して、自家消費金額を標準により計算させることを認め、標準による課税を維持した方が徴税コストは安く済むにもかかわらず、実額

²²⁴ 碓井・前掲注169・52頁。

²²⁵ 戸田・前掲注149・43頁。

申告をさせる途を自ら選んだのであるから、今さら法的根拠もないまま標準による計算に戻ることは許されないと言うべきである。

④ 多忙な農家が、消費するごとに記録を取ることができるのか

まず改めなければならないのは、農家に記録を取らせることが不可能という誤った認識である。なぜなら、農家には既に規則的・継続的な記録慣行があるからである。例えば土壌の診断記録である土壌診断書や、農薬・肥料の使用履歴である肥培管理、生産・流通過程の履歴であるトレーサビリティが好例である。ここまで具体的ではなくとも、天候のデータも規則的・継続的な記録の一種と言える。農家が天候のデータを規則的・継続的に記録するのは、日照、気温、雨量が農産物の生長に深く関係するからである。これらの記録に共通するのは、言うまでも無く農業経営にとって有用かつ重要という点である²²⁶。

要するに、自家消費について、その記録が取れないとすれば、それは農家が多忙であるからではなく、その記録に有用性も重要性もないと農家が考えているからである。逆に、記録を取ることに農業経営上の意義が見出せれば、記録は自然と取られることになる。したがって、農家が多忙で記録は取れない、と諦めるのではなく、記録が農家にとって有益であることを認識させ、彼らに能動的な行動変容を起こすように促すことこそが肝要なのである。

また、筆者が行ったアンケート調査で、自家消費の継続的記録が可能かどうかを質問した所、可能であると回答した対象者は全体の7割になった(表-17)。この事実は自家消費の記録が技術的に可能であることの何よりの証拠となる。情報記録技術が発達し、広く普及した現代において、農家だけが記録能力に乏しいという先入観は、もはや過去のものであると言えるだろう。

表-17 アンケート調査回答結果 ⑥継続的記録の可否

Q5 確定申告書に記載する自家消費の金額は原則として作物ごとに、 売価×消費数量の算式で算定することになっています。 自家で消費するたびに、これらの記録を取ることは可能ですか？ (面倒くさい、やりたくない、という理由で「いいえ」にはしないで下さい)		
全体	はい	いいえ
110人	78人	32人
100%	70.9%	29.1%

²²⁶ 戸田・前掲注166・105頁は、それぞれの農業分野にとって、それぞれの重要な規則的・継続的記録があることを明らかにした。

⑤ 自家消費金額は僅少であり、厳密に計算する必要はないのではないか。

僅少であるがゆえに、その重要性及び事務負担を考えれば自家消費の計上自体を省略するという考え方もあろう。この批判については、まず本当に農家の自家消費金額は僅少と言えるのかどうかを疑い、その上で省略の是非について問わねばなるまい。

自家消費と収穫基準の関連を著した農業関係税制の概要²²⁷には「『日本の農業』においては…生産額の半分程度は自家消費され…」とあり、大島隆夫²²⁸は「額的に相当のウェートをしめる」とする。森剛一²²⁹も「他業種に比べて農業者においては家事消費金額も相当の額になる」という（ただし、いずれも具体的金額及び根拠となる資料の提示はない）²³⁰。

一方で、金子宏の論稿²³¹脚注には「農家の農業生産物からの帰属収益は、一戸あたり、昭和44年には13万円余、昭和47年には11万円余で意外に少ない」とある。なお、昭和44年の13万円余、昭和47年の11万円余は、当時の物価水準での金額であり、令和2年の物価水準に換算²³²すると、昭和44年は44万余、昭和47年は31万円余となるが、これを多いと見るか少ないと見るかは、判断する側の主観による。

さて、この金額を少ないと見て、厳密な計算は必要ないとする批判は突き詰めていくと、最終的には自家消費の計上自体が不要²³³という結論に達する。しかし法の建前上それはできない。むしろ本稿は必要性和適用範囲の検証を通じて、自家消費を計上することの重要性を明らかにしてきた。とすれば、自家消費の金額を如何に簡素に、如何に実額に近づけて計上できるか探求することこそが必要で、徴税コストや納税者の事務負担を理由に、計上の省略を求めるのは短絡的であろう。第1章第5節第3項で指摘したが、自家消費への課税は、消費時に適正に行わなければ後日取り戻せない、という性質からも安易に省略を認めるべきではな

²²⁷ 農林省農林経済局統計調査部・前掲注188・20頁。

²²⁸ 大島＝西野・前掲注139・311頁。

²²⁹ 森剛一「農業をめぐる経営・税務環境の変化と税理士の対応(特集 環境変化に伴う農家の税務と経営の対応)」税理47巻1号36頁(2004)。

²³⁰ 米に限れば、農林水産省よる統計「米流通をめぐる状況」で平成20年度に収穫された855万トンのうち、67万トンが農家消費、55万トンが無償譲渡、43万トンが10a未満農家の消費に回っている、と確認できる。

²³¹ 金子・前掲注4・1118頁。

²³² 換算方法は、日本銀行「昭和40年の1万円を、今のお金に換算するとどの位になりますか？」公表資料・広報活動

<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/j12.htm/>（最終閲覧日：令和4年2月14日）より、計算式(2)消費者物価指数の計算式に従った。

²³³ 確井・前掲注169・54頁。

い。

仮に少額不追及とするにしても、幾らの金額以下を少額とするのか、法の定めによることは当然で、現場サイドの都合で恣意的に計上の省略をすることは許されない。

⑥ 消費税法に収穫基準を設けたら良いのではないか

筆者は収穫基準が適用される所得税法と、適用されない消費税法では、自家消費金額の測定時点に不一致が生じるため、自家消費の計上に当たっては収穫価額を用いないことを前提条件に付した。これは同時に、消費税法に収穫基準を設けたら解決するのではないかという批判も生む。なるほど、消費の前段階である収穫を、資産の譲渡とみなして、収穫基準と時点の一致を図ることも1つの方法である。

しかし、このような取扱いは現行消費税法の解釈では不可能で、新たな立法による必要がある。さらに、収穫基準はその計算の構造上、収穫時と販売時の二度に渡って売上を計上するから、収穫を資産の譲渡とみなしてしまうと、免税点や、簡易課税の判定に混乱をもたらす、これをどう調整するかという問題が生じる。このような複雑な調整を行うよりは、自家消費の計上においては所得税法、消費税法ともに収穫基準を適用せず、原則通り消費時に測定する方が簡素で理に適っていると見えよう。

⑦ 消費税の免税事業者には関係のない話ではないか

筆者の提起する自家消費の計上方法は、いずれも測定時点を消費の時とする。それは所得税法と消費税法の自家消費の測定時点を一致させるためである。したがって、消費税の免税事業者には無関係という批判は一理ある。

しかし今後、消費税の課税事業者は増えることが予想されるため、測定時点の不一致の問題は、早めに解決すべきであると考えている。

令和元年10月より消費税法は酒類を除く食料品（及び定期購読される新聞）には軽減税率、それ以外は標準税率という複数税率を採用した。農家が農協や卸売市場に委託販売をする場合、令和元年9月以前では、農産物の売上から農協や卸売市場に支払う委託料を控除した後の金額を課税売上とする取扱い（純額経理）が認められていた²³⁴。しかし、複数税率の導入により、農産物の売上は軽減税率で、委託料は標準税率となるため、令和元年10月からは委託料を課税売上から控除できなくなった（総額経理）²³⁵。この取扱いにより、それまで純額経理を行

²³⁴ 消費税法基本通達 10-1-12。

²³⁵ 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達 16。

っていた農家は、委託料相当分が課税売上に乗せられることになる。農家は、売上の1～2割程度を委託料として支払っていることが価格形成調査²³⁶において確認できるから、今まで課税売上高1,000万円のボーダーライン付近にいた農家が課税事業者となる可能性が高まるのである。

複数税率が導入された令和元年の課税売上高が1,000万円を超えたとしても、課税事業者となるのは、2年後の令和3年であるため、経理方法の変更の影響が実績として表れるのは令和3年度分の確定申告からである。したがって、どれだけ課税事業者が増えるのか、本稿の執筆時点では未知数であるが、増加に傾くことは間違いない。

また、令和5年10月に導入が予定されている適格請求書等保存方式により、BtoBの商流を持つ農家は、課税事業者を選択することも考えられる。

今まで免税事業者であった農家が、課税事業者へと転ずることが予想される今こそ、所得税法と消費税法の不一致を整備する好機なのである。

第10節 小括

第1章、第2章では自家消費とは何か、どういう場合に自家消費となるのかという、「認識」の問題を主に議論したが、本章では、自家消費として認識された場合の、具体的に計上すべき金額をどうするかという、言わば「測定」の問題を主に議論した。そして、この「認識」、「測定」の議論を通じ、所得税法、消費税法の解釈から導かれる「理論上の自家消費」が明確となった。

文献調査、アンケート調査を用いて、理論通りの処理が実務でも実践されているか照会を行ったが、調査の結果からは、理論と実務では計上方法に乖離があることが判明した。これは筆者が仮説として立てていた通りの結果である。

この理論と実務の乖離は、農家には「価格決定権」がないという、自家消費の計上を行う上での重大な要素の欠落があるにもかかわらず、一律に規定を当てはめていたことに原因があった。この乖離を埋めるための解決案として、簡便法と市価法という新たな自家消費の計上方法を2つ提起した。この2つの計上方法を結論とすることで、自家消費の問題点を、農業を中心として明らかにし、解決するという本稿の目的は達成されたと言って良い。

²³⁶ 農林水産省「平成29年度確報 食品流通段階別価格形成調査」大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室,概要26-27頁。

おわりに

(本稿の振り返り)

本稿の出発点は農家が農産物を自家消費した場合、「税務上、どのように処理されるのだろうか」、「農家は自家消費をきちんと計上している（できる）のであろうか」という疑問であった。そしてこの疑問に対する筆者の自答は否であった。農業と税務のいずれにも関与した筆者の実務経験上、農家の自家消費の金額は正しく把握され、適切に申告されているようには思えなかったからである。そこで、理論上の自家消費と実務上の自家消費との間には乖離があり、法が規定する方法によって計上がなされていないのではないかという仮説を立てた。仮説が正しいとすると、課税要件明確主義、合法性の原則、これらを基礎に置く租税法律主義、及び租税公平主義といった租税法の諸原則に抵触する可能性があった。

仮説を検証するため、第1章において、自家消費の定義について確認を行った。定義が曖昧なままでは、検証にブレが生ずると考えたためである。続いて自家消費の本質について、売上説と控除否認説という2つの説を示し、本稿では売上説に依拠するとの基本的立場を明らかにした上で、所得税法及び消費税法において、自家消費の計上が求められる根拠について考察を行った。そこでは所得税法においては、包括的所得概念、消費税法においては、消費行為そのものである自家消費に担税力を認め、租税回避を防止する観点により課税がなされることを確認した。また、自家消費が100%私的な消費ではなく、事業性を包含していることは、新たな発見であった。

第2章では自家消費の所得区分と、適用範囲について検討を行った。具体的には対象となる人的範囲、対価の範囲、時間的範囲、行為の範囲である。検討の結果、所得税法と消費税法とで、贈与と事業用資産について若干の取扱いの違いはあるものの、他の殆どの点で統一的な見解を得ることができた。特に人的範囲については、売上説の立場から、多段階説と単段階説という2つの説を提唱し、自家消費が擬制する販売は誰に対するものか、という点について検証を行った。この検証を通じて自家消費と贈与との界面が明確となり、今後の研究に繋がる指針を示せたことは有意義であった。

第3章では、法の求める自家消費の計上に用いる金額、数量及び記帳や帳簿の保存、農業にのみ認められる特殊な取扱いについて、現行法上の規定の確認を行った。その上で、実務上での取扱いの実態を文献調査とアンケート調査により明らかにし、理論上と実務上での取扱いにおける乖離の存在、その結果として杜撰な計上が行われている実態が判明し、筆者が立てた仮説の正当性を立証した。このような理論と実務の乖離は、租税法律主義や租税公平主義の見地から存置でき

る問題では無く、かつ現在の法の解釈ではこれを解決できないと考え、個別通達に代わる新たな自家消費の計上方法を提起することとした。その主な特徴は、農家を価格決定権を有する農家と、価格決定権を有しない農家とに区分し、それぞれに、簡便法と市価法という異なる計上方法の採用を認めるとした点にある。この計上方法は簡便で公正な自家消費の計上が行われることを目指すものである。また、経営意識の希薄な農家に自家消費を通じて、コスト管理意識を醸成し、会計帳簿の作成を促すという新たな試みでもあった。

以上、第1章で自家消費及び関連用語の定義を、第2章で自家消費の適用範囲を明らかにしたことで、課税要件明確主義の要請に応え、第3章で提起した簡便法、市価法という2つの計上方法は、合法性の原則、租税法律主義、及び租税公平主義に適合するものである。農業では理論上の自家消費と実務上の自家消費の計上に乖離が生まれ、租税法の諸原則に抵触しているという本稿が挙げた問題は、ここに解決をみた。

(本稿の結論)

農業における自家消費は、理論上と実務上で取扱いに乖離が生じている。乖離を存置することは、租税法の諸原則に抵触する恐れがあるが、その解消は現行税法の解釈では限界がある。

したがって、乖離を解消するためには新たな立法によることもやむを得ない。本稿は、その立法の一案として、個別通達に変わる新たな自家消費の計上方法(簡便法・市価法)を提起する。

(雑感)

自家消費は概念自体が抽象的であることも相まって、自家消費の現実的問題点を取り上げて体系的、網羅的に考察を行った先行研究は数少なく、かつ用語の定義や適用範囲については、研究者ごとに意見が異なることも多かった。そのため、これらを精査分析し、用語の定義、範囲を確定させることに本稿では多くの紙幅を要した。

自家消費は争訟においても単体で争点となることが少なく、国際課税や租税回避、といった花形のテーマと比較すれば地味で、先行研究も多くないというのが、研究を通じて得られた筆者の実感である。その先行研究の少なさもあってか、所得税法と消費税法のそれぞれの税法の研究者が、独立したテーマとして自家消費を語ることはあっても、両法の自家消費を同時に説明する、統一的な理論を打ち出す試みがされてこなかったように感じる。そして本稿は敢えてその試みを行った挑戦的・意欲的なものであると自負する。

自家消費に関する規定は、所得税法が昭和25年、消費税法が平成元年に創設

されている。両法には時間的な隔たりがあり、社会環境も異なることから、法の意図する所を整合させることには困難も多かったが、両法における自家消費を論点ごとに比較説明することに腐心した結果、その異同が浮き彫りとなり、筆者の結論を打ち出す足がかりとなったことは、大きな成果であった。

自家消費の概念は古来よりあり、その研究も税法の歴史から見れば古くからなされているが、それでも十分に研究された分野とは言えず、本稿が示しただけでも、その問題は多岐に亘る。本稿による指摘を契機として、自家消費についての議論が活発になり、さらに本稿がその議論の一助となれば何にも勝る喜びである。

参考文献

【書籍】

- 伊藤元夫「自家消費」金子宏編『税務百科大辞典』（ぎょうせい,第2版,1980）
- 有限責任監査法人トーマツ『国際財務報告基準（IFRS）詳説 iGAAP2018 第2巻』（第一法規,2019）
- 岡村忠生＝渡辺徹也＝高橋祐介『ベーシック税法』（有斐閣,第7版,2013）
- 樫田明＝今井慶一郎＝佐藤誠一郎＝木下直人『所得税基本通達逐条解説』（大蔵財務協会,令和3年度版,2021）
- 金子宏『租税法』（弘文堂,第23版,2019）
- 戸田龍介『日本における農業簿記の研究－戦後の諸展開とその問題点について－』（中央経済社,2017）
- 戸田龍介『農業発展に向けた簿記の役割－農業者のモデル別分析と提言－』（中央経済社,2014）
- 柴原一編著『Q&A 農業・農地をめぐる税務』（新日本法規出版,2004）
- 酒井克彦『裁判例からみる所得税法』（大蔵財務協会,2016）
- 酒井克彦『所得税法の論点研究－裁判例・学説・実務の総合的検討－』（財經詳報社,2011）
- 佐藤秀明『スタンダード所得税法』（弘文堂,第2版補正2版,2020）
- 関子善信『税法概論』（大蔵財務協会,十訂版,2013）
- 水野忠恒『消費税の制度と理論』（弘文堂,1989）
- 水野忠恒『租税法』（有斐閣,第5版,2011）
- 浅妻章如＝酒井貴子『租税法』（日本評論社,2020）
- 全国農業経営コンサルタント協会＝大原学園大原簿記学校『農業簿記検定教科書3級』（大原出版,第2版,2019）
- 大島隆夫＝西野襄一『所得税法の考え方・読み方』（税務経理協会,1986年）
- 谷口勢津夫『税法基本講義』（弘文堂,第6版,2018）
- 鈴木誠『りんご一つにあと20円多く払えば、東北の農業は復興できる』（講談社,2011）
- 鈴木武＝林田雅夫＝高久悟『知らなきゃ損する 新農家の税金』（農山漁村文化協会,第19版,2021）
- 濱田正義編『消費税法基本通達逐条解説』（大蔵財務協会,平成30年版,2020）

【雑誌記事】

- William. Vickrey（塩崎潤訳）「Agenda for progressive Taxation」（邦題「累進

課税の指針」(Ronald Press,1947) 財政 20 卷 7 号 (1955)

- 碓井光明「農業所得課税に関する研究 (1)」エコノミア 83 号 (1984)
- 碓井光明「農業所得課税に関する研究 (4)」エコノミア 91 号 (1986)
- 碓井光明「農業所得課税に関する研究 (5・完)」エコノミア 93 号 (1987)
- 奥田周年＝君島弥寿子「都市近郊農家の税務のポイントと経営の課題(特集 環境変化に伴う 農家の税務と経営の対応)」税理 47 卷 1 号 (2004)
- 岩崎政明「未実現利得・帰属所得に対する所得課税」税務事例研究 110 号(2009)
- 金子宏「所得概念について」税経通信 25 卷 6 号 (1970)
- 金子宏「租税法における所得概念の構成(3・完)」法学協会雑誌 92 卷 9 号(1975)
- 吉良実「74 自家消費」税経通信臨時増刊 33 卷 14 号 (1978)
- 熊王征秀「消費税におけるみなし譲渡」税理 52 卷 14 号 (2009)
- 細見卓「29 事業所得(1)一意義と範囲一」別冊ジュリスト判例百選(有斐閣,1968)
- 山本晋也「市場を通さない販売・自家消費と税務の対応(特集 環境変化に伴う 農家の税務と経営の対応)」税理 47 卷 1 号 (2004)
- 酒井克彦「家事消費とインピューテッド・インカム課税ー収入・必要経費を巡る諸問題一」月刊税務事例 39 卷 4 号 (2007)
- 酒井克彦「租税法上の概念の不統一とその解釈」月刊税務事例 49 卷 6 号(2017)
- 小塚真啓「家族の所得と租税ー個人単位での所得の把握か、それとも家族単位かー」租税研究 793 号 (2015)
- 消費税実務研究会「実務から読み解く！消費税法基本通達のポイント」税理 62 卷 2 号 (2019)
- 植松守雄「所得税法の諸問題(3)ー所得の概念一」税経セミナー14 卷 4 号(1969)
- 植松守雄「所得税法の諸問題(4)ー所得の概念一」税経セミナー14 卷 5 号(1969)
- 森剛一「農業をめぐる経営・税務環境の変化と税理士の対応(特集 環境変化に伴う 農家の税務と経営の対応)」税理 47 卷 1 号 (2004)
- 東京地方税理士会「消費税 個人事業者の廃業とみなし譲渡の関係」税務相談事例 Q & A 【平成 24 年 7 月掲載】 ,TAINS コード消費事例東地会 020030
- 藤川昭次郎「現行農業所得課税の仕組みと問題点」農業と経済 (昭和堂,1986)
- 南博方「推計課税の合理性ー同業者率と実調率一」ジュリスト 640 号 (1977)
- 北浦絢也「個人事業廃業時における消費税実務の留意点ー税率引上げと会計検査院報告で問題に一」税務弘報 68 卷 2 号 (2020)

【論集】

- 関本大樹「倍半基準による推計課税の数理的構造に関する一考察」税大ジャーナル 22 号 (2013)
- 河野益典「消費税の私的消費に対する課税についての一考察」租税資料館賞受

賞論文集 中巻第 22 回 (2013)

- 岸昌三「帰属家賃の課税問題」追手門経済論集 11 巻 2 号 (1976)
- 菊池衛「人的役務所得をめぐる若干の考察」税大論叢 4 号 (1971)
- 金子宏「総論－消費税制度の基本的問題点－」日税研論集 30 号 (1995)
- 山本守之「課税対象取引と課税対象外取引」日税研論集 30 号 (1995)
- 沼田博幸「消費課税における事業目的についての一考察－事業者の消費に対する課税を中心として－」明治大学会計論叢 7 巻 (2012)
- 植松守雄「所得税法における『課税所得』をめぐる一橋論叢 77 巻 2 号(1977)

【公的刊行物】

- 会計検査院「(4)本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」平成 30 年度決算検査報告の概要
- 会計検査院「平成 30 年度決算報告」(2020 年 3 月)
- 企業会計基準委員会「棚卸資産の評価に関する会計基準」企業会計基準第 9 号 (2006 年 7 月)
- 経済安定本部企業会計基準審議会「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」財政経済弘報第 323 号 5 面 (1952 年 6 月)
- 国税庁「1-13 個人事業者の廃業に伴う事業用資産の取扱い」平成 12 年消費税審理事例集, TAINS コード消費事例 003013
- 国税庁「第 115 回 国税庁統計年報書 平成元年度版」
- 国税庁「第 145 回 国税庁統計年報書 令和元年度版」
- 国税庁「第 76 回 国税庁統計年報書 昭和 25 年度版」
- 国税庁「令和 2 年分確定申告 農業所得に係る留意点」
- 国税庁『改正税法のすべて』(大蔵財務協会, 昭和 63 年度版, 1988)
- 国税庁『改正税法のすべて』(大蔵財務協会, 昭和 40 年度版, 1965)
- 国税庁「令和 2 年分 収支内訳書 (農業所得用) の書き方」(2021)
- 国税庁消費税課「1-18 個人経営の建築業者が自己の家屋を建築した場合」平成 12 年消費税審理事例集, TAINS コード消費事例 003018
- 国税庁「帳簿の記帳のしかた (農業所得者用)」(2021)
- 全国農業協同組合中央会「平成 22 年度税制改正要望事項」(2009 年 10 月)
- 農林省農林経済局統計調査部「昭和 33 年度農林関係税制の概要」(1958 年 9 月)
- 農林水産省「2020 年農林業センサス確報第 2 巻 農林業経営体調査報告書 －総括編－農産物出荷先別経営体数」大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室 (2021 年 6 月)
- 農林水産省「平成 29 年度確報 食品流通段階別価格形成調査」大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室（2019年6月）

- 農林水産省「米流通をめぐる状況」米流通システム検討会（2008年10月）
- 農林水産省「令和元年度 食料・農業・農村白書」
- 税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」（1963年12月）
- 税制調査会「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」（2000年7月）
- 大蔵省企業会計原則審議会「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書四」（1962年8月）

【デジタル刊行物】

- TKC 税務研究所「歯科技工業における材料代の取扱い」税務 Q&A 文献番号 47201980
- TKC 税務研究所「大工等が自宅を建築した場合」税務 Q&A 文献番号 46100329
- 第一法規「コンメンタール×所得税務積義 逐条解説編（令和1年度版）」
- 東京都中央卸売市場市場統計情報（月報・年報）（2019年8月～2020年7月）
- 農林水産省「生産農業所得統計」大臣官房統計部経営・構造統計課

【国語辞典】

- 旺文社『国語辞典』（第10版,2005）
- 集英社『国語辞典』（第2版,2000）
- 角川書店『必携国語辞典』（第6版,2004）
- 岩波書店『広辞苑デジタル版』（第7版）

【判例・裁決例】

（判例）

- 最大判昭和60年3月27日民集39巻2号247頁
- 最判昭和56年4月24日民集35巻3号672頁
- 最判昭和39年11月13日民集76号85頁
- 最判昭和32年10月22日民集11巻10号1761頁

- 札幌高判平成19年11月21日税資257号順号10829
- 名古屋高判平成18年2月9日訟月53巻9号2645頁
- 仙台高判平成15年5月8日税資253号順号9339
- 高松高判平成13年4月17日税資250号順号8883
- 広島高判平成3年12月5日税資187号236頁
- 東京高判昭和61年2月26日税資150号378頁

- 大阪高判昭和 56 年 7 月 16 日行集 32 卷 7 号 1054 頁（株式会社藤松事件）
- 大阪高判昭和 50 年 3 月 26 日行集 26 卷 3 号 439 頁
- 大阪高判昭和 44 年 9 月 30 日判タ 241 号 108 頁（スコッチライト事件）
- 東京高判昭和 33 年 2 月 28 日行集 9 卷 2 号 206 頁

- 山口地判平成 31 年 2 月 13 日税資 269 号 13241 順号
- 東京地判平成 24 年 12 月 25 日税資 262 号 12122 順号（マカオ 2 泊 3 日事件）
- 名古屋地判平成 21 年 9 月 30 日判時 2100 号 28 頁
- 福島地判平成 17 年 11 月 22 日税資 255 号順号 10205
- 名古屋地判平成 17 年 6 月 29 日訟月 53 卷 9 号 2665 頁
- 富山地判平成 15 年 5 月 21 日税資 253 号順号 9349
- さいたま地判平成 14 年 10 月 30 日税資 252 号順号 9226
- 熊本地判平成 14 年 7 月 19 日税資 252 号順号 916
- 山形地判平成 11 年 3 月 30 日月報 47 卷 6 号 1559 頁
- 盛岡地判平成 7 年 2 月 3 日税資 208 号 215 頁
- 岡山地判平成 2 年 12 月 4 日税資 181 号 770 頁
- 東京地判平成 2 年 2 月 27 日税資 175 号 802 頁
- 大阪地判昭和 63 年 11 月 30 日税資 166 号 538 頁
- 東京地判昭和 60 年 5 月 30 日税資 145 号 603 頁
- 大阪地判昭和 59 年 11 月 30 日税資 140 号 349 頁
- 水戸地判昭和 59 年 4 月 24 日税資 136 号 139 頁
- 神戸地判昭和 54 年 5 月 29 日税資 105 号 461 頁
- 大阪地判昭和 50 年 4 月 22 日税資 81 号 277 頁

（裁決例）

- 国税不服審判所裁決平成 29 年 2 月 6 日裁決事例集 106 集 1 頁
- 国税不服審判所裁決平成 23 年 12 月 2 日裁決事例集 85 集 28 頁
- 国税不服審判所裁決平成 14 年 10 月 8 日（非公開裁決）TAINS コード F0-5-074
- 国税不服審判所裁決昭和 45 年 10 月 29 日裁決事例集 1 集 12 頁

【WEB サイト】

- 健康保険組合連合会ウェブサイト「健康保険の基礎知識」
<https://www.kenporen.com/health-insurance/basic/08.shtml>
 （最終閲覧日：令和 4 年 2 月 14 日）
- 国税庁「No.2200 収入金額とその計算」タックスアンサー

- <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2200.htm>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 国税庁「No.6317 個人事業者の自家消費の取扱い」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6317.htm>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 国税庁「No.6603 個人事業者が事業を廃止した場合」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6603.htm>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 国税庁「No.6621 帳簿の記載事項と保存」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6621.htm>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 国税庁「棚卸資産の自家消費」質疑応答事例
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/14/03.htm>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 国税庁「農協を通じて出荷する農産物の譲渡の時期」質疑応答事例
<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shohi/12/04.htm>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 国土交通省「三大都市圏の若者は地方移住に強い関心～平成29年度国土交通白書を公表～」国土交通省総合政策局政策課
https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo08_hh_000135.html
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 酒井克彦「【第48回】宝くじに係る課税と所得の実現（その3）」Profession Journal 酒井克彦の〈深読み◆租税法〉
<https://profession-net.com/professionjournal/income-article-220/>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 杉本不二男「帰属所得の課税上の問題点」東京・城南のよろず相談所 税理士・行政書士 杉本不二男総合事務所
<http://www.sugimotofujiosougoujimusyosyo.jp/article/16064136.html>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 総務省「『田園回帰』に関する調査研究報告書」自治行政局過疎対策室
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei10_02000053.html
(最終閲覧日：令和4年2月14日)
- 日本銀行「昭和40年の1万円を、今のお金に換算するとどの位になりますか？」公表資料・広報活動
<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/j12.htm/>
(最終閲覧日：令和4年2月14日)

【図表リスト】

【図】

図- 1	自家消費と関連用語の関係図	9
図- 2	農業における自家消費と関連用語のイメージ図	10
図- 3	修正包括的所得概念のイメージ図	21
図- 4	農業における自家消費の所得区分フロー図	34
図- 5	(多段階説) 同一生計親族が自家消費をした場合の取引の流れ① .	41
図- 6	(多段階説) 同一生計親族が自家消費をした場合の取引の流れ② .	42
図- 7	主観的意思と棚卸資産の自家消費	58
図- 8	棚卸資産とサービスの不均衡を是正するアプローチ	62
図- 9	医療費の給付(自己診療・自家診療を行った場合)	64
図- 10	収穫基準の自家消費補完機能	100
図- 11	馬鈴薯(男爵)の入荷数量・平均価格推移	103

【表】

表- 1	農業統計用語の定義	33
表- 2	自家消費の消費主体と課税根拠	36
表- 3	棚卸資産の自家消費があると想定される業種の割合とその推移	52
表- 4	所得税法・消費税法における自家消費の計上金額の原則・特例	73
表- 5	個別通達の自家消費についての記述	79
表- 6	アンケート調査 質問と回答選択肢	82
表- 7	アンケート調査回答結果 ①職業スクリーニング	83
表- 8	アンケート調査回答結果 ②自家消費の有無	83
表- 9	アンケート調査回答結果 ③確定申告の必要性の認識	84
表- 10	アンケート調査回答結果 ④自家消費の計上基準	84
表- 11	アンケート調査回答結果 ⑤職業・計上基準のクロス集計	85
表- 12	農業所得標準課税から収支実額課税への移行状況	86
表- 13	同業者調査票	92
表- 14	提起する自家消費の計上方法と適用関係	95
表- 15	年次別農業総産出額及び生産農業所得(全国版)	105
表- 16	提起する自家消費の計上方法(まとめ)	112
表- 17	アンケート調査回答結果 ⑥継続的記録の可否	117